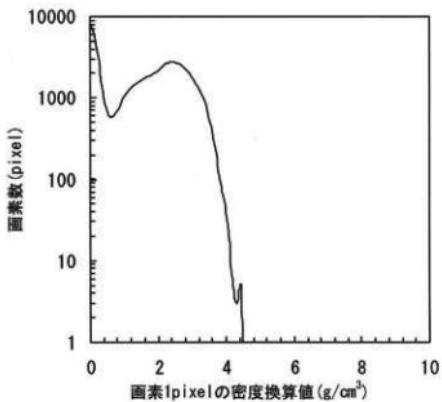
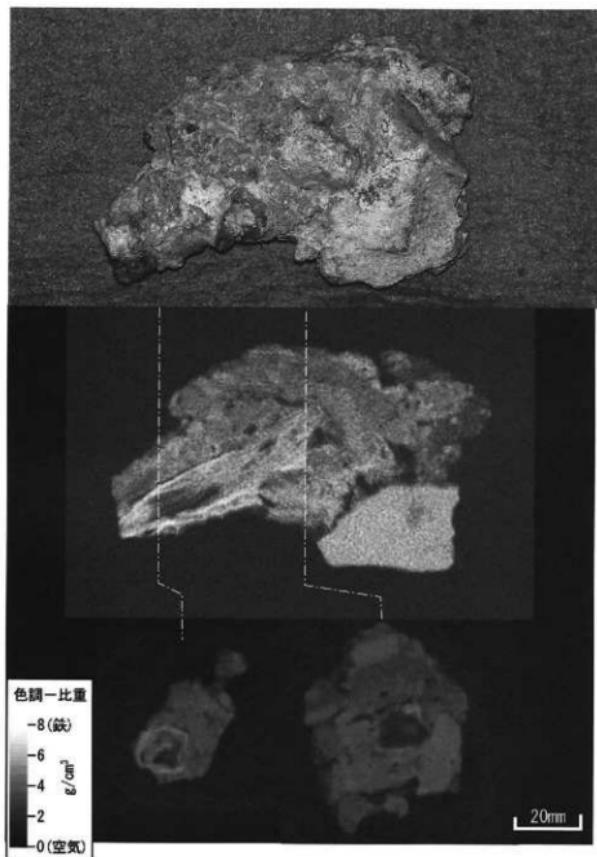


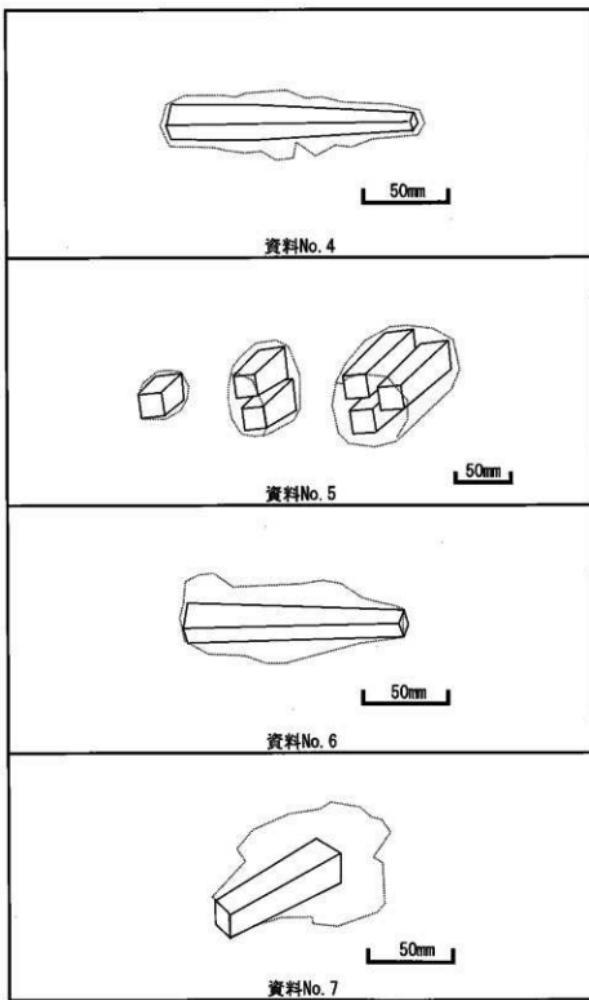
第186図 鉄釘（資料No.6）のX線CT撮像結果



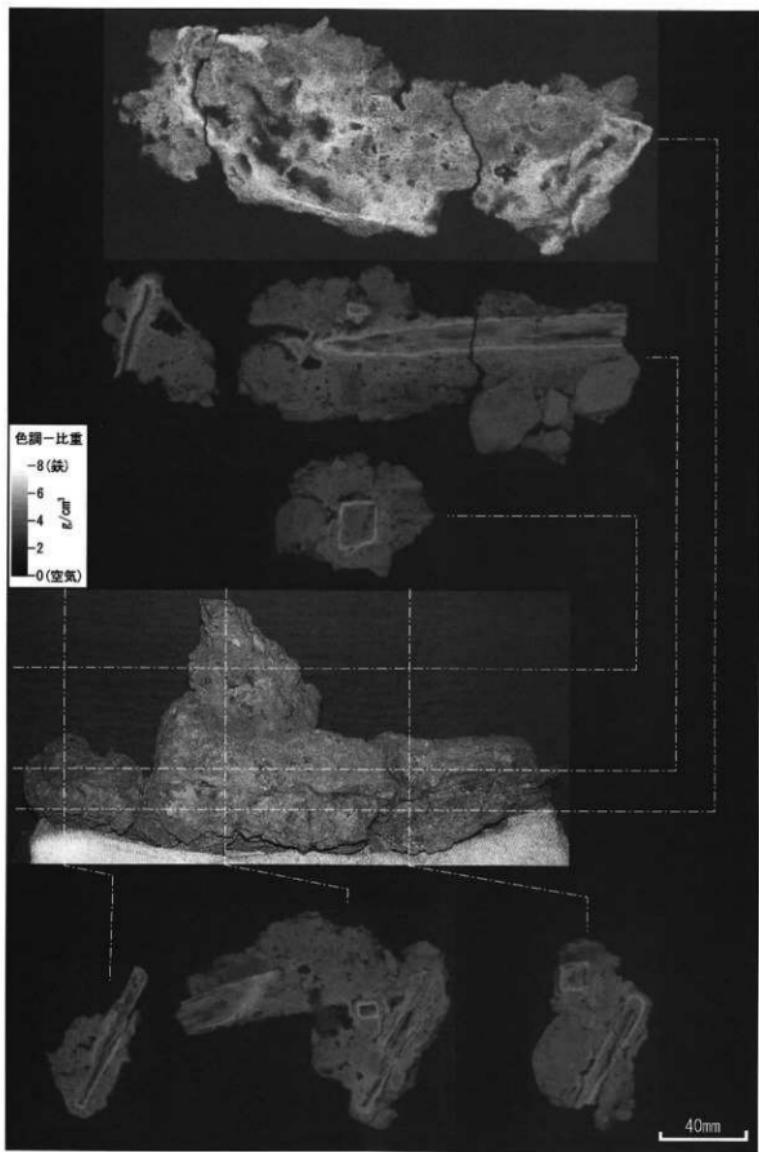
第187図 鉄釘（資料No.6）のX線CT像における物質密度と画素数の関係



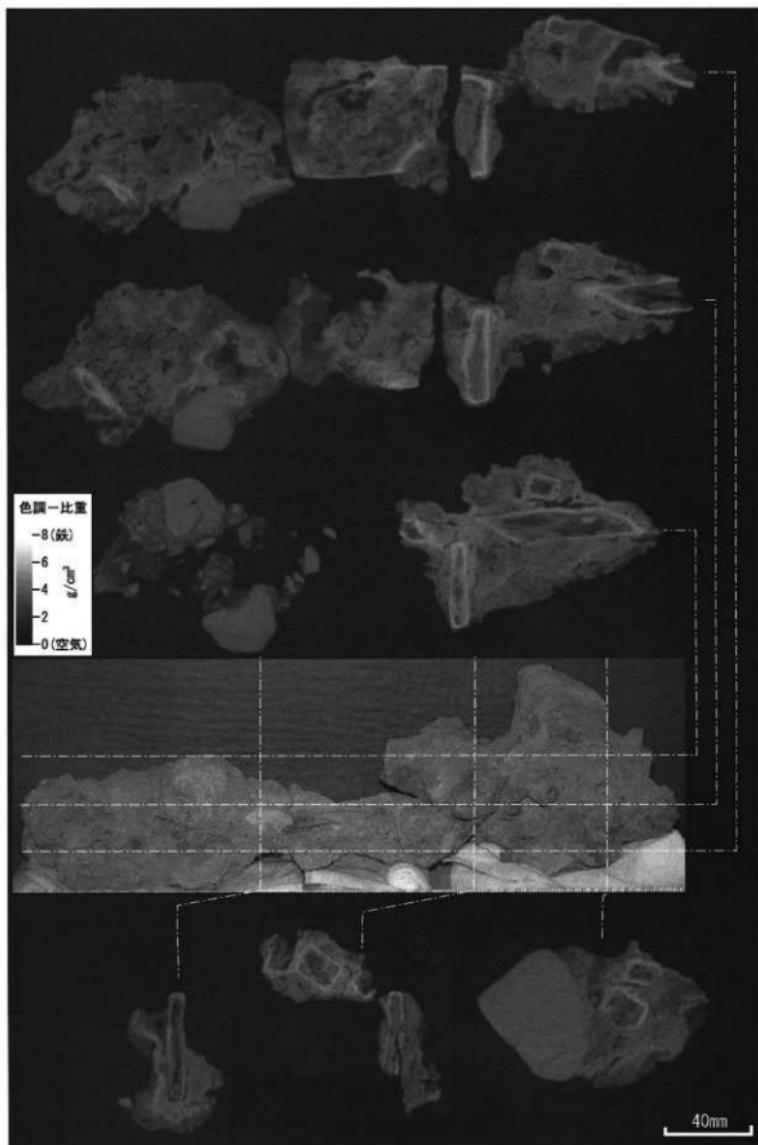
第188図 鉄釘（資料No.7）のX線CT撮像結果



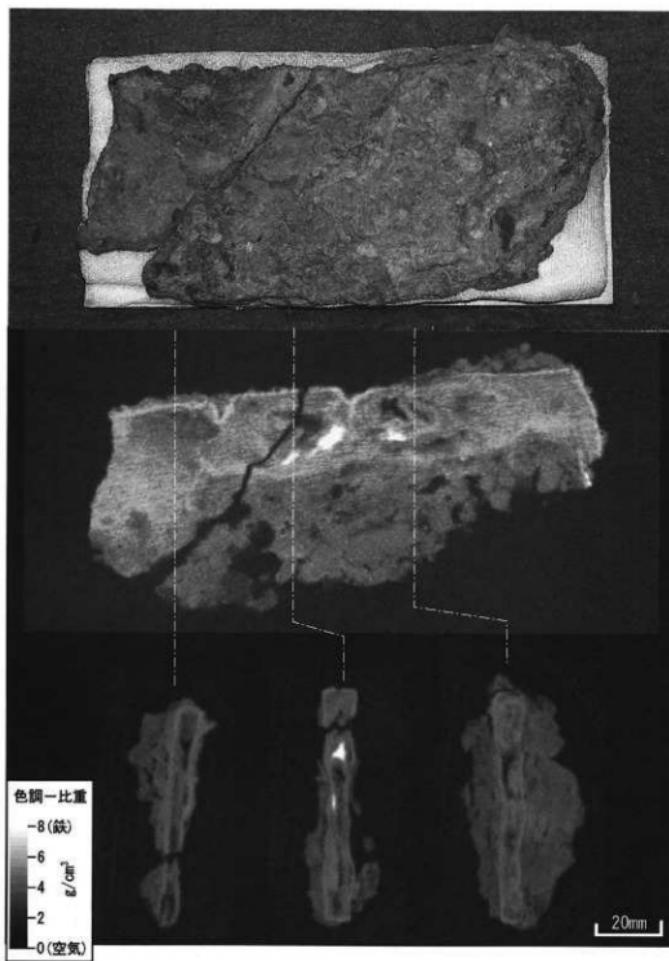
第189図 X線CT像から推定される鉄釘資料の原形状



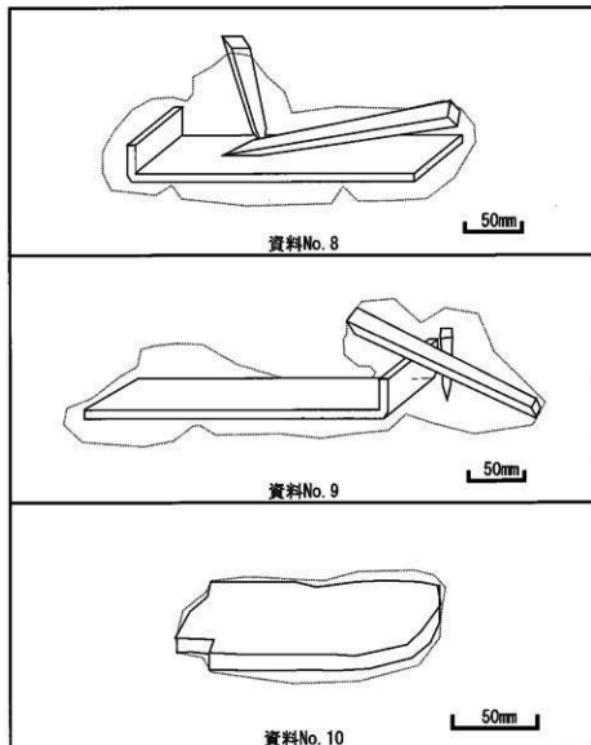
第190図 鉄釘（資料No.8）のX線CT撮像結果



第191図 鉄釘（資料No.9）のX線CT撮像結果



第192図 鉄釘（資料No.10）のX線CT撮像結果



第193図 X線CT像から推定される鉄器資料の原形状

第22章

巨大柱の3次元計測について

第22章 巨大柱の3次元計測について

塙本 敏夫 (財団法人元興寺文化財研究所)
佐藤 宏介 金谷 一郎 (大阪大学基礎工学部)

1. はじめに

文化財は人類の過去の足跡を現代から未来に伝える重要な情報資料であるとともに、その遺産を継承した人類共通の財産である。我々には文化財を残し、後世へ伝える義務と責任がある。

現在、わが国では年間1万件を越す発掘調査が行われており、膨大な発掘量を抱え、充分な調査ができないまま破壊され、なくなってしまう遺跡も少なくない。また、発掘調査によって出土した遺物は劣化しやすく、膨大な出土量を抱え、その記録・整理・保管・所存処理に迅速な対応をとることは難しく、経時変化とともに資料的価値を失っていくものが多い。

一方で、手作業による遺構図や遺物図面の作成や遺物接合・整理作業などの非効率な発掘調査や遺物整理の改善が指摘されており、かかり過ぎる発掘・整理作業の時間短縮や費用の抑制が社会的な問題になっている。

埋蔵文化財は資料的な価値を失わないうちに一刻も早く資料化・保存することが大きな課題である。したがって、膨大な埋蔵文化財を迅速かつ正確に資料化するための新しいデジタル記録技術を開発し、普及させることが急務であると考えられる。

現在、遺跡の記録は平板測量等から航空測量に置き換わりつつあり、計測データのデジタル化や3次元的な立体復元の研究が行われ始めているが、まだまだ費用がかかりすぎるため、ほとんど手作業による遺構図の作成と写真による二次元的なデータ記録が主であるのが実状である。

しかし、近年、従来室内でしか使用できなかつた赤外線レーザーを用いた3次元形状計測機(以下レーザレンジファインダ)が屋外でも使

用可能な状況となってきており^①、一部地形測量に利用されるようになった。

著者らは長年出土遺物の保存の立場から3次元形状計測装置を使った文化財の3Dデジタルアーカイブを進めている傍ら、遺跡計測の先行研究を進めてきた^{②③④⑤}。平成12年度と13年度に島根県大社町出雲大社境内遺跡の御柱の発掘調査に屋外用3次元レーザレンジファインダを用いた遺構の3次元デジタル計測を行った^⑥。また、平成15年には取り上げた宇豆柱3本と心御柱3本の詳細な3次元デジタルデータを遺物計測用のレーザレンジファインダを用いて計測を行った。

本報告では出雲大社境内遺跡の御柱の発掘調査で試験的に試みた遺跡発掘のリアルタイム3次元デジタル計測の結果を紹介する。

2. リアルタイム遺構計測システムの提唱と概要

2-1 開発目的

遺跡発掘作業では発掘作業が完成した場合のみ、写真測量を用いて遺跡全体を図化するケースはあるが、発掘の途中で写真測量を行なうことはほとんどないのが実状である。しかも発掘途中の遺構図や発掘した遺物の出土状況図は手測りで行なわれておらず、精度的に満足出来るものではない。また、その作業は時間がかかり、ともすれば遺物の保存に対して悪影響を及ぼす場合もある。したがって、文化財の発掘作業において短時間で正確なデータを取ることが出来るリアルタイム遺構計測システムを開発することが急務である。

このシステムにより、劣化しやすい遺物の迅速な取り上げと立体的な出土状況のデータ取得が可能となる。特に、重層的に出土する遺物群

を各層毎にリアルタイムで3次元デジタル計測する。その場でデータをチェックし、直ぐに遺物を取り上げ、下層の発掘作業に進める高速発掘が可能となる。また、発掘後に時系列的な発掘状況の可視化や層別な出土状況の再現が容易に行うことができ、取得データの有効的活用がはかられる。

2-2 遺構計測システムの概要

(1) 遺構のフレーム点群の設定

計測する遺構に基準となる粗い基準点を設定し、トータルステーションにより基準点群を計測する。

(2) 遺跡の粗いデジタル計測（全体輪郭計測）

全体計測用レーザレンジファインダにより基準点群を3点以上含む遺構面全体の計測する。

(3) 出土状況のリアルタイムデジタル計測

計測視野内に基準点を3点以上設定し、出土状況の詳細なデータを高精細レーザレンジファインダでデジタル計測を行う（遺構面積、計測精度により分割計測を行う）。その場で計測データを確認し、発掘状況に応じてリアルタイムに3Dデジタル計測を繰り返す。

(4) データ合成

計測した精度の違うデータを合成した後、絶対座標系に変換する。

3. 出雲大社境内遺跡でのリアルタイム遺構計測

3-1 計測対象遺跡

島根県大社町出雲大社境内遺跡は出雲大社の宮司である出雲国造千家に残された古代出雲大社が高層神殿であったということを示す柱の図面が記された『金輪御造営差図』と同じ仕組みの巨大な柱が出たことで話題を集めた遺跡である。柱は3本を一組とし、直径3mにもなり、発掘された日本最大の柱である。平成12年度に調査区の3箇所の柱の確認と宇豆柱の調査が、平成13年度には心御柱の調査が行われた。この出雲大社境内遺跡を計測対象とした。

3-2 レーザレンジファインダの選定

レーザレンジファインダには全体計測用と詳細計測用の二種類の計測器を使用した。

(1) 全体計測用レンジファインダの選定

①計測スピード②視野範囲(2~350m)③操作性(可搬性)④計測精度(2.5cm)⑤カラー画像同時取得等の特徴からリーグル社製LMS-Z210を選定した。



写真258 出雲大社境内遺跡の計測風景

(2) 詳細計測用レンジファインダの選定

①計測スピード②視野範囲(2~60m)③操作性(可搬性)④計測精度(8mm)等の特徴からリーグル社製LPM-25HAからを選定した。

3-3 出土状況の遺構計測試験(H12年度)

(1) 遺跡全体のデジタル計測

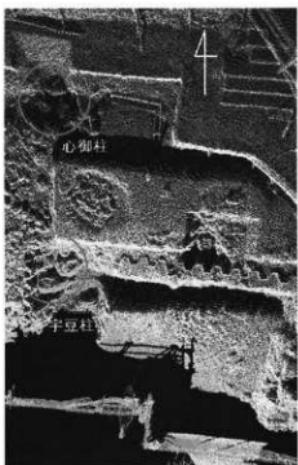
全体計測用レーザレンジファインダで遺構の全体計測を行った。

檜上からの遺構全体の計測と4方向からの分割計測を行った。その際、視野内に基準点を3点以上設定し、基準点の世界座標をトータルステーションで計測した。

(2) 宇豆柱出土状況の詳細計測

全体計測用レーザレンジファインダで計測範囲を絞って分割計測を行った(当時まだ詳細計測用の計測器がリースされていなかったため)。その際、視野内に基準点を3点以上設定し、トータルステーションで計測した。

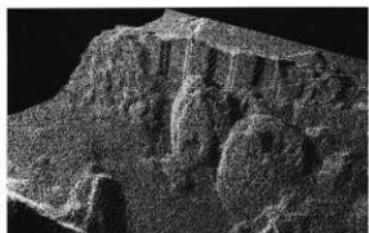
尚、宇豆柱はミノルタ製VIVID700での詳細計測も同時に実行された。



第194図 出雲大社境内遺跡の距離画像

(3) 計測結果

計測試験の結果、野外の遺跡計測にもレーザレンジファインダが有効であることが確認できた。



第195図 宇豆柱の出土状況の距離画像

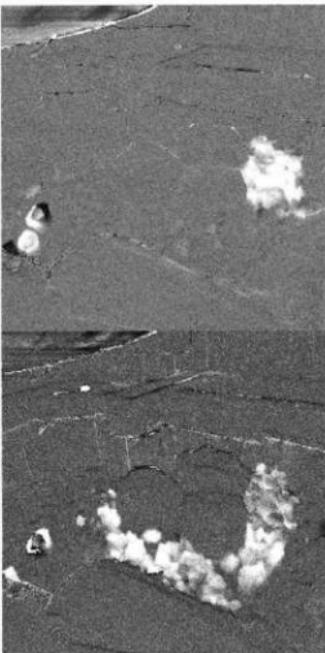
3-4 リアルタイム造構計測試験（H13年度）

(1) 計測スケジュール

計測は①調査開始直後（裏込め石最上面）②調査中（裏込め石の撤去途中）③心御柱取り上げ時の計3回を時系列的に行った。

(2) 調査開始直後（裏込め石最上面）の詳細計測

詳細計測用レーザレンジファインダLPM-25 HAで計測範囲を絞って分割計測を行った（調査区内の矢板転倒防止のためH鋼架による補強が行なわれたため、北側からは計測できなかった）。その際、視野内に基準点を3点以上設定し、トータルステーションで計測した。



第196図 距離画像の差分表示
(上：石を1/3取り上げた段階 下：石を全て取り上げた段階)

(3) 調査中（裏込め石の撤去途中）のリアルタイム造構計測

裏込め石の撤去途中の取り外し作業をリアルタイムでデジタル計測を行った。計測スピードを重視してリアルタイム計測用のレーザレンジファインダにはLMS-Z210を使用した。計測は

取り上げ前と調査区の石を1/3取り上げた段階、全て取り上げた段階の計3回を連続的に行なった。

〔効果〕通常の発掘作業では石を1面取り除く毎に、下の石の図面を作成する。リアルタイム造構計測が導入された場合、この作業が飛躍的に短縮できる。また、取り上げ途中の段階的な図面も作成可能である。差分を測ることにより、石の埋め込まれていた深さが読み取れる。

(4) 心御柱取り上げ時のリアルタイム造構計測

心御柱の取り上げ作業をリアルタイムでデジタル計測を行なった。

今回は精度を重視してリアルタイム計測にはLPM-25HAを使用した。

計測は取り上げ前と柱を1本取り上げる毎に計3回連続的に行なった。

〔効果〕通常の発掘作業では柱を1本取り上げる毎に、図面を作成する。リアルタイム造構計測が導入された場合、この作業が飛躍的に短縮化できる。

3-5 リアルタイム造構計測の今後の課題

(1) ハード面

計測器：レーザレンジファインダについてはリアルタイム計測を行うには高精細用の高速化やRGB対応が標準で望まれる。また、普及化のため大幅なコストダウンが望まれる。

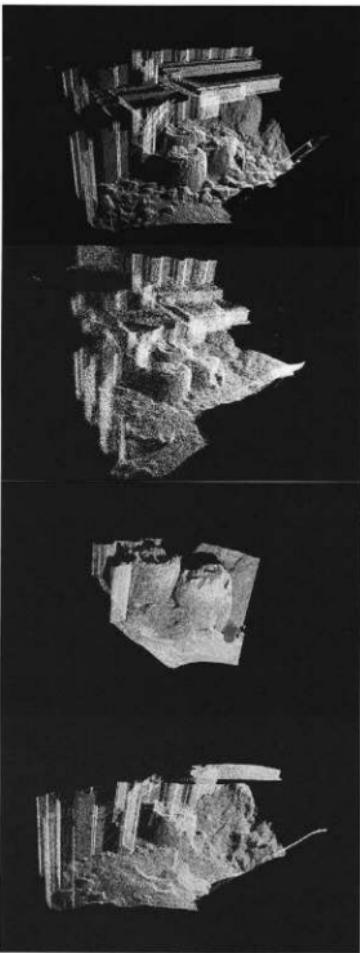
システム：考古学に特化した計測システムの開発が望まれる。

(2) ソフト面

データ合成：今回は反射テープによる特徴点の落とし込みと後処理での手作業による合成を行なったが今後はその場で自動合成する方法が望まれる。

野帳機能：遺物包含層では遺物の個体識別が必要であり、3Dデジタルデータとの対応付けが必要となる。取得したテクスチャにペン入力で書き込む機能を追加したい。

データ送信：取得したデータをリアルタイムで遠隔地に送信し、データの確認を行ないたい。



第197図 心御柱のリアルタイム計測結果
(上より、①礎撤去前 ②礎撤去後 ③1本取上げ後 ④2本取上げ後)

(オープンな発掘データ)。そのための大容量データ送信の技術革新が望まれる。

可視化：現在の図面に替わる考古学に特化した表現方法やインターネットなどの公開方法

が望まれる。

4. 御柱単体の3次元デジタル計測

単体毎に取り上げられた御柱について、保存処理前に詳細な3次元デジタル計測を行った。

4-1 レーザレンジファインダの選定と計測システムの開発

(1) 計測用レーザレンジファインダの選定

木製品である御柱の計測には乾燥変形を考慮して計測スピードが速く、更に加工痕情報を得るために計測精度がいい非接触のレーザスキャナ方式のミノルタ製VIVID900を選定した。VIVID 900の特徴は1ショットの計測で約2.5秒と計測スピードが速く、データ量としては640×480点の3次元データとカラー画像データの取得が可能である。また、計測範囲・精度の変更はレンズ交換で行うことができ、計測精度は最小分解能で約0.2mmと高精度である。

計測ではショットを軽減するため、加工痕が明確な場所をミドルレンズ（最小分解能0.4mm）で、それ以外をワイドレンズ（最小分解能0.7mm）で分割計測した。

(2) 自動データ合成システム

分割計測の特徴は遺物の色々な方向から計測することによって、複雑な遺物の形状を得ることができる点にある。しかし、1つ1つの形状データの位置関係を把握し、手作業で統合を行うのは極めて多くの工数を要する。しかも合成精度が落ちる可能性が高い。そこで、その問題



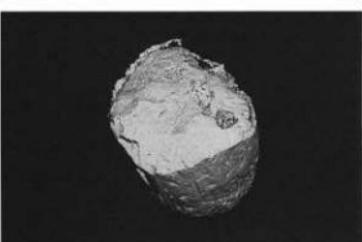
写真259 心御柱の計測風景

に対してデータ統合の半自動化を行う自動統合システムの開発を行っている⁽⁵⁾。しかし、考古遺物用に開発したシステムは銅鐸計測を基本に設計したため、大型の考古遺物には対応できない。そこで、今回の巨大な御柱の計測には自動合成をソフト的に行うため、特徴点となるレザマーカを照射してそのカラー画像を同時に取り込み、別々のショットでの対応点を自動的に統合するシステムを構築した。

4-2 御柱の高精細計測

(1) 御柱の全体計測

御柱は保存処置前の水漬けの状況であり、ウレタン被覆されていた。計測に際して、全面毎にウレタン被覆を剥がして計測を行った。その際、乾燥変形を考慮して完全に水分を拭き取ることをしなかった。その結果、凹んだ部分に水が溜まり、その部分が反射してデータが抜けた状態となった。特に、凹凸が激しく、水や泥が溜まった上辺部はデータの欠落が多かった。また、劣化が進行して、水分を含み真黒な部分も



第198図 心御柱のシェーディング図

上：側面 下：底部

逆に光を吸収してデータが抜けた状態となった。

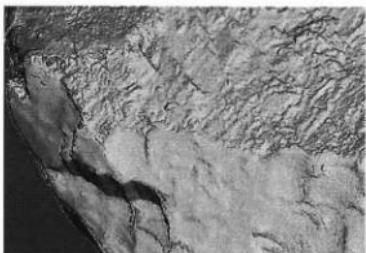
第198図に計測結果の一部として心御柱の統合したデータを示す。尚、その他の柱の計測データについては第6章の展開データを参照願いたい。

(2) 加工痕の詳細設計結果

加工痕が明瞭に残っている部分についてはミドルレンズ（最小分解能0.4mm）で計測を行った。

第199図に示すように加工痕の痕跡がはっきり見て取れる。

木製品の場合、保存処理により、加工痕のような微妙な凹凸が溶けて消えてしまう可能性が高い。特に、大型の遺物は図面を取るために自由に動かすことなどできない。また、時間をかけて書いている間に乾燥変形してしまう危険性もある。したがって、短時間に立体データを取ることができ、後で、見たい視野に自由に動かせる3次元デジタルデータ化は今後の木製品の加工痕研究の重要なツールとなる可能性がある。



第199図 加工痕の詳細図（心御柱）

5. 遺構3次元データと遺物3次元データの合成による御柱の埋設状況の復元

御柱の出土状況を記録した遺構計測による3次元デジタルデータと取り上げ後の御柱の遺物計測による3次元デジタルデータを合成することにより、調査時には見えなかった視点からも御柱の埋没状況の可視化が可能となった。

(1) 使用したデータ編集ソフト

今回の遺構計測用と遺物計測用のレンジファインダのデータ形式は異なっているため、データの合成には両方のデータフォーマットを読み込むことのできるポリゴン編集ソフトポリワークス（InnovMETRIC Software社製）を使用した。

(2) 宇豆柱の埋設状況のデータ復元

第200図に宇豆柱の北東からの俯瞰図を示す。現実には矢板があったため死角となり、その方向からの埋めた状況の記録は取れなかった。しかし、遺構出土時の3次元デジタルデータと遺構より取り上げた御柱の詳細な3次元デジタルデータを合成することによってどのような状況で3本の柱が埋まっていたかをあらゆる角度の視点から再現することが可能となる。

しかし、遺構計測時の宇豆柱は第195図に示すように南側の柱と西側の柱の一部は見えているが北側の柱は頭部がやっと見える程度であった。宇豆柱は遺構からの取り上げ時にリアルタイムで計測を行っていないかった。そのため、出土時の遺構の3次元デジタルデータに御柱単体の統合した3次元デジタルデータをICPアルゴリズムソフトを使って合成を試みたが形状の約半分が露出していた南側の御柱しか正確にはマッチングしなかった。そこで、他の柱は矢板からの位置や手測りの図面を頼りにマニュアルで合成した。



第200図 宇豆柱の埋設状況俯瞰図（北東方向）

(3) 心御柱の埋設状況のデータ復元

第201図に心御柱の北東からの俯瞰図を示す。

宇豆柱と同様に、現実には矢板があったため死角となり、その方向からの埋めた状況の記録は取れなかった。しかし、遺構出土時の3次元デジタルデータと遺構より取り上げた御柱の詳細な3次元デジタルデータを合成することによってどのような状況で3本の柱が埋まっていたかをあらゆる角度の視点から再現することが可能となった。

心御柱では、第197図に示すように遺構からの取り上げ時にリアルタイムで計測を行った。

そのため、柱を抜いた遺構の3次元デジタルデータ毎に一番マッチングしやすい統合した御柱の3次元デジタルデータをICPアルゴリズムソフトによって合成を試みた。そのため、3本とも正確にマッチングすることができた。



第201図 心御柱の埋設状況俯瞰図（北東方向）

6. おわりに

出雲大社境内遺跡の調査でレーザレンジファインダを用いた新しい遺構計測法を試みた。その結果、遺跡の発掘調査に対して改良の余地はあるがある程度有効であることが確認できた。

現在、今回の経験を基にGPSによるレンジファインダの位置・姿勢の自動検出による世界座標変換システムをベースとするリアルタイム遺構計測システムの開発を計画しており、考古学に特化した計測システムを早期に開発して普

及化を目指していきたい。今後他の発掘現場での継続的な現場試験を行い、より実用性の高い計測システムとするための基礎データ得ることや計測したデータの有効な表現方法（可視化方法）や活用方法を含めた画像処理方法について考えて行く予定である。

尚、本報告に当たって、計測の機会を与えてくださった大社町教育委員会の景山真二氏、石原聰氏、ならびに島根県埋蔵文化財調査センターの松尾充晶氏にはたいへん感謝しております。また、遺構計測ではリーグルジャパン株式会社の松田重雄氏、株式会社守谷商会の多湖真市氏に、御柱の計測では糊田寿男氏はじめミノルタ株式会社高機能研究所の方々にお世話になった。遺構計測、御柱計測及び画像処理については大阪大学の多井賀一朗氏、三好祐樹氏にお世話になった。記して感謝いたします。

【参考文献】

- (1) 「測量」編集委員会編「地上型3Dレーザースキャナーの利用」「測量9」pp13~20, 2000
- (2) 塚本敏夫「三次元形状計測による文化財のデータ保存システム構築と応用(4) レンジファインダを用いた新しい遺構計測システムの試み」『日本文化財科学会第15回大会 研究発表要旨集』pp222-223, 1998
- (3) 塚本敏夫「三次元形状計測による文化財のデータ保存システム構築と応用(5) レンジファインダを用いたリアルタイム遺構計測の試み」『日本文化財科学会第16回大会 研究発表要旨集』pp194-197, 1999
- (4) 塚本敏夫「コンピュータを使った文化財の記録」「保存科学の今そして未来」pp76-90, 1999
- (5) 塚本敏夫「屋外用レーザーレンジファインダによる遺跡のリアルタイム3Dデジタル計測」「元興寺文化財研究所研究報告2001」pp.210-216, 2002年
- (6) 塚本敏夫「考古遺物用3Dデジタルアーカイブシステムの開発とデータ活用法の研究」「情報処理 43巻.10号』徳情報処理学会 pp.107-1077, 2002年

第23章

鎌倉初期出雲大社本殿跡の復元

第23章 鎌倉初期出雲大社本殿跡の復元

浅川 滋男（鳥取環境大学）

2000年度からの発掘調査により、鎌倉時代宝治年間の造営と推定される出雲大社木殿の遺構が姿をあらわした。出土以来、秘かに復元の構想を暖めてきたのだが、ここにようやく私案を示す機会を得た。神社建築史の専門家ではない私が、神社本殿の復元に取り組むこと自体、まことに恐れおおいことではあるけれども、多くの関係者の学恩に報いるべく、最善の努力を尽くして復元に臨もうと思う。神社建築史の門外漢であるから、初步的な間違いや的外れの判断も少なくないであろうが、ここは勇気をもって自説を述べ、大方のご批判とご叱正を賜りたい。

1. 遺構解釈と復元の前提

(1) 遺構とその年代に対する認識

このたび発見された建物跡の平面構成はいわゆる金輪造営図とよく似ており、当初は平安時代末頃の大社本殿遺構とみる向きが多かった。平安時代の本殿跡であるからこそ、福山敏男博士が復元された「十六丈説」にみあう遺構として注目が集まったわけだが、ウイグルマッチ法による宇豆柱南柱材の¹⁴C年代が1215～1240年、心柱北柱材の¹⁴C年代が1197～1227年、心柱南西柱材の下から出土した杉材（大型礎板）の最外層年輪年代が1227年を示すなど、本殿の造営年代は鎌倉時代初期に下る可能性が高くなっている^①。宝治度造営に関する『杵築大社正殿造営目録』（千家家文書／鎌倉文11881号）には、寛喜元年（1229）に「袖山始木作始事」とあるから、科学的年代測定値に相応するのは、宝治二年（1248）に遷宮され、文永七年（1270）に火災で焼失した本殿であり、平安時代中期以降、文献に記録が残る正殿式本殿の最後の姿を伝える遺構である。とすれば、鎌倉時代初期の境内を描いたとされる『出雲大社并神郷図』（以下、神郷図と略称）とも年代観が重なりあい、神郷

図にみえる本殿こそが出土遺構の往時の姿である蓋然性が高い。出土した宇豆柱の表面にベンガラが付着している点も神郷図本殿の色彩とよく一致しており、注目されるところであろう。

さて、まずは平安時代後半～鎌倉時代初期における正殿の「転倒」と「遷宮」について再確認しておきたい。

- ①長元四年以前に一度転倒？
- ②長元四年（1031）風なくして神殿転倒、柱中折れ^②。長元九年（1036）正殿遷宮
- ③康平四年（1061）社殿転倒。
- 治暦三年（1067）正殿遷宮。
- ④天仁二年（1109）社殿傾き、転倒せんとする。
- 永久二年（1114）正殿遷宮／寄木造営。
- ⑤保延七年（1141）社殿転倒。
- 久安元年（1145）正殿遷宮。
- ⑥承安二年（1172）社殿転倒。
- 建久元年（1190）正殿遷宮。
- ⑦嘉祥元年（1225）社殿転倒。
- 宝治二年（1248）正殿遷宮。
- ⑧文永七年（1270）杵築社火災。

このように、出雲大社の本殿は長元四年（1031）以降、少なくとも6回「転倒→遷宮」を繰り返しており、正殿遷宮のスパンは27年～51年である。くりかえすまでもなく、宝治二年（1248）の造替はその最後の遷宮にあたるものであり、建久元年（1190）まで続いた平安本殿遷宮の伝統を直接的に受けついだ大事業とみて大過なからう。ここで神郷図に目をむけると、本殿床下の柱はあきらかに床上の柱よりも太く描かれており、しかも、貫の表現はまったくみとめられない。本殿正面にたつ樓門初重の柱に貫らしき横材が交差しているのに対して、本殿の床下には1本の横材も描かれていないのである。また、本殿床下の柱は白くて高い基壇上に

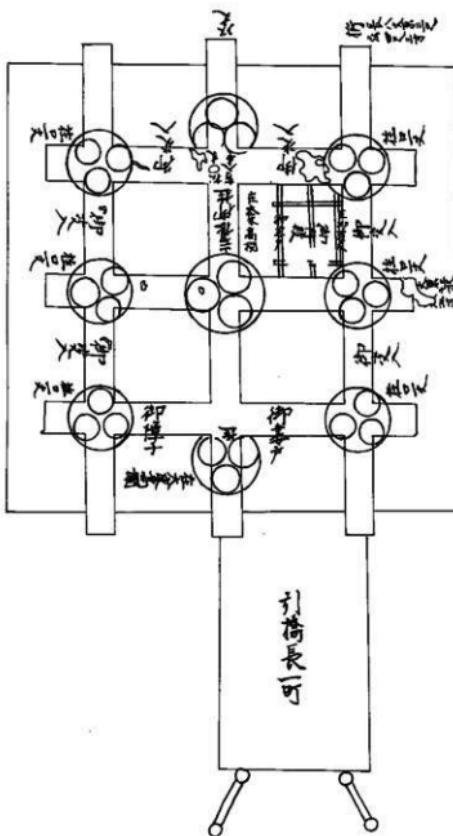
立っており、基壇上に礎石の表現はみとめられない。広大な絵図の中心を占める小さな建築画であるから、大胆な省略を否定できないとはいへ、描かれた本殿が仏教建築の影響をとともに受けているようにはとても思われない。掘立柱をベースとしたであろう平安本殿の様式を、完全とは言えないまでも、よく伝える建築画と思われる。

(2) 金輪造営図

いわゆる金輪造営図には、以下の5種類の写

しが知られている^①。①千家家所藏『金輪御造営差図』、②貞享三年〔1686〕刊・佐草自清『出雲国造系譜考』所載「三輪之図」、③寛政七～文化九年〔1795-1812〕刊・本居宣長『玉勝間』所載の指図、④佐草家の造営図写し、⑤明治12年刊『出雲大社造営沿革図』に含む「金輪造営図」。

①が最も有名な指図で、包み紙に『金輪御造営差図』と表記される（第202図）。

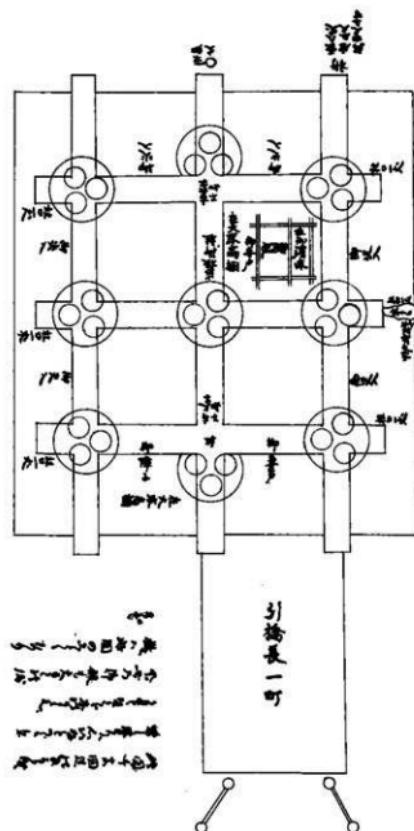


第202図 『金輪御造営差図』のトレイス

②は図下に「此旧図一葉、在于千家家」とあり、①の写しかと思われるが、図は粗略で寸法の記載がまったくない。但し、心柱を大きく描く点は①と共通する。ところが、宇豆柱の出が短く、9ヶ所に描く柱の配列は出上本殿跡よりも現本殿に近い。また、柱上において井桁状に組む横材の先端は縁の端部にあわせている。他の指図はいずれも桁の先端が縁よりも突き出る一方で、梁の先端は縁の内側に納まる。④は寸法等の記載が②よりも多いが、③よりもはるか

に少ない。②と同様、粗略な写しである（年代は幕末？）。⑤はこの指図をはじめて「金輪造営図」と呼んだもので、巻子仕立て描かれている。虫食い位置が①と異なる（筆者未見、岡宏三氏の所見による）。③は千家俊信が本居宣長に写しを送付し『玉勝間』に掲載された指図で、最も人口に馳走している（第203図）。

①について寸法等の記載が多く、復元にとって重要な位置を占めるが、①と異なる点も少ないので、以下に異同をまとめておこう。



第203図 「玉勝間」所載の金輪造営図トレス

まず「大床」の形状は、①がほぼ正方形であるのに対して、③はいくぶん桁行方向にならない長方形となっている。金輪で括る柱を9ヶ所描くところはもちろん共通するが、金輪内部の3本柱をみると、①は柱材相互および柱材と金輪がほぼ接しあうのに対して、③では柱材を細く相互に切り離して描き、金輪と柱材も接していない。また、柱材の配列も微妙に異なる。とくに③では、宇豆柱以外の7ヶ所で、3本柱を東西に2本+1本、もしくは1本+2本と配列しているが、①で同じ規則性を示すのは心柱のみである。ところが、その心柱についても大きさが違う。③では心柱を他の8本と同じ大きさに描くのに対して、①ではあきらかに心柱を大きく描いている。この心柱の大きさ、柱材相互の接し方、そして柱材と金輪の接し方をみると、直截的な建築的表現によって遺構の出土状況と類似するのは、あきらかに①のほうである。このほか、桁・棟桁・梁の寸法についても、①は比較的詳しい説明書きを残すが（後出）、③では「不知口丈」、「有文字不知」、「此所有文字」などの注記に変わり、原本に記す文字を読みきれていない。虫喰い・破れに関する記載についても①は8ヶ所認められるが、③では1ヶ所にすぎない。思うに、③は書写にあたって、読めない文字を素直に「読めない」と記し、虫喰い・破れについても顯著な部分のみ記したものではなかろうか。それでも、①と③の相同点は少なくないから、①が③の原本であったとしても決しておかしくはないであろう。

以上みたように、いわゆる金輪造営図のうち最も制作年代が古く、その祖本と近似する蓋然性が高いのは①の千家家蔵『金輪御造営差図』である。その制作年代を確定できるわけではないけれども、史料上の「差図」の初見は康永二年（1343）というから、宝治度造営本殿焼失後の作とみるのが妥当ではあるが、3本の柱材を金輪で括る点に示されているように、出土遺構との類似性はあきらかであり、平安後期以来続いた「正殿」式本殿の情報が少なからず蓄積

された指図であることを否定できるわけではない。

（3）3本柱の意味 一通柱・添東構造

以上の前提を踏まえて、金輪造営図との整合性をみせる3本柱について、私見をのべておく。結論から言うと、私は、3本のうちの1本を通柱、残りの2本を添東と考えている。この問題を考えるにあたって、まず重要なのは、3本柱を構成する柱材の配列である。建物跡の柱配列と『金輪御造営差図』（前項の①）のそれを仔細に比較検討すると、微妙ながら、重要な差異を読みとれるからである。『金輪御造営差図』の3本柱は、9ヶ所の柱位置すべてにおいて、柱材に明確な規則性をみとめがたい。あきらかに各位置でランダムに柱材を配列しており、その背景には、3本束ねて1本にみせればよいという発想が念頭にあるように思われる。

一方、このたび発見された建物跡では、確認された柱位置はわずか3ヶ所にすぎないが、その3ヶ所すべてにおいて、柱配列の規則性をみとめうる。宇豆柱は南から1本+2本（第204図）、心柱はそれが反転して南から2本+1本（第205図）、南東の隅柱も南から2本+1本（第206図）と並んでいる。この平行する2本の柱列こそ、床桁を承ける添東ではないか、と私は思うのである。ところで、この出土状況を『金輪御造営差図』と対照すると、完全な一致をみるのは宇豆柱のみにすぎない。南東の隅柱も配列は似ているが、北側の1本が東にずれている。心柱になるとまったく配列が異なり、出土遺構を右に90度回転したように描いている。こういう差違に注目するならば、『金輪御造営差図』は出土した鎌倉時代初期の本殿そのものではない、と理解せざるをえないであろう。

ここで出土した遺構に再度着目すると、宇豆柱と南東側柱はトレンチ際の矢板にかかっており、柱径寸法の確定値を得るに至っていないが、心柱では3本の柱材に明瞭な大小関係を確認できる。南側に並列する2本が直径約110cmと小振りであるのに対して、北側の柱材は一まわり

大きく、直径約135cmを測る。この大小関係からみても、大きな1本が床上までのびる通柱、並列する小さな2本のは床を支える添東ではないか、という推定を禁じ得ない。そもそも奈良～平安時代の床張り建築、とりわけ掘立柱の住宅系建築は基本的に添東式である。2003年に発掘調査された出雲市の青木遺跡（平安時代）では6棟の9本柱建物跡がみつかっている。それらはいずれも平安時代の小振りな建物跡であるが、柱穴の大半に柱根が残っていた。心柱には太めの材を用いるものが多いなかで、SB04には中心位置に柱根が2本並列している。この2本のうちの1本が通柱（心柱）であり、他の1本は添東（床東）である可能性が高い。この2本柱のシステムが巨大本殿に応用された結果、通柱1本+添東2本に発展したのではないか、と私は考えている。この場合、なぜ添東は1本ではなく2本なのか、という疑問が生じるが、この問題は後にまわす。

さて、福山博士の復原図やそれを立体化した復原模型をみると、3本柱を屋根まで立ちあげている。床の部分では、横から長押状に床桁を渡しているようである。おそらく釘打ちして留めているのであろうが、床の支持は不安定だと言わざるをえない。ところで、添東がなくとも高床建築は建てられる。2間×2間の純柱建物なのだから、一つは床上に板倉式の壁を組む方法があるだろう。しかし、この場合、「御決入」（横板落込）と記す『金輪御造営差図』の記載と整合しないし、現存する大社造本殿の文法からも逸脱する。床下とは別の柱を床上に立てて方法もあって、これこそが日本建築の伝統だとする横墨な意見も耳にするが、それは礎石建物の伝統であって、掘立柱建物ではむしろ通柱を用いるのが縄文以来の正統である。構造的安定性からみても、床と小屋の両方を掘立柱で地面に引き寄せせるほうが理に叶っている。

さらに木割の問題がある。現本殿の規模は案外大きく、柱間寸法は梁行方向（東柱間）で18.17尺（5.505m）を測るが、出土遺構のそれ

は22尺（6.667m）なので、床上神殿の木割は現本殿の1.21倍と推定できる。そこで柱の直径に着目すると、『出雲大社延享造営傳』（後出）によれば、現本殿の側柱は2尺6寸（78.78cm）、心柱は3尺6寸（109.08cm）であり、これを1.21倍すると、宝治度造営の側柱は95.32cm、心柱は131.99cmという柱径値が得られる。この直径からみても、出土した3本柱すべてではなく、そのうちの1本が床上に立ちあがっていたとみるべきであり、『金輪御造営差図』に記載された「柱口一丈」とは、あくまで床下部分の柱径を示すものと理解すべきであろう。

2. 柱間寸法の復元

以上の前提、とりわけ3本柱のうちの1本が通柱で他の2本が添東であるとする仮説に基づきながら、遺構より柱間寸法を復元したい。以下は大社町より送付されてきた縮尺1/10の実測野帳コピー（第204・205・206図の原図）から、本殿遺構の柱間寸法を復原した方法とプロセスを示すものである。なお、以下の分析では、国土座標系ではなく、発掘調査時に用いた任意の座標系をそのまま採用している。また、基準尺となる鎌倉尺は現行尺（1尺=30.3cm）に等しいものとみなす。

(1) 宇豆柱と心柱の座標

宇豆柱Uでは南柱材U-Sを通柱、北西柱材U-NWと北東柱材U-NEを添東とみなす。このうち南柱材の柱根のみ完形を残しており、その形状は楕円形で長径が130cm、短径が100cmを測る。添東とみた北西柱材・北東柱材はいずれも矢板が打ち込まれているが、北東柱材が完形に近く、直径120cmの円柱に復原できる。北西柱材については、北東柱材と同寸法であると仮定する。以上から、各柱材の中心座標は以下のようになる。

南柱材の中心座標U-SC (4.82, 0.96)

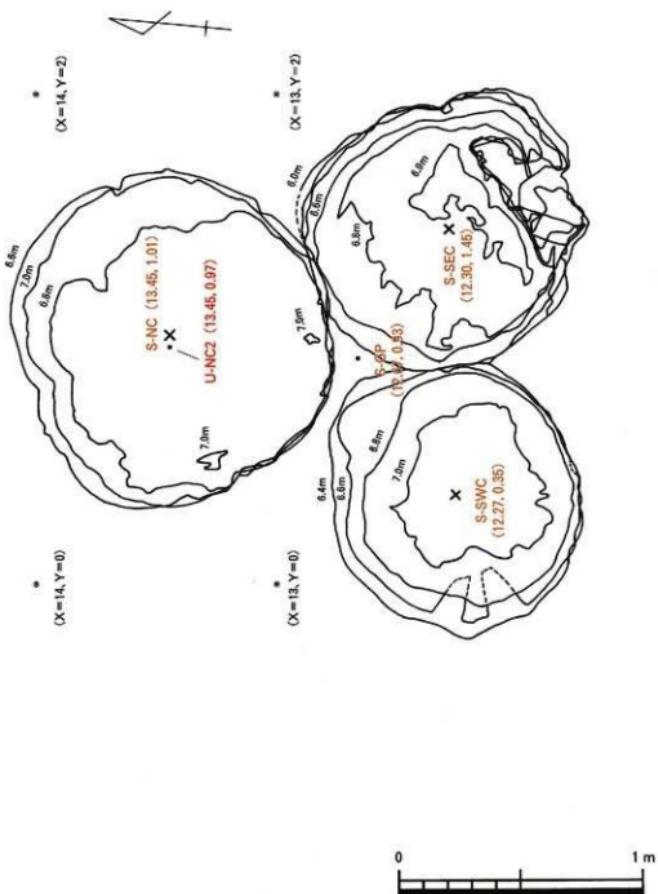
北西柱材の中心座標U-NWC (5.87, 0.34)

北東柱材の中心座標U-NEC (5.84, 1.62)

この値から宇豆柱全体の重心を求めるとき、その



第204図 宇豆柱の出土状況：平面図遺構図 比例尺：1:20



第205図 心柱の出土状況：平面図造構図 縮尺：1:20



第206図 南東側柱の出土状況：平面図遺構図 縮尺：1:20

座標U-GPは(5.51, 0.97)となる。

心柱Sの柱材はいずれもほぼ円形を呈する。通柱と推定される北柱材S-Nは直径が135cm、添束と推定される南西柱材S-SWおよび南東柱材S-SEの直径は110cmを測る。各柱材の中心点座標はそれぞれ以下のように復原できる。

北柱材の中心座標S-NC(13.45, 1.01)

南西柱材の中心座標S-SWC(12.27, 0.35)

南東柱材の中心座標S-SEC(12.30, 1.45)

この値から心柱全体の重心を求めると、その座標S-GPは(12.67, 0.93)となる。

ここで、重心と重心を繋ぐラインが構造的に最も強いとみなし、U-GP(5.51, 0.97)とS-GP(12.67, 0.93)を繋ぐ直線の方位を復原すると、その南北方向の直線は北で西に0.32°振れる。勾配に直すと、わずか56/1000の振れしか認められないので、これはほぼ南北方向に対応しているとみて差し支えなかろう。つぎに、通柱の中心点であるU-SC(4.82, 0.96)とS-NC(13.45, 1.01)の距離を求めるとき8.63m、すなわち28.48尺となる。これは28尺5寸の近似値と認められよう。

(2) 床上における通柱の中心座標と距離の復原

以上は、床下における柱材の中心点(および重心)・方位・距離に関する分析だが、通柱は床下では不整形を呈する場合があるけれども、床上においてはきれいな円形に削出されるはずなので、通柱の床上中心点は床下中心点とわずかにずれる可能性がある。ここで、床上柱の中心座標をつなぐ直線が先に求めた重心間直線と平行であると仮定し、さらにその全長が8.63m(28.48尺)の近傍に納まるとすれば、U-SC(4.82, 0.96)とS-NC(13.45, 1.01)の近接点としてY座標だけ調整することによって、以下の床上中心座標が求まる。

宇豆柱の床上中心点U-SC2(4.82, 1.02)

[U-SCから東に6cmずれる]

心柱の床上中心点S-NC2(13.45, 0.97)

[S-NCから西に4cmずれる]

この2点間の距離を求めるとき、やはり8.63m

(28.48尺)となるので、この近似値として28尺5寸を採用し、南東側柱との直交関係から、床上妻柱の中心座標T-C(7.39, 1.00)が求まる。この結果、桁行方向の柱間寸法(心柱-妻柱の心々距離)は20尺、宇豆柱の出(妻柱-宇豆柱の心々距離)は8尺5寸に復原される。

南東側柱SEGは柱穴を完掘していない。3本の木材が一つの柱を構成することはあきらかだが、各柱材の輪郭線は未検出で、柱材の形態と径がぼやけたままなのである。したがって、通柱にあたる北柱材の中心座標SEG-NC(およびその床上中心座標SEG-NC2)を求めるのは容易ではない。そこで、かりに中心座標が柱材の筋に一致すると仮定し、鶴の座標(7.44, 7.72)と妻柱中心座標T-C(7.39, 1.00)の距離を求めるとき、6.72m(22.17尺)となる。この場合、梁行の柱間寸法として22尺と22尺5寸を候補とみなす。これに軸組の直交条件などを加えて推算すると、梁行柱間寸法22尺の場合の中心座標は(7.42, 7.67)、梁行柱間寸法22尺5寸の場合の中心座標は(7.42, 7.82)となる。ところで、南東側柱の3つの柱材の径は不明ながら、3本の木材が正円だと仮定すると、直径105cmで相接する。ここで3つの柱材の直径を105cmと仮定すれば、北柱材の床上中心座標SEG-NCは(7.57, 7.67)となり、これに近いのは柱間寸法22尺のほうである。そして、梁行柱間寸法を22尺とすれば、北柱材の床上中心座標SEG-NC2は(7.42, 7.67)となる。SEG-NC2(7.42, 7.67)はSEG-NC(7.57, 7.67)よりもX座標が小さい。これは、北柱材が仮定した正円形ではなく、宇豆柱と同様の横長楕円形を呈する可能性を示唆するものといえよう。以上の分析に従うと、南東側柱では通柱となる北柱材が横長楕円形、南側に並列する2本の添束が直径105cmの円形と推定される。

3. 床上構造の復元

(1) 平面の復原

さきに『金輪御造営差図』は出土した鎌倉時代初期の本殿そのものではない、と述べた。しかし、復元にあたって『金輪御造営差図』を無視することはできないので、まず指図にみえる寸法を遺構と対照しつつ検討しておこう。すでに述べたように、金輪造営図のうち最も古い写しとされる千家家蔵『金輪御造営差図』は、寸法を最も多く記録にとどめる指図であるのだが、柱間寸法や平面寸法まで明示しているわけではない。この図で平面の各寸法に影響するのは、桁の寸法「長八丈」と棟桁の長さ「八丈」だけである。桁の長さ八丈に対して、棟桁のそれを次（次）としており、両材の寸法が異なるにも拘わらず、図に描く桁と棟桁の長さは一致している。これについては、井桁状の表現を床を承ける土居桁とみる意見もあるようだが、土居桁ならば、その先端が「大床」の端部に一致しなければならない。ところが、梁行方向の材は「大床」の内側に納まり、桁行方向の材は「大床」よりも長く描いているから、小屋の桁・梁の表現であるのはあきらかであろう。ここで桁の長さ＝八丈（80尺）とみれば、発掘遺構より復原された桁行柱間寸法は20尺だから2間の柱間総長が40尺なので、両妻面における桁の出は20尺となる。この寸法の信憑性については後で再検討するが、指図では桁の長さよりも正背面の縁の出が短くなっている。要するに、正背面における縁の出は20尺未満であり、ここでは出土遺構における宇豆柱の出（8.5尺）の2倍と仮定しよう。こうすると、正背面の縁の出は17尺となる。他の可能性ももちろん視野に納めているのだが、ここではとりあえずこの寸法を採用して論を進める。

一方、延享度造替の現本殿では、正面の縁の出が約12尺、側面（および背面）の縁の出が約9尺であり、比率に直せば、正面：側面 = 4 : 3となる。『金輪御造営差図』では正面と側面

の縁の出をほぼそろえているが、常識的には側面側の縁の出は短いはずなので現本殿の比例を尊重すると、復元すべき平側の縁の出は17尺 × $3/4 = 12.75$ 尺となる。復元寸法としては12.75 尺の近似値として13尺を採用する。なお、現本殿との比例を応用するならば、背面の縁の出も13尺とすべきだが、出土遺構において未発見ながら、現本殿にみられない独立棟持柱が背面にも立っていたとすれば、『金輪御造営差図』の平面と共通する。ここでは、『金輪御造営差図』が正面と背面の縁の出を同寸法としていることを重視し、背面の縁の出も正面と等しく17尺とする。

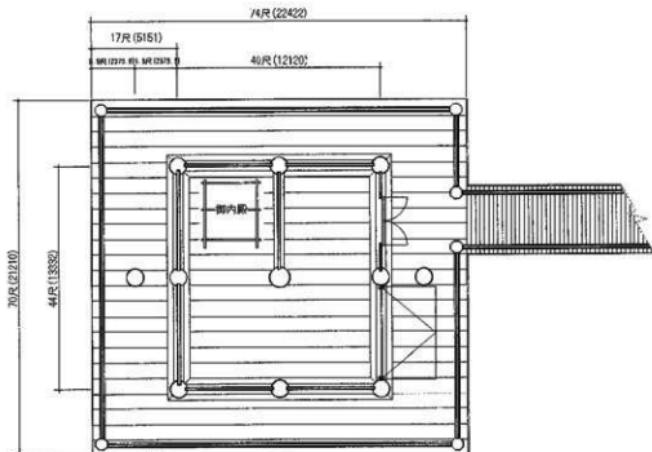
以上から、次の基本寸法が復元できる（下線部分が遺構より復元した寸法）

- ①桁行方向の柱間寸法 20尺（総長 40尺）
- ②梁行方向の柱間寸法 22尺（総長 44尺）
- ③宇豆柱の出 8尺 5寸
- ④縁の出 正背面17尺 側面13尺
- ⑤床面梁行方向総長 70尺
(13尺 + 22尺 + 22尺 + 13尺)
- ⑥床面桁行方向総長 74尺
(17尺 + 20尺 + 20尺 + 17尺)

以上の復元案にみられる特徴は、桁行柱間寸法20尺、桁行方向総長40尺、梁行方向総長70尺など、完数による寸法値が得られることである（第207図）。これについては、桁総長80尺、棟桁総長90尺という値も同類の完数値と言えるが、さらに梁山端の出を側柱心から3尺ずつとすると、梁の総長50尺という完数値を得る。

(2) 柱径と床の構造

ところで、宇豆柱のうち南柱材だけが横長の楕円形を呈しているのはなぜだろうか。一つの可能性は、宇豆柱の見え方にに対する心づかいである。正面からみた場合、背面の添束を隠しながら、3本の柱材が1本の柱のように映す工夫であったのかもしれない。あるいは、1本を椭円形にするほうが3材を金輪でくくりやすかったのだろうか。材に接しない金輪部分が短くなつて、縛りが強くなるからである。



第207図 柱行総長74尺、梁行総長70尺の場合の復元平面図（当初案） 縮尺：1:30

さて、楕円形の柱をそのまま床上に立ち上げるとすれば、じつにみっともない。床上の神殿部分では柱の断面は正円形だから、柱を床下の不整形断面から床上の正円形に削出していただろうと私は考えている。通柱を削出して床を張る構法は、弥生～古墳時代に卓越する床張り技術であるが、出土本殿の場合、削出し柱と添束を併用して高床を作っていたのではないか。添束の上面と通柱の削出し面をそろえて、その面全体に床桁をかませていただろうと思うのである。こういう発想により、床上の柱径は床下よりも小さくしている。床組は、まず2列に並ぶ添束の位置で床桁を南北方向にダブルで通し、つぎに添束の位置で東西方向に床梁をわたす。そして、床梁と床梁の間には等間隔に根太をかけ、床を張る。

(3) 延享度造営本殿との寸法関係

すでに述べたように、出土本殿跡の梁行柱間寸法は現本殿の1.21倍を測る。この比例関係を尊重し、鎌倉初期本殿の床上帝材寸法は基本的に現本殿の寸法を1.21倍して復元する。もちろん、すべての部材を1.21倍すれば事足りるわけ

ではない。復元にあたっての方針を以下に示そう。

1) 入手可能な現本殿の実測図としては、『日本建築史基礎資料集成 社殿I』(中央公論美術出版、1998) 所載の図が最も信頼性が高いと思われる。しかし、そこにはごく一部の基本寸法しか示されていない。したがって、ここでは現本殿の造営記録である『山雲大社延享造営傳』(以下、延享造営伝と呼ぶ)¹⁰⁾に記す部材寸法を上記実測図と対照しつつ採用し、その寸法値を1.21倍した上で、さらに微修正を加え復元寸法とした(表84)。

2) 柱材の寸法については、延享造営伝よりも出土した柱根の寸法を最優先すべきである。以下に柱根の寸法a)を整理しておく(「」内の名称は延享造営伝の表現)。

「心の柱」 a) $\phi 135\text{cm}$ (添束 $\phi 110\sim 115\text{cm}$)

「宇豆柱」 a) 長径 130cm 短径 110cm の楕円形(添束 $\phi 110\text{cm}$)

「側柱」 a) $\phi 105\text{cm}$ よりも長径が長く、短径が短い楕円形(添束 $\phi 105\text{cm}$)

表84 延享造営伝にみる部材寸法と復元寸法

部材	長さ/幅/etc	尺	$\times 1.21$ (尺)	復元寸法 (cm)	$\times 30.3$ (cm)	金輪造営図 (cm)
心の柱 (全長)	3丈1寸	30.1	36.421			
心の柱 (床長)	3丈1寸一大床 (高)	16.3	19.723	20.0	606.0	
心の柱 (差渡し)	3尺6寸	3.6	4.356	4.4	133.32	
宇頭柱 (全長)	4丈9尺1寸	49.1	59.411			
宇頭柱 (床長)	4丈9尺1寸一大床 (高)	35.3	42.713	43.0	1302.9	
宇頭柱 (差渡し)	2尺8寸8歩	2.88	3.4848	3.5	106.05	
側柱 (全長)	3丈1寸	30.1	36.421			
側柱 (床長)	3丈1寸一大床 (高)	16.3	19.723	20.0	606.0	
側柱 (差度)	2尺6寸	2.6	3.146	3.1	93.93	
木桁 松 (直) ①	5間4尺	30.4	36.784	36.0	1090.8	9丈 (2727)
木桁 松 (直) ②	5間2寸1歩	32.71	39.5791	40.0	1212	
木桁 (直)	3尺	3.0	3.63	3.6	109.08	
木桁 (厚)	2尺8寸	2.8	3.388	3.4	103.02	
梁架 (樋)	3尺	3.0	3.63	3.6	109.08	4尺7寸4分 (134)
差栄 (厚)	2尺	2.0	2.42	2.4	72.72	3尺7寸 (112)
桁 (幅)	2尺	2.0	2.42	2.4	72.72	4尺3寸 (130)
桁 (厚)	2尺	2.0	2.42	2.4	72.72	3尺 (90.9)
桁 (長)	6間半	39	47.19	47.0	1424.1	8丈 (2424)
卓木 (長)	3丈8尺2寸6歩	38.56	46.6576	47.0	1424.1	
卓木 (角)	4寸6歩	0.46	0.5666	0.56	16.005	
御戸板 杉 (長)	8尺6寸	8.6	10.406	10.4	315.12	
御戸板 (樋)	4尺	4.0	4.84	4.8	145.44	
御戸板 (厚)	3寸8歩	0.38	0.4598	0.46	13.938	
上部 武政 (樋)	7尺7寸3歩	7.73	9.3533	9.3	281.79	
上部 (厚)	5尺9寸5歩宛	5.95	7.1995	7.2	218.16	
下部 老松 (樋)	1丈5尺4寸6歩	15.46	18.7066	18.7	566.61	
下部 (厚)	3尺6寸3歩	3.63	4.3923	4.4	133.32	

太字が採用した復元寸法を示す

本基ア復元寸法では 1間=6尺 (181.8cm)

一方、延享造営伝には3種類の柱の「差渡し」(径)が記されている。以下は、b)に延享造営伝の柱寸法、c)にそれを1.21倍し、微修正した柱寸法を示す。

- 「心の柱」 b) 3尺6寸 ($\phi 109.08\text{cm}$)
c) 4尺3寸 ($\phi 131.30\text{cm}$)
- 「宇豆柱」 b) 2尺8寸8歩 ($\phi 87.26\text{cm}$)
c) 3尺5寸 ($\phi 106.05\text{cm}$)
- 「側柱」 b) 2尺6寸 ($\phi 78.78\text{cm}$)
c) 3尺 ($\phi 90.9\text{cm}$)

まず「心の柱」をみると、a)とc)の値が近く注目されるが、a)は地面、b)は床面での寸法であることを忘れてはならない。添東+通柱削出しの技法で床を張るならば、床面で通柱の直径を4尺に削出す必要がある。この場合、床桁の幅は2尺となる(成は4尺とした)。「宇豆柱」「側柱」でもこの床桁の寸法を採用すると、「宇豆柱」の床上部分は直径3尺3寸、「側柱」は直径3尺の削出しとなる。

(4) 『金輪御造営差図』にみえる寸法

『金輪御造営差図』には、桁・棟桁・梁の寸

法が記されている。『金輪御造営差図』と出土本殿跡は必ずしも同一の建物ではないので、指図にみえる部材寸法を復元に採用すべきかどうかおおいに迷うところだが、さきに桁・棟桁の長さを参照した関係上、ここでは思い切ってこの寸法を取り入れてみたい。図中には以下のよう記されている。

- ・桁 長八丈 厚三尺 弘四尺二寸
(棟桁長) 玖丈
- ・梁 長口丈 厚三尺七寸 弘口尺五寸 (□は虫食い)

このように、完全な寸法を記すのは桁だけである。棟桁については、「玖(九)丈」とあるだけで断面寸法を記していない。これは断面が桁と同寸法であるからと解釈したい。一方、梁は虫食いのため長さと幅が不明だが、長さはさきほど五丈(50尺)に復元した。幅については「弘口尺五寸」とあるので、桁幅と近い四尺五寸を採用した。表84をみればあきらかなように、『金輪御造営差図』から採用した桁・棟桁・梁の寸法は、延享造営伝の部材を1.21倍した寸法

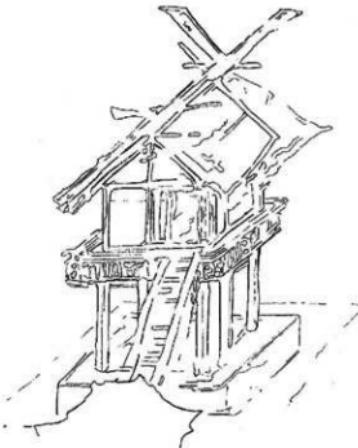
より一まわり大きい。これをスケールアウトとみなして不採用とするのが妥当かもしれないが、なにぶん本殿は尋常な建物でなく、蟇羽の出を長くした屋根を支持するために、大きな材を採用した可能性がないとはいえないであろう。

(5) 神郷図に描かれた本殿の構造形式

神郷図に描く大社境内の施設が宝治度造営の社殿であることはほぼ疑いない。問題は絵図の制作年代である。文永八年（1271）の本殿焼失以前か以後か、議論の分かれるところだが、ここでは佐伯徳哉氏に倣い^⑩、「おむね13世紀半ばから14世紀にかけて」という時間幅をもった理解をしておきたい。制作年代が本殿焼失後に下る可能性があるとはいえ、本殿の外觀復元にあたって最も尊重すべき画像資料であることは言うまでもなく、絵図に描かれた本殿の構造形式まずは整理しておこう（第208図）。

垂直に切り上る白い基壇の上に赤い柱を立てている。床下の柱は正面と東側面の5本を描く。礎石の表現は認められない。床下の柱は床

上よりもあきらかに太い。「大床」に上がる木階は急勾配で、屋根を伴わない。廻縁の高欄は低く、その下の幕板は長く描いている。幕板には劍らしい文様が描かれ、その色彩は白と黒に限られる。高欄と幕板は木階に連続する。縁板および木階の踏板は木肌に近い色彩としている。床上の柱は床下の柱よりあきらかに細い。但し、赤い柱をはっきりと確認できるのは西南の隅柱と妻柱のみである。木階の正面には赤い扉を描く。梁近くまで達する高い扉である。扉以外の柱間は白く塗る。屋根構造は2重に描いている。梁・桁・揆首・束らしき構造材を黒い線で描き、それとはやや異なる角度で茅葺さらしい屋根面を表現しているのである。背面の蟇羽はずいぶん外側に飛び出している。屋頂部では、背面側に異様なほど大きな女木千を描き、堅魚木も3本確認できる。ところが、屋根面の右（東）側では屋根形が建物の背面側にしか認められない。すなわち、正面側の屋根形は省略されている。省略されているのは屋根形だけで



第208図 神郷図に描く出雲大社本殿（左）とそのトレース（右）

はない。じつは、宇豆柱の床上部分も省略されている。妻面の中央にみえるのは隅柱と筋をそろえる妻柱であり、その前方に存在したはずの宇豆柱が描かれていない。さらに正面側の女千木も描いていない。床下の宇豆柱が存在しているのに、床上では省略されていて、その宇豆柱を覆っていたはずの屋根形や女千木も省略されている。これはおそらく、神殿の正面、すなわち妻面の構成を鮮明に描きたかったからではないだろうか。正面側における床上宇豆柱と屋根形の省略を見損なうと、「宇豆柱の出はほとんどなく、蟻羽の転びもほとんどない」という誤った解釈を導きかねない。宇豆柱の出と蟻羽の転びの有無については、何の情報も読みとれないことを知っておくべきである。

(6) 細部の処理

神郷図に描く細部について、実際の復元設計でどう対処したのかを示しておく。

(i) 基壇：平面規模は「大床」と一致させる。高さは根拠がないが、仮に5尺とした。造構検出面から柱掘形底面までの深さは2mあまりだが、旧地表面はこれより高いので、当初の深さを仮に10尺とすると、基壇上面から柱掘形底面までの深さは15尺となる。すなわち、柱の底部を約4.5m土中に埋め込む復原案とした。基壇の構造は不明ながら、柱掘形に詰め込まれていた玉石を基壇では逆に積み上げて泥で固め、表面を白漆喰仕上げとしたのだろうか。

(ii) 高欄：神郷図からは跳高欄か擬宝珠高欄かを判別できないが、現大社本殿は跳高欄、大社造最古の建築造構である神魂神社本殿は擬宝珠高欄としている。今回は当初案で跳高欄、修正案で擬宝珠高欄を採用してみた。

(iv) 幕板：東大寺法華堂内陣の幕板が鎌倉再建の際の新補と理解されている¹¹ので、年代的に近く、これをモデルとした。法華堂でデジタル・カメラによる幕板文様の撮影をおこない、それをCADにとりこんで線画を作成した。

(c) 木階：木階の勾配は通常45度前後だが、床が高くなれば木階の出も長くなり、正面の樓門を圧迫するので、やや急勾配(14/10)とした。幅は扉にあわせた。

(d) 柱間装置：木階正面は板扉とする。神郷図では梁近くまで高い扉を描くが、復元案では常識的な高さに納めた。正面西半の柱間は神郷図では壁とするが、省略の可能性もあり、現本殿および金輪御造営差図では蔀としているので、これに倣う。他の柱間は横板落込みとして白色を塗る。

(e) 妻飾：神郷図の黒い線を構造材とみなせば、妻飾は豕首となる。これは現大社本殿の和小屋組とは異なるが、独立棟持柱をもつ伊勢神宮正殿と一致する。

(f) 千木と堅魚木：現本殿は男千木、神郷図は女千木であり、迷うところだが、神郷図が女千木を異常に大きく描いて強調している点を尊重したい。神社本殿にとって最も象徴的な部位を描き間違えたとは考え難いから、女千木の可能性が高いと思われる。堅魚木は3本とする。

(7) 『金輪御造営差図』に依拠した場合の復元案

『金輪御造営差図』に採用された部材寸法は、スケールアウトの感が否めないことをすでに指摘した。部材断面の大きさは蟻羽の出と結びつけてとりあえず理解したが、それにしても、その蟻羽の出が尋常な長さではない。側柱心からの桁の出は20尺だから、桁行柱間寸法に等しく、常識的にはありえない長さと思われる。しかも、棟桁の総長は九丈で、桁の八丈よりも一丈長い。この結果、側柱心からの棟桁の出は25尺となる。但し、宇豆柱が側柱および妻柱の心から8尺5寸も飛び出しているので、宇豆柱心からの棟桁の出は16尺5寸となる。この場合、当然のことながら、蟻羽は外転びとなって、屋根全体は船形を呈する。船形屋根をもつ獨立柱建物は弥生～古墳時代の土器絵画や埴輪家に数多くみられるけれども、歴史時代には存在しないというのが常識であろう。しかし、『金輪御造営差図』

記載の寸法に従えば、このように復元せざるを得ない。すでに述べたように、神郷図では正面右（東）側の屋根形と床上の宇豆柱を省略しており、切妻屋根の蟻羽が直線だったのか、外側に転んでいたのかを絵図からは判断できない。但し、背面側をみると、船形を呈してはいないが、蟻羽が妻面から大きく外側に飛び出している点が気にかかる。以上、判断を躊躇させる要素が錯綜としているが、遺構そのものが尋常ではないので、同じく尋常とは思われない『金輪御造営差図』に則った復元を試みる学術的意義があると判断し、復原図を描き模型を作成してみた。以下、この復原案を「当初案」とよぶ。第209図が当初案の復原図（桁行断面図・屋根見上げ図）、写真260・261がその模型写真である。予想されたとおり、当初案では蟻羽の出があまりにも長く、妻より外側の屋根が重くなりすぎている。

(8) 上記復元案の修正

このまま上の案を最終決定案とするのはためらわれる所以、若干修正を加えることにした。修正の前提となる方針は以下のとおりである。

1) 『金輪御造営差図』に記載された桁と棟桁の寸法をそのまま採用することはできないが、棟桁>桁という寸法差については遵守し、蟻羽を外転びにする。

2) これまで基本寸法の決定にあたっては、完数値を尊重してきたので、修正寸法でもそれには従う。

修正第1案は、桁の出を「大床」の縁の出に合わせるアイデアである。縁の出は宇豆柱の出の倍、すなわち17尺に復元したので、桁の出も17尺とする。この場合、桁の総長は74尺となる。棟桁は桁よりも長い完数値としたいので、総長80尺とした。この場合、妻柱からの出が20尺、宇豆柱からの出が11尺5寸となる。第210図に桁行断面図を示す。

修正第2案は棟桁の出を宇豆柱の出（妻柱から8尺5寸）の2倍、すなわち17尺とみるアイデアである。この場合、棟桁の総長は74尺で、

桁は棟桁より短い完数値としたいので総長70尺とした。側柱からの桁の出は15尺となって、正背面の縁の出17尺よりも短くなるから、縁の出も15尺に縮める。正背面の縁の出を15尺とすれば、側面の縁の出は15尺×3/4=11.25尺となるが、ここでは架行総長を完数値としたいので、あえて13尺のままとする¹⁷。この場合、「大床」は東西・南北とも70尺の正方形となる。第211図に復元図（平面図・桁行断面図・屋根見上げ図）を示す。

以下、当初案、修正第1案、修正第2案の基本寸法を比較しておく。

	当初案	修正第1案	修正第2案
大床規模 (桁行×梁行)	74尺×70尺	74尺×70尺	70尺×70尺
棟桁長	90尺	80尺	74尺
桁長	80尺	74尺	70尺
梁長	50尺	50尺	50尺

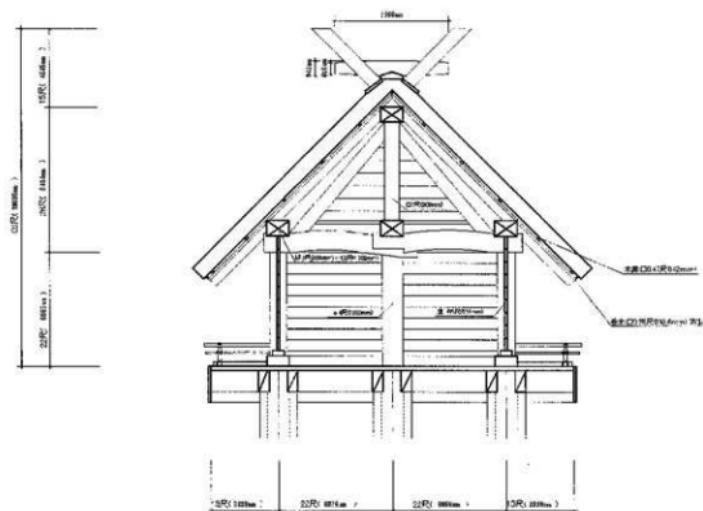
4. 床高の復元

(1) 「寄木造営」の用材寸法

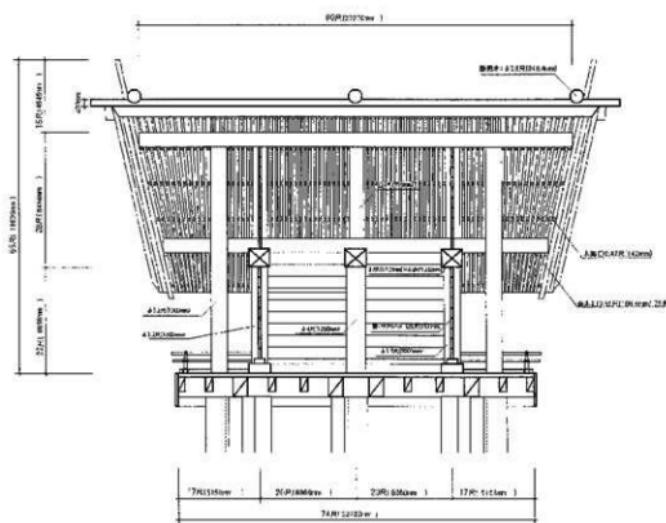
『杵築大社造営旧記注進』(北島家文書)¹⁸によると、天仁二年(1110)七月四日、稻佐浦に大木百束が流れ着いた。大きな材が18本。その長さは10丈、9丈、8丈、7丈、6丈で、直径は7尺、6尺、5尺、4尺だった。中ぐらいの材が9本。その長さは5丈以上あった。小さな材で長さ4丈以上のものが10本あった。小さな材で長さ3丈以下のものは60本あったという¹⁹。にわかには信じがたい出来事であるが、4年後の永久二年(1114)、この流木を用いて正殿の遷宮がおこなわれた。世に名高い「寄木造営」である。宝治年間よりも130年ばかり遅る平安時代の造営であり、当時の木殿規模が宝治のそれと一致するという保証はないけれども、ここでは最も長い10丈という材の寸法にこだわって、木殿の高さを考察してみたい。

(2) 3つの復元案

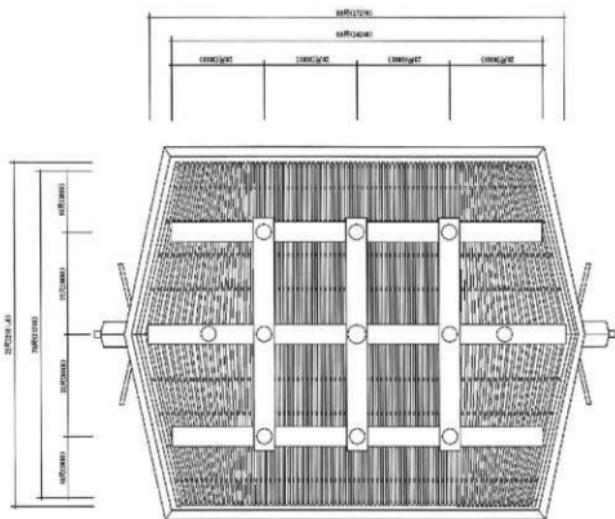
稻佐浦に流れ着いた大木のうち、長さ10丈の材をどの部材としたのかは定かではないが、常識



第209図 a 当初案（床上）の復元梁行断面図 縮尺：1:30



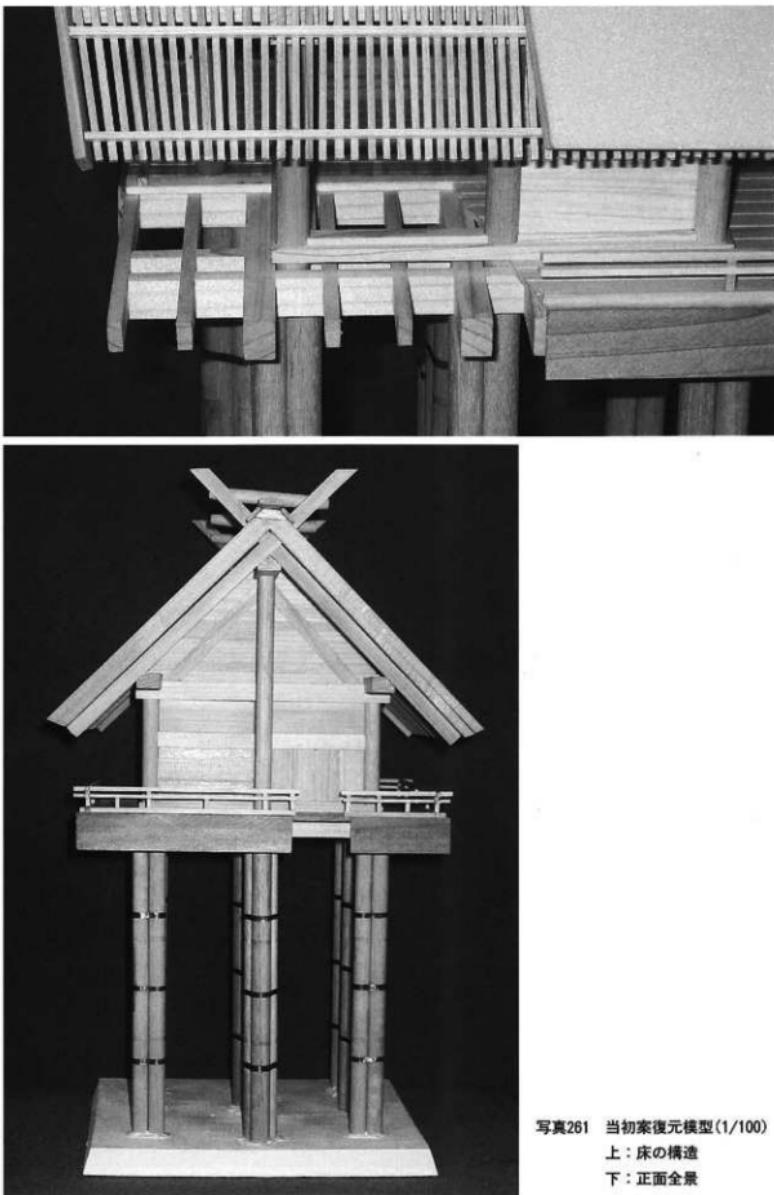
第209図 b 当初案（床上）の復元桁行断面図 縮尺：1:30

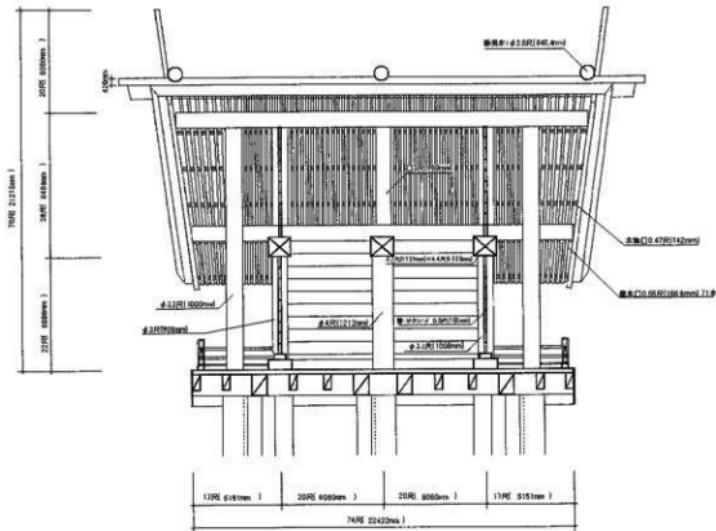


第209図c 初案（床上）の復元屋根見上図 縮尺：1:30

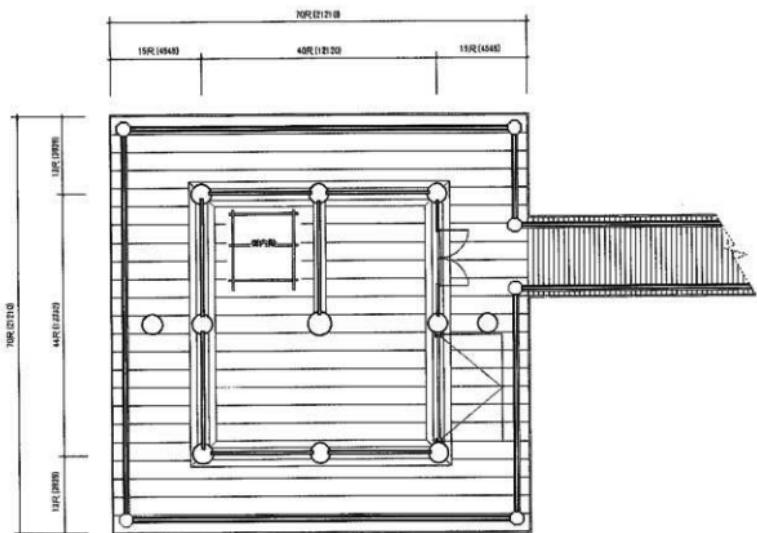


写真260 初案復元模型の床上部分

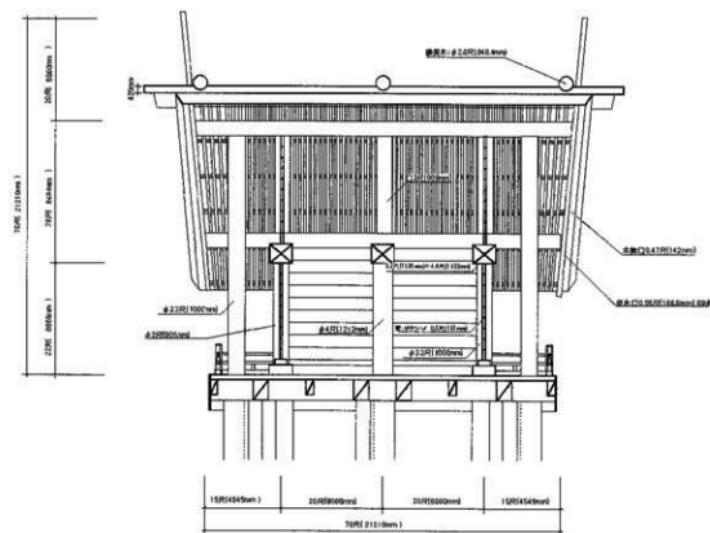




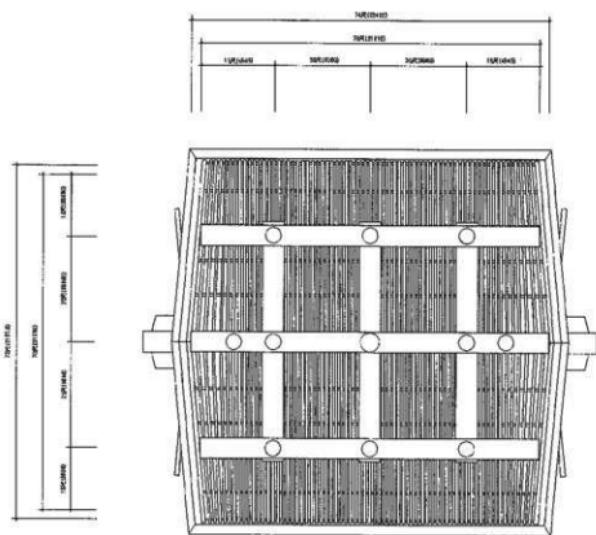
第210図 修正第1案（床上）の横断面図 縮尺：1:30



第211図 a 修正第2案（床上）の平面図 縮尺：1:30



第211図b 修正第2案（床上）の復元図 縮尺：1:30



第211図c 修正第2案（床上）の屋根見上げ図 縮尺：1:30

的には柱に用いた可能性が高いであろう。それでは、いったいどの柱に用いたのか。最長の材をどの柱に使うのかによって、本殿の高さは大きく変わる。以下に3つケースを想定してみた。

- A案：宇豆柱を長さ10丈とする復元案
- B案：心柱・側柱を長さ10丈とする復元案
- C案：添束を長さ10丈とする復元案

さて、材の長さが10丈と言っても、地面から柱の上端までの高さが10丈になるわけではない。旧地表面から掘形底面までの深さを1丈と仮定すれば、柱上端までの高さは9丈となる（第212図）。したがって、A案は棟木の下端までの高さが9丈、試みに女千木の高さを15尺とすれば、総高108尺（32.7m）となる。B案は梁の下端までの高さが9丈で、女千木の高さを20尺とすれば、総高138尺（41.8m）となる。C案は床桁の下端までの高さが9丈となり、千木の高さ20尺とすれば、高16丈（48.5m）となる。ちなみに、外観のバリエーションを一つ増やしたかったので、C案のみ男千木をしている。

第213図に並列させた3案を比べると、A案はどうみても腰が低く、鈍重な感が否めない。施工上はさほど困難ではなからうし、竣工後も安定感があつて倒れにくいだろうが、神郷図にみえる本殿の外観ほど均整がとれていない（第214図）。これと対照的なのがC案で、足が長く腰が高い。外観上もっとも見栄えが良く、細身のプロポーションに目を奪われる反面、構造的にはなんとも頼りなく、施工の困難さが容易に想像される。神郷図の本殿と比べてもあきらかに床下が長すぎて、異質な感じがする（第215図）。C案の場合、添束とする10丈の材が18本必要だが、記録では6丈～10丈の材の合計が18本である点も不利に働く。

神郷図の本殿に最も近い印象を与えるのはB案である（第216図）。本殿の柱のなかで最も重要な宗教的意味をもつ心柱に最長の材をあてる点にも説得力がある。よく知られているように、現存する大社造本殿の心柱は、宇豆柱と同じ中心軸に並びながら、棟木に届かない。梁の下端

でとまっている。心柱が高天原と底津岩根を結ぶ依代のような存在ならば⁽¹⁰⁾、宇豆柱と同様、棟木に達しても不自然ではないのに、梁の高さでとまるのはなぜだろうか。巨大本殿の復元を思考するなかで、一つのアイデアが思い浮かんだ。

(3) 棟木にとどかない心柱の意味

心柱には集められた木材のうち最長のものを使う。そして、その心柱で梁を承ける。仮にそういう前提があったとしよう。この場合、梁の上に束を立てれば棟木の支持に問題はない。一方、宇豆柱は屋外に独立しており、直接棟木を支えるしかない。しかし、宇豆柱は最長の材ではなかった。と、考えておこう。その場合、2材を繋いで棟木を承けるしか方法はない。しかし、2材を単純な継手で接合するだけでは容易に折れてしまうから、ギブスのような役割を果たす添木が必要だった。その添木の役割を果たしたのが、2本の添束（床束）だった。まず、2本の添束に宇豆柱を縛りつける。宇豆柱は2材を繋いでいるが、継手の上を金輪で括り、釘で打ってとめる。こうすれば、添束がギブスとなって宇豆柱は骨折しない。おそらく、この技術は宇豆柱だけではなく、側柱にも応用されたに違いない。要するに、2本の添束は床を支えるだけではなく、1材では長さが足りない通柱を繋ぎ材としながら立ち上げるための添木でもあったと思われる。通柱を繋ぐ位置は一定ではなかったであろう。だから、柱材を上下に繋ぐ技術と金輪が相關しているのならば、金輪を巻く高さは繋ぎの位置に則してばらばらであったはずである。

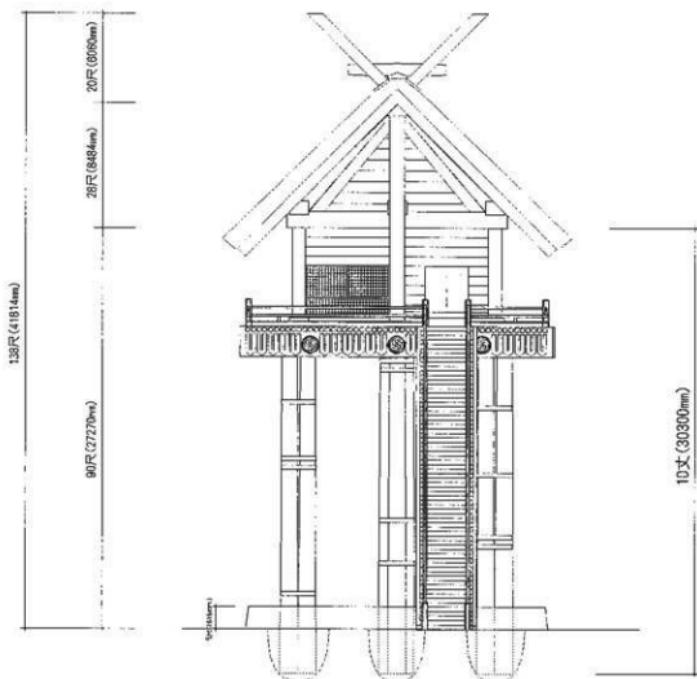
仮説に仮説を継ぎ足す愚考だと言われるのを覚悟の上で推論を続けよう。集められた木材のうち最長の材を用いて立てたのが心柱であり、心柱は屋内の中心にあって梁を支える通柱であった。なぜ棟木を支えなかったのかと言えば、それは本殿が高大すぎたからである。最長の材一本で棟木を支えようにも届かなかったから、梁の位置でとめるしかなかったのではないか。棟

木を支えるには繁ぎ材としなければならなかつた。しかし、それでは心柱の象徴的意味—おそらく「天と地をつなぐ媒体」という神話性を表現できない。心柱はあくまで一材でなければならなかつた。一材であることに意義のあるオブジェであった。一方、屋外にたつ宇豆柱は、構造上、棟木を支えなければならない。だから、ギブスで繋ぎ接ぎにしてでも、棟木に達する長さを確保する必要があった。この伝統が、現在の大社造本殿に生きているのではないか。ほとんど姿性に退化した宇豆柱は、屋外に身を置いているわけでもないのに、棟木を直接支えている。ところが、棟木まで届いてもおかしくない

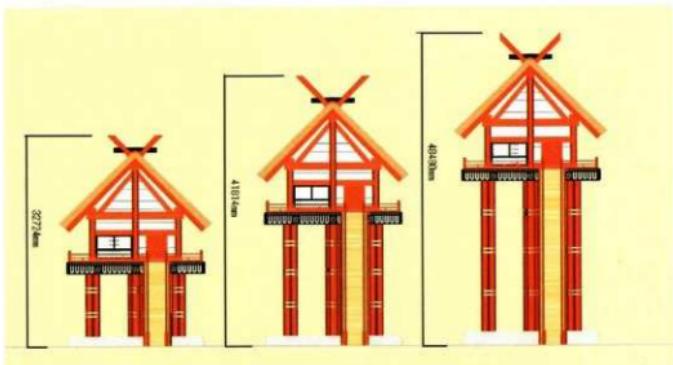
心柱は、もっと長い材を確保できるはずなのに、梁の直下でとまっている。この不自然な構造形式は、本殿が巨大であった時代の伝統を無意識のまま継承しているからではないのか。

4. おわりに

以上の考察と推定から、本稿では、B案を最も妥当な復元案と判断する。時代は遡るが、永久二年（1114）の「寄木御造営」で用いられた最長の材を心柱にあて、地面から梁下面までの高さを九丈と推定した案である。実際にはこれより高かったのか低かったのか、皆目見当もつかない。床上の神殿は、延喜造替の現本殿を



第212図 B案を例にとってみた10丈の材の使い方 縮尺：1:30



第213図 A案・B案・C案の正面図比較



第214図 神郷図と同じ角度からみたA案



第215図 神郷図と同じ角度からみたC案



第216図 神郷図と同じ角度からみたB案



第217図 床上を修正第1案とした場合のB案（上・下とも）



第218図 床上を修正第2案とした場合のB案（3枚とも）

1.21倍拡大して寸法を微修正し、様式を鎌倉時代初期以前に戻す作業によって復元を試みた。加えて、『金輪御造営差図』に記された桁・棟桁・梁の寸法を積極的に取り入れてみたが、桁長を八丈、棟桁長を九丈とする当初案では、蝶羽が重すぎてあまりにもバランスが悪く、桁行方向の寸法を修正せざるを得なくなつた。修正第1案（第217図）もしくは修正第2案（第218図）が遺構にふさわしい規模と言える。

いま述べたように、『金輪御造営差図』に記載された部材寸法は、現本殿を1.21倍し微修正した他の部材寸法よりあきらかに大きくなっている。これを採用した結果、復元作業は迷路にまよいこんだ。柱の配列だけでなく、寸法においても、遺構と指図の間に懸隔が認められるわけで、だからこそ『金輪御造営差図』は鎌倉初期本殿ではない、という言い方が許されるであろう。しかし、『金輪御造営差図』が史実に基づかない偽造の指図だ決めつけることも、現段階ではできないはずである。『金輪御造営差図』の原本が文永七年（1270）火災焼失後の作であるにしても、その原本が制作できたのは古い時代の情報が集積されていたからであり、そこに表現されたすべての要素を否定できるわけではない。なにより、このたび出土した本殿跡と同じ平面構造をもちながら、さらに大きな本殿が存在しなかつた、とだれが断言できるであろうか。鎌倉初期本殿跡の下層では、建物跡かどうかわからないが、溝状の遺構が確認されている。それが平安時代の本殿と関わる遺構でないとはだれも言えない。かりに平安本殿が鎌倉初期本殿より一まわり大きな建物であったとすれば、『金輪御造営差図』のスケール感と一致する可能性が生まれてくる。べつに大きな本殿跡が出土することを願っているわけではないけれども、宝治度造営以前にも、数回にわたって遷宮の記録が残されているのだから、平安時代の本殿跡をみてみたいと思うのは私一人ではないだろう。『金輪御造営差図』の最終的な評価は、その平安本殿が姿をあらわしてからでも遅くないはず

である。

[附記]

本稿の作成にあたっては、以下の方々にさまざまなお教えをいただいた。ここに記して感謝申し上げます（五十音順・敬称略）。

石原 聰 岡 宏三 景山真二 勝部 昭 黒田龍二
佐伯徳哉 烏田敏男 烏谷芳雄 鈴田剛司 西山和宏
花房一樹 松尾光晶 松本岩雄 牟田口章人 目次謙
一 吉川 浩 吉田謙二

発掘調査を担当した松尾君と石原君からの情報提供が甚大であったことは言うに及ばないが、私が苦手とする文献解釈については目次さんに詳しくご教示いただいたことを明記しておく。ところで、黒田龍二さんの復元案が拙案とよく似ているという情報を早くから得ていたので、黒田さんが大社本殿について書かれた論考は極力目にしないよう努めてきた。ところが、本稿執筆直前になって、黒田さんから最新の論文「出雲大社境内遺跡と出雲大社本殿の復元」（『仏教芸術』27号、2003年）が送られてきた。神社建築史の専門家らしい緻密な考証に感服する一方で、口論に示された復元CGをみると、噂の通り、私の案と非常によく似ている。読者諸氏に強調しておきたいのは、黒田案と拙案は二人の研究者が情報を交換しあった成果として似通ったのではなく、まったく別個に考察を進めてきた偶然の帰結にはかならない、ということである。その証拠に、復元の結果はよく似ているが、復元に至る思考の過程には大きな違いがある。このプロセスの差にお気づきいただければ幸いである。さて、本稿で用いた図面・CG・模型は、鳥取環境大学環境デザイン学科に属する以下の学生諸君の粉骨碎身の賜であり、この場を借りて、学生諸君にも深い感謝の気持をあらわしたい。

3年生：清水拓生（模型製作・金輪御造営差図トレース）、馬場智子（模型製作）、細谷幸希（模型製作・神御図トレース）、吉原沙織（2次元CAD平面図・床組図）。

2年生：木村安宏（2次元CAD断面図・屋根見上図・立面図；3次元CAD=CG制作）。

註

- (1) 従来、歴史考古学の分野で放射性炭素年代を積極的に参照することはあまりなかったが、出雲人社境内遺跡の場合、放射性炭素年代と年輪年代がみごとな一致を示しており、正直なところ驚いている。放射性炭素年代に金輪の信頼をおくとすれば、柱材の¹⁴C年代よりも、宇豆柱の楕形から出土した木の葉の¹⁴C年代（1242～1280年）に注目すべきであろう。前者が柱材伐採年代の近似値であるのに対して、後者はまさに本殿建設年代に相当するからである。
- (2) 長元四年、出雲国司攝俊孝が杵築社神殿が転倒したと偽って中央に報告した。俊孝は神殿の造営事業に便乗して国司任せ・山陰道の助力など様々な要求をしたのだが、翌五年、中央からの使者が検分して詐称が発覚し、俊孝は佐渡に流された。三浦正幸氏はこの「無実（虚偽）」に注目し、「長元四年の報告は（略）出雲守等による作為的なものであった可能性が高い」としているが、長元九年（1036）の正殿遷宮には言及していない（三浦正幸「出雲大社本殿」『日本建築史基礎資料集成社殿1』中央公論美術出版、1998）。新たな神殿が造営されたからには、古い神殿は転倒したか、解体されたかのどちらからであり、かりに転倒したものでないにしても、「転倒しても不思議ではない」という認識が共有されていない限り、詐称を企てようとする動機が生じるはずはないであろう（目次謙一「文献史学からみた本殿の建築について 一治度造営関連史料を中心に」平成15年3月20日発表資料）。
- (3) 阿弘三「『金輪御造営指図』について」平成15年3月20日発表資料
- (4) 『出雲大社延享造営傳』（山村家旧蔵本・出雲大社蔵、徳川家旧蔵本・東京国立博物館蔵）は、延享度の造替遷宮を宮大工が記録として伝えたものである。西岡和彦氏（国学院大学）によると、旧徳川家本は旧山村家本の転写本であろうという。旧山村家本は、『出雲大社延享造営傳 乾』（『乾』本）の外に、旧徳川家本にない『出雲大社延享造営傳（素鷦）坤』（『坤』本）の計二冊からなる。
- (5) 『乾』本は、延享元年（1744）に造営遷宮した出雲大社本殿の建築から遷宮までの過程を、挿図を入れて立体的に記している。宮大工の記録ゆえに、建物の規模のみならず、飾り物まで寸法が具体的に記録される。一方、『坤』本は、本殿背後の八重山麓に鎮座する素鷦社をはじめ、延享四年までに建て替え、または修理された杵築・末社の様子などが記録されているが、挿図はない。昨年度、出雲大社の本殿以外の建造物を実測した西山和弘氏（奈良文化財研究所）からは、「本殿部分に関する記載は部材寸法などが不明のため、何とも言えないのが現状だが、それ以外の社殿については、構造形式や寸法など、ほぼ一致しており、史料の記載はおむね信頼性が高い」というコメントを頂戴している。
- (6) 佐伯徳哉「『出雲大社井神郷図』は何を語るか 一 出雲國鎮守の主張一」（『日本歴史』662号、2003年）。神郷図は「杵築郷とその周辺の地理的景観の中に王土を表現しながら仏国土の要素を重ね合わせたもの」という斬新な解釈を示している。この論文の結論にふさわしい絵図の制作年代は、文永八年の本殿焼失後であるとされるから、「金輪御造営差図」の制作年代ともおおむね重なりあうところが注目される。
- (7) 浅野清「東大寺法華堂の現状とその復原的考察」『東大寺法華堂の研究』吉川弘文館、1948年
- (8) すでに述べたように、現本殿では縁の出が正面：側面 = 4 : 3 であるが、「金輪御造営差図」ではほぼ同寸法となっているので、正面15尺、側面13尺でも問題はないと思われる。
- (9) 『出雲国造家文書』清文堂、1968（鎌倉遺文7017号文書）。「杵築大社造営旧記注進」の原文については、島根県古代文化センターの複写史料を閲覧させていただいた。「杵築大社造営旧記注進」は、平安時代から鎌倉時代初めに至る杵築大社の造営事業の過程を、在任中の国司の事績もあわせて記したものである。執筆年は未詳であるが、建久元年（1190）の正殿遷宮までを記載しており、少なくとも鎌倉期以降の成立とみられる。ところで、平安時代における出雲大社の造営事業は、天皇が

命じて出雲国衙と神宮が主導する体制でおこなわれた。一方、鎌倉時代宝治度の造営事業は、朝廷・国衙の機能低下による遷延を幕府や守護・地頭が補う形をとったなどと遂行されたものである。このことをふまえると、宝治度造営に際し、国造が從前の通り遷宮を実施するよう各方面へ働きかけていく上で、本文書の記す過去の造営事業の過程がその主張の根拠として重要な役割を担った可能性が推定できる。よって本史料は、宝治度造営の前後に作成された可能性が高いと考えられる。以上は、日次謙一氏のご教示による。

- (9) 原文では、本文に小さな文字で以下のように添え書きしている。「国日記云、天仁三年七月四日、大木百支自海上寄輪松浦、八十支、長十丈、九丈、八丈、七丈、六丈、口七尺、六尺、五尺、四尺、中九丈、長五丈已上、小十支、四丈已上、小六十支、三丈已下」とある。ここにいう『国日記』については国司の記録、もしくは出雲国造家の記録とみられる。年代・原文などの詳細は一切不明だが、「伴築大社造営旧記注進」では引用された当時の公文書（官宣言・在庁官人解文）を補う形で用いられており、造営事業を伝える独自の同時代史料として貴重な記録といえよう。ところで、『国日記』の添え書きは「件木有御示頃、材木方尺也、所以何者、因幡上宮御近辺、長十五丈、口一丈五尺大木一本寄來、然木在地之人民乍成疑、欲切取之處、大蛇纏件木、仍伐者致恐退畢、雖然伐者等受創歎、因茲致種種祈禱之處、御示現云、出雲人社每度御造立者、承諸國神明大行事之間、今度者担当我大行事、已御材木令採進畢、仍伐木一本者、我得分儲也者、以此木可令造立我社、以之諸人等、令聞知此由處也」と続く。日次謙一氏による現代訳を以下に示しておく。「（流れ着いた百本の大きな）木は神の配慮が形となって現れたものであり、様々な寸法の木が流れ着いたの

である。そのわけを尋ねてみると、次のようだ。因幡の国の上宮（宇倍神社）の近くに、長さ15丈、直徑1丈5尺の大木が1本流れ着いた。この木をその土地の人々は怪しみながらも、切り取ってしまおうとした。ところが、大きな蛇がその木にまとわりついていたため、木を切ろうとした者は恐れて逃げてしまった。それでも切ろうとした者は、急に病氣になってしまった。そこでいろいろな祈祷をしてみると、神のお告げがあった。出雲大社の造営にはその都度、諸国の中々が交替で世話役（大行事）を務めている。そのため、今回天下年間の造営は私（因幡国宇倍神社の神）が世話役を務めており、既に造営用の材木を調達して出雲大社へお送りしたところである。今流れ着いた1本の大木は、私が（世話役を務めたことによって）得たものであることに間違いはない。この木で私の社を造営するように。以上の因幡上宮の神の御神託から、人々は大木百本が流れ着いた理由を聞き知ることとなったのである」。ここに登場する「長さ15丈、直徑1丈5尺の人木」は、因幡国宇倍神社の造営に用いられたものであり、出雲大社の「寄木御造営」とは無関係であり、「寄木御造営」で使用された木材の最長分は10丈と判断すべきである。松江藩の儒学者・黒沢石斎弘忠が著した『懐稿談』（上巻は承応2年（1653）、下巻は寛文元年（1661）の成立）でも、神門郡伴築の部分で「寄木御造営」について触れており、その内容は旧記注進とはほぼ同じである。近世前期当時の伴築大社内では、旧記注進に基づく「寄木御造営」が広く受け入れられ、外部へも喧伝されていたことが伺われる。

- (10) これについては別稿で考察を試みた。拙稿「五本柱と九本柱 一大社造の起源と巨大本殿の復元・序説…」、鳥取県文化財所有者連絡協議会『文化財講座特集号』2003年

第24章

遺構から復元される 本殿の上屋構造

第24章 遺構から復元される本殿の上屋構造

藤澤 彰（芝浦工業大学）

はじめに

発掘された建築遺構から上屋構造を復元するのは、よほど大量の建築部材が検出されることでもない限り困難をきわめるといつてよい。発掘で得られる情報は、地下および地表での建築の規模・柱径・材質・柱のたてかたなどで、上屋構造を解明する資料の検出はきわめて少ない。復元に当たっては、類似の建築、世界の民族事例、絵画資料、ときには家型はにわなどあらゆる資料を駆使し、さらにその上に推測を重ねて復元を進めることになる。

今回、出雲大社境内遺跡から出土した柱根は3本一組の束ね柱で、1本の径は最大で1.4mもあり、柱穴内にはおびただしい数の人頭大の石が隙間なく充填されていた。他にまったく類例のない形式と規模をもっており、上屋構造を復元するに当たって、資料不足を補う参考事例を他の建築、類例に求めることがほとんどできないものだった。

ここに示す復元案は、発掘成果から得られる情報、文献から得られる情報、絵画資料から得られる情報、さらに出雲大社に伝わる伝承および信仰までも斟酌して、それらのデータを取捨選択し構築した一試案である。

復元の基礎となる資料

上屋構造を復元するにあたって基礎資料となるのは、発掘成果、文献資料、絵画資料である。それら三者のもたらすデータが相互に矛盾することなく、整合性を持つものであればよいが、ひとたび矛盾をきたすと復元作業は困難なものになる。今回の事例はまさに後者にある。以下、発掘成果、文献資料、絵画資料から、上屋構造復元に必要なデータを抽出し、必要があれば解説を示し、情報の取捨選択を行う。

最初に発掘から得られたデータを整理すると

以下のようになる。¹

発掘成果からのデータ

柱の状況 3本の丸太を束ねて一組とする（3本丸太の束ね柱）、1本の径は最大で1.4m、最小で1.23m、地中の埋め込み深さは推定で2m程度、材質は杉、一部に赤色顔料（ベンガラ）が付着、3本の柱は地表であらかじめ束ねて一度に立てたのではなく1本ずつ立ててから束ねた柱穴の構造 柱穴の形状は卵形、底面はゆるやかな傾斜をもつスロープ状、柱穴内は多数の人頭大の石を隙間なく充填

平面の形式と規模 出土した3組の束ね柱は、南宇豆柱、南東側柱、心御柱と推定される。宇豆柱は建物外側に突出、2間×2間のやや横長平面、束ね柱3本の中心を柱の中心とする、梁行心々 13.4m、桁行心々 11.6m

柱の年代 炭素14ウイッグルマッチ法、年輪年代測定法による調査結果にしたがえば、出土した柱は寛治2年（1248）造営のものと推定される

平面について

(1) 柱心をどこに求めるか

3本の束ね柱の心をどこに求めるかによって、構造と平面規模が変わってくる。次の二つの可能性が考えられる。①3本を同等の柱と考え、3本の中心を束ね柱の心とする。②3本のうち1本を梁桁までのびる柱、2本を束柱と考え、梁桁までのびる1本の柱の心を束ね柱の心とする。①は3本の柱を同等とみる考え方であり、②は1本の柱と2本の束柱に分ける考え方である。²

遺構を見ると、3本の柱の扱いは、立てる順序、それに伴う加工痕などをのぞいて特に大きな差異はなく、3本を同じように扱っている。とりわけ心御柱において、1本の柱（すなわち

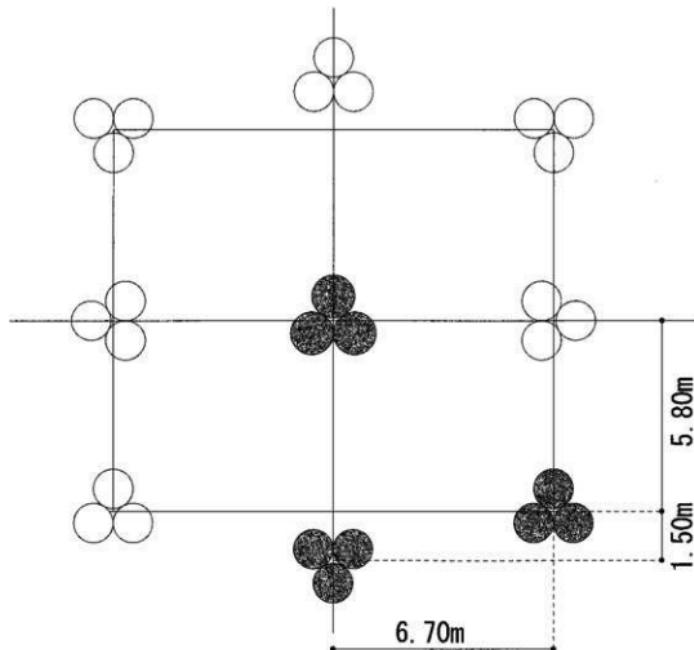
心御柱)と2本の束柱に分けて扱っている形跡はまったく見られない。心御柱か束柱かでは信仰上大きな違いがあるだろうから、扱いに差異が見られないということは、3本で心御柱を形成していたことを示すのであろう。

束柱は、床面を構成する水平材を架すために主柱に添えて立ち、主柱と2本一組で機能を発揮することができ、主柱より小型小規模で十分である。したがって水平材を架すために、主柱と同じ規模の巨大的な柱をわざわざ2本添え、膨大な労力をかけて計3本の束ね柱とするとは考えにくい。

以上から3本の束ね柱の心は、3本の柱の中 心と考えるべきである。

(2) 遺構検出面における柱配置

3ヶ所から検出された束ね柱が、現本殿と同様の柱配置をもつとするならば、それぞれ南宇豆柱、南東側柱、心御柱に相当し、未発掘のものを含めて、遺構検出面レベルでの柱配置は(第219図)のようになるだろう。柱間寸法は、梁行6.7m、桁行5.8m。宇豆柱は妻の柱筋から外に1.5m突出する。桁行より梁行のほうが少し長いやや横長の矩形となり正方形平面となら



第219図 遺構検出面の柱配置 色付けは出土遺構、他は推定

ない。

(3) 床レベルでの平面規模

柱が垂直に立ち上がっていないかぎり、発掘成果だけから床レベルの平面規模を決めることはできない。しかし、出土遺構が宝治度造當本殿ならば、宝治度本殿の内部調度の寸法を記した「山雲杵築社遷宮神宝注記」(鎌倉文7112 北島家譜...)から、本殿の柱間・寸法を推測することができる。³⁾

本殿の柱間寸法を推定する資料となるのは以下の部分である。

一御内殿之外御壁代二間

〈但各半絹錦文松皮〉

西間一間

〈長一丈五尺五寸弘一丈一尺五寸〉

北方二間

〈長一丈五尺五寸弘一丈二尺五寸〉

一御殿御帳二間

中間御帳一帖

〈長一丈五尺弘一丈一尺五寸白浮文織物〉

御隔子間一帖

〈長一丈一尺二寸弘一丈五寸紅梅織物〉

御妻戸間一枚

〈長一丈一尺弘八尺紅梅織物〉

一御簾三枚

〈各金物子栗形縫丸絹懸緒、已上如常〉

御隔子間一枚

〈各長一丈一尺二寸弘各五尺七寸五分〉

御妻戸間一枚

〈長一丈一尺弘八尺〉

福山敏男の研究によれば、御壁代の広さが西間で「一丈一尺五寸」、御帳の広さが中間で「一丈一尺五寸」とあることから、柱内法はおよそ1丈1尺5寸で、柱径を仮に2尺5寸と定めると、柱間は心々で1丈4尺となり、2間四方だから平面は柱心々2丈8尺の正方形となる。

「山雲杵築社遷宮神宝注記」に示されている各調度の部位と寸法を、略平面図にあてはめると(第220図)のようになるだろう。

ここで問題になるのは、福山が「北方二間」



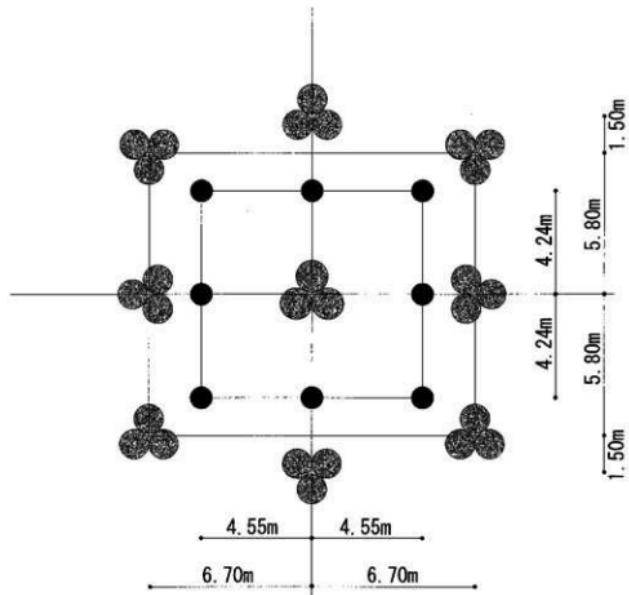
第220図 「出雲杵築社遷宮神宝注記」による調度の部位と寸法

の「弘一丈二尺五寸」の数値を採用せず、各柱間の内法を1丈1尺5寸とし、結果として正方形平面としたことである。福山は本殿平面が正方形であるという大前提のもとに、「西間」と「中間」の1丈1尺5寸の寸法を、ちょうど桁行、梁行に相当するとしてこれを採用し、「北方二間」の「弘一丈二尺五寸」という数値を採用しなかったのであろう。しかし、前項で見たように遺構検査面における柱配置は、桁行より梁行が長い、横長の矩形平面であるから、床面での柱配置も横長の矩形となる可能性が十分考えられる。

つまり、柱径を2尺5寸と仮定すれば、梁行は「北方二間」の「弘一丈二尺五寸」を採用して柱心々1丈5尺(4.55m)、桁行は柱心々1丈4尺(4.24m)となる。

しかし、この寸法は遺構検査面での柱心々梁行6.7m、桁行5.8mとは大きくかけ離れている(第221図)。

「出雲杵築社遷宮神宝注記」に記載される内部調度からの本殿規模の推定は、かなり有力なデータと考えられる。遺構検査面と床面での平面規模の懸隔は、柱が垂直に立っているのではなく、内転びに立っていることを示唆するもの



第221図 造構検出面と床面の柱配置 灰色が造構検出面 黒色が床面

であろう。

(4) 金輪造営図の検討

出雲大社木殿の復元を考えるときに常に問題となってきたのが金輪造営図である。この図に信をおくのか、おかないのかによって、復元は大きく異なってくる。

現在知られている千家家所蔵の図、木居宣長の『玉勝間』掲載の図、佐草自清の『出雲国造系譜考』掲載の図は、いずれも江戸時代の写本と考えられている。

福山は千家家所蔵図、『玉勝間』掲載図の書入れにある「御決入」などの用語が古式であることから、原本は上代から建久元年（1190）造営までの神殿にかかるものと判断した。記述内容にも信をおき、復元の最重要資料とした。

これに対し、近年、山岸常人は出雲国造家の國造職譜状に見える造営関係史料と差図の存在に着目して、13世紀後期頃に造営関係資料が重視されるようになり、そこへ差図が加わったのが遅くとも14世紀中期であり、この14世紀中期に見られる差図こそ金輪造営図であるとした。そして、金輪造営図は建久度以前の本殿を描いたものではなく、宝治度本殿も存在しない状態で作成された「確度の低い史料」と位置づけた。⁴⁾

山岸の言うように、13世紀後期頃になって造営関係資料が重視されるようになり、14世紀中期頃に差図が出現したとしても、その差図が金輪造営図である確証はどこにもない。また、仮に金輪造営図の原本が、14世紀中期頃に描かれたとしても、そこにそれ以前の情報が盛り込まれていることも十分考えられる。

金輪造営図の原本の成立年代を明らかにすることは難しい。今回の発掘まで3本の東ね柱の存在を示す資料は皆無に近く、唯一、金輪造営図だけが東ね柱の存在を主張してきた。金輪造営図だけが主張してきた他に類例のない巨大な柱が、実際に地中から出現した事実は重く、金輪造営図と出現した巨人な3本の東ね柱は、密接な関連があると考えるのが自然である。金輪造営図に描かれた3本東ね柱の柱構造が存在したことは紛れもない事実であり、絵図は高大な本殿であることを誇張するために絵空事を描いたものではないと思われる。金輪造営図には荒唐無稽として退けられ認められていない事実がまだ隠されているかもしれない。

福山が指摘したように用語が古いこと、そして他のどの史料も明かさなかった3本の東ね柱の存在を示していることから、金輪造営図を「確度の低い史料」と退けるのではなく、内容を十分吟味して復元に必要な情報をできるかぎり読み取ることが必要である。

(5) 金輪造営図の記載内容の検討

(第223図)は千家家所蔵の「金輪御造営差図」の読取り図である。ほとんど福山の研究⁶にしたがっている。ただし、1ヵ所①のところだけ、福山は「以丈」と読み「八丈」の誤りとしたが、ここでは「玖丈」と読み「九丈」の意と解釈した。『玉勝問』掲載図では、「不知〇丈」とある。

金輪造営図には大きくわけて(イ)部位・部材の名称と部材の寸法などの文字情報、(ロ)図で示される形状・形式、さらに比例関係から推測される寸法の情報が込められている。

部材寸法はつぎのように記されている。半側の6ヵ所の柱径は1丈。「桁」と記されている右側の桁行方向の部材は、長さ8丈厚さ3尺広さ4尺3寸。中央の棟とおりの部材は長さ9丈で、断面寸法の記載はない。梁行方向3本のうち中央の部材寸法は、虫食いのため一部判読できないが、福山によれば長さ6丈厚さ3尺7寸

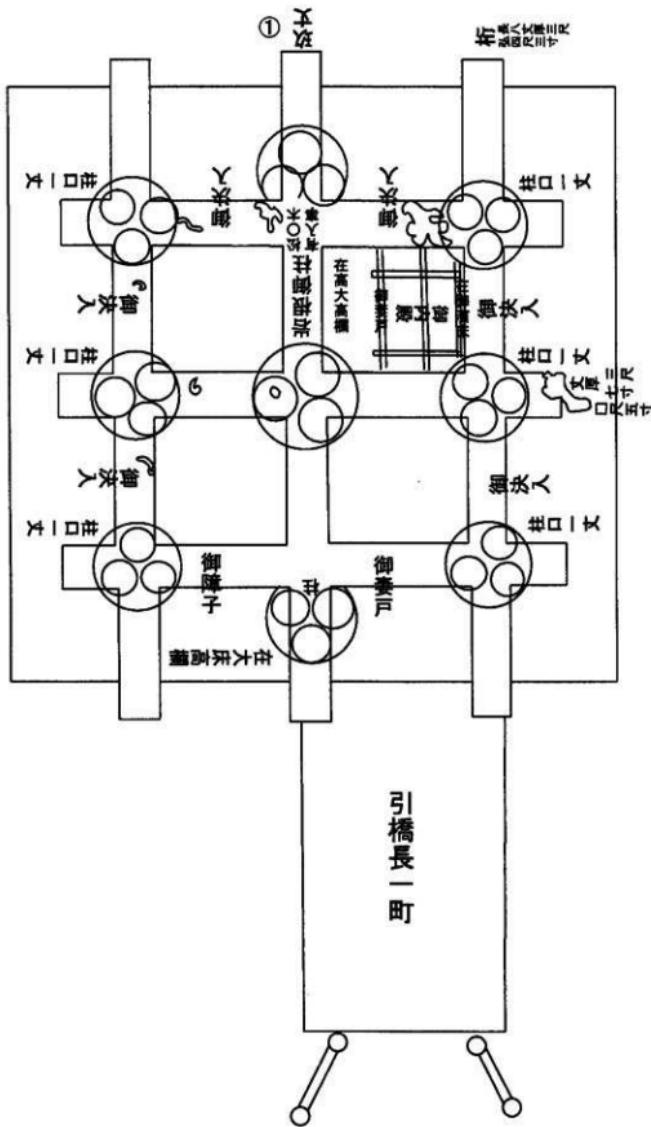
広さ4尺5寸である。これらはいずれも他に例を見ない長大かつ大断面の部材というほかない。また、これらの部材は断面がわかるものは厚さよりも横幅の広い材として使われていることも注目してよい。さらに正面の引橋は長さが1町と記す。

ここに描かれている6本の部材を、福山は屋根を構成する梁、桁、棟木と解釈した。これに対して宮本長二郎は、梁行方向の3本の部材を屋根を構成する梁と解釈すると側柱からの出が大きくなり切妻屋根がかからないことから、これらを土居桁と解釈した。また、断面寸法が梁桁としては大きすぎて、平たく使うのも梁桁にふさわしくないことから、6本の部材をいずれも床面を構成する土居桁と解釈した。

6本の部材を土居桁と解釈する見解は、かつて山本信哉が発表している。宮本は建築的解釈を深め、土居桁説を復元案の構想の中心にすえ、東ね柱の上に土居桁を縦横に組んで床面を構成し、その上に別途本殿を構築する基台式建築案を発表した。⁷

縱横の部材が屋根を構成する梁桁ではないという見解は説得力に富む。しかし宮本案では三本の東ね柱が一度床面すべて切れ、床上で別の一本の柱となつてのびる。大社造の特色である宇豆柱が本来的な意味での棟持柱となっていない。また、心御柱も床下で一度切れていて、心御柱は地下世界と天上を結ぶという観念から程遠い。

棟とおりの部材の長さが八丈ではなく、九(玖)丈と記載されていることは最初に指摘した。この棟とおりの部材が宮本のいうように土居桁だとすると、左右の側柱とおりの部材より1丈長くなり、中央だけが前後に突出して納まりが悪い。また、中央の部材と左右の部材の断面寸法は同一と考える必要は無く、中央と左右は性格が違う材と考えることも可能である。つまり、棟とおりの部材は土居桁ではなく棟木に相当し9丈の長さで、左右の側柱とおりの部材が土居桁で長さは8丈、心御柱と宇豆柱は棟木



第222図 金輪御造営差図（千家家所藏）読み取り図

まで伸びる棟持柱になっていると読み解くことができる。また、梁行の3木の部材はいずれも土居桁で、中央のものは心御柱にはぞ差しとなっているのだろう。要するに、金輪造営図に描かれている6木の直材は棟とおりの1本が棟木で、他の5本が十居桁であると推定したい。

しかし、8丈(24m)の十居桁、9丈(27m)の棟木は実在しうるだろうか。(第221図)のように造構検山面での桁行柱心々長さは11.6m、その上に24mの十居桁がのるとすると(柱が直立すると仮定)、両端は6.2mの片持梁となり、また、床面での桁行柱心々長さは8.5mで、両端は7.8mの片持梁となる。9丈の棟木では、造構検山面での南北字豆柱間は14.6mだから、その上に27mの棟木がのると(柱が直立すると仮定)、両端は6.2mの片持梁となる。これらの片持梁としての出はいずれも現実性にとぼしく、土居桁、棟木の8丈、9丈という実長はどちらも採用しがたい。

もう一点金輪造営図で気になる点がある。それは南字豆柱の内側にある「柱」と、北字豆柱の内側にある「松○木有入事」という書入れである。

南字豆柱の「柱」はここだけに記されており、他の6本の側柱は「柱口一丈」と記載され柱の存在が示されている。『玉勝間』掲載図では、同じ位置に「柱」とあり、さらに内側に千家家所藏図にはない「有文字不知」の書入れがある。

また、北字豆柱の内側に記されている「松○木有入事」は、これまで岩根御柱についての割註で、岩根御柱の材質が松であることを示していると解釈してきたが、疑問である。この文言は「松○木、入ル事有リ」と読むべきで、岩根御柱の割註ではなく、ここに松材の○木が入っているという意味であろう。

想像をたくましくすれば、「○木」は「柱木」ではなかろうか。『玉勝間』掲載図では、北字豆柱の所に「松○木有入事」の書入れは無く、そこには「有文字不知」とあり、南字豆柱には「柱」と「有文字不知」の書入れがある。千家

家所藏図、『玉勝間』掲載図の南北字豆柱内側計4ヶ所の記載を総合して考えると、この位置に松材の柱が立っていた可能性が指摘できる。

(6) 材木注文と柱の数

「杵築大社造営逐官田記注進」(鎌倉造文7017 北島家文書)に、康治2年(1143)7月26日付の次のような材木注文がある。

木二十五本 口五尺木二本 四尺木十八木
三尺木七本 二尺五寸木七本

径5尺を3木、径4尺を18木、径3尺を7木、径2尺5寸を7木、合計35木の注文である。単なる数字あわせに過ぎないが、これらの材木の利用箇所を次のように考えることはできないだろうか。

径5尺3木は心御柱、径4尺18木は南北字豆柱と四隅の柱、径3尺7木のうち6木は半側中央の柱、残る8木(径3尺1木、径2尺5寸7木)は、床上に立つ平側の柱6木と妻側中央に立つ2木である。

高さについて

(1) 『口遊』の解釈

山雲大社本殿復元のもう一つの大きな問題は本殿の高さであろう。高大な建築であったことは誰しもが認めるところであるが、いったいどのくらいの高さがあったかは議論がわかっていない。論点の第一は『口遊』の「雲太、和二、京一」の解釈であり、これを高さの順を表したものとのと考えるのか、高さの順を表したものではないと考えるのか、にかかわっている。

『口遊』には次のようにある。

雲太。和二。京一。〈謂人屋跡。〉

今案。雲太。謂出雲國城築明神神殿。〈在出雲郡。〉和二。謂大和國東大寺大仏殿。〈在添上郡。〉京三。謂大極殿八省。

(()) 内は割注)

この記述が高さの順を表していると考える立場からは、出雲大社本殿、東大寺大仏殿、大極殿の順に高い建物を列挙したという。いわば高

さという一定の基準によって比べた順位を記したものという理解である。また、高さの順を単純に表したものではないと考える立場からは、最大の神社、最大の仏殿、最大の宮殿をあげたもので、いわば建築ビルディングタイプ別の第一位を記しているという理解である。

いうまでもなく「雲太、和二、京三」の「太」「二」「三」は「太郎」「二郎」「三郎」で、一番、二番、三番を意味する。これと同じ表現を用いた記事が『口遊』の中には他に二ヵ所ある。ひとつは大橋についての記述で、

山太。近二。宇三。〈謂之大橋。〉

今案。山太山崎橋。近ニ勢多橋。宇三宇治橋。とある。もうひとつは大仏についての記述で、

利太。河二。近三。〈謂之大仏。〉

今案。和太。謂東大寺仏。〈在添上郡。〉

河二。謂河内国知識寺仏。〈在大縣郡。〉

近三。謂近江国閻寺仏。〈在志賀郡。〉
とある。

まず、大橋については以下のように考えられる。古米、山崎橋、勢多橋、宇治橋は日本三大橋にかぞえられる名橋ではあるが、いずれも古い時代の長さはよくわからない。山崎橋は、天正20年（1592）秀吉が長さ180間、幅5間の橋を架けたという。⁶ 勢多橋はルイス・フロイスの『日本史』に、長さ180疊、幅4疊とある（長さ180間、幅4間を意味するのだろう）。あるいは、勢多橋は大橋小橋の双橋からなり、大橋は長さ91間、幅4間、小橋は長さ26間、幅4間という。⁷ 宇治橋は長さ83間4尺、幅4間1尺という。⁸

山崎橋と勢多橋はどちらが長いのかなんともいいがたいが、勢多橋は大橋小橋の双橋であるから、長さくらべの面からは不利であつただろう。そうすると山崎橋が一番長く、勢多橋、宇治橋とつづく。いずれにしても『口遊』の記述は、大きな橋として長さという価値基準を設定し、一番、二番、三番を列挙したと考えられる。

次の大仏はどうであろうか。東大寺の大仏は高さ5丈3尺5寸の盧舍那仏の坐像、知識寺は

高さ6丈の觀音立像、閻寺は高さ5丈の弥勒像でこれを日本三大仏と称している。⁹ ここでの基準は高さではなく、大仏、すなわち大型の仏像かどうかの基準が、姿かたちの大きさ、つまり容積にあったと考えられる。高さ5丈3尺5寸の東大寺の大仏が、高さ6丈の知識寺觀音立像の上位にあげられているのは、東大寺盧舍那仏の坐像と知識寺觀音立像の、姿かたちの大きさ、つまり高さではなく容積を比較した結果と考えられる。

大橋にしても大仏にしても、『口遊』の記述は部門別第一位をあげたものではなく、ある共通の価値基準を設定して、そのものさしで、一番、二番、三番を列挙したものになっている。しかもその価値基準は単純明快で、大橋、大きな橋を比べるものさしは長さで、大仏、大きな仏を比べる基準は容積であったと考えられる。

「雲太。和二。京三。〈謂大塹誦。〉」は、大塹、つまり大きな建物を比較したものであるから、価値基準として高さ、面積、容積などの可能性が考えられる。しかし、出雲大社本殿、東大寺大仏殿、大極殿をこの順位で列挙しているのであるから、ものさしは高さであり、高さの順に記したと考えられる。決して部門別一位を列挙したものではない。『口遊』は部門別一位を列挙するような表現形式をとっていないのである。

出雲大社本殿は東大寺大仏殿より高かった。百歩譲っても東大寺大仏殿に匹敵する高さの建物であったことは間違いない。肝心の大仏殿の高さは、12丈6尺（「大仏殿碑文」）、15丈（「延暦僧縁」）、15丈6尺（「朝野群載」）と各説あるが、福山は15丈をとる。このうち「大仏殿碑文」の12丈6尺は15丈6尺の誤りの可能性があり、結果としてはいずれを採用しても大仏殿の高さは15丈程ということになる。

『口遊』の記事と大仏殿の高さが15丈程度であったことからいえるのは、出雲大社本殿は、15丈程あった東大寺大仏殿より「大塹」と認識されていたということであり、具体的な数値を明らか

にすることはできないが東大寺大仏殿より高いか、少なくとも東大寺大仏殿に匹敵するような高さの建築であったということである。

(2) 十六丈説について

出雲大社本殿の高さを具体的な数値をあげて記した史料で最も古いのは、「杵築人社口記御遷宮次第」(鷲淵寺旧藏文書)所載の康応3年(1391)の記文で、

杵築人社三十丈ト申ハ王十二代景行天皇ノ御時御造立也、其後十六丈ニナリ、次ニ八丈ニナリ、今ハ四丈五尺也

とある。『玉勝間』にも同様の記述があり、

出雲大社、神殿の高さ、上古のは三十二丈あり、中古には十六丈あり、今の世のは八丈也

と記す。伊東忠太はこれに対して、現木殿の高さ8丈をもとに古代を神秘的にするために、二倍して中古は16丈、さらに二倍して太古は32丈としたものと解釈した。¹⁾ 16丈説を否定する時は伊東の解釈を踏襲することが多い。

この伝承を単独で解釈すればあるいは伊東の論は正鶴を射ているかもしれない。しかし、『山遊』の「壹太。和二。京三。」東大寺大仏殿の高さ15丈、と合わせて考えると事情はことなってくる。つまり出雲大社本殿の高さは15丈の東大寺大仏殿より高いか、あるいは匹敵する高さがあったことを前提に考えると、高さ16丈というこの伝承は有力なりどころとなる。少なくとも、絵画資料によって高さを推測するよりは説得力がある数値であろう。16丈は、15丈以上の高さという時の一つの目安になる数値と考えられるのである。

出雲大社本殿の復元案

復元の基本的な方針は、発掘成果、文献資料、絵画資料から得られるデータをできるだけ生かし、かつ、大社造の伝統的な形式と出雲大社の信仰からかけ離れないような復元とすることにある。資料の解釈、情報の取捨選択については

これまで述べたとおりである。

(1) 基本形式

基本的には大社造に近似する形態で、切妻、妻入、桁行2間、梁行2間、四方に高欄つきの縁をまわし、正面に長さ109mの木階がつく。柱は掘立柱で、宇豆柱、心御柱は棟までのびる棟持柱となり、他の6組は床下の上居桁でとまる。

(2) 平面形式

地表での柱配置は(第219図)のとおりで、梁行13.4m、桁行11.6m、宇豆柱は妻柱筋から外側に1.5m突出する。心御柱は垂直に立ち、他の柱は内転びに立つ。

床面での柱配置は復元図1のとおりで、梁行9.1m、桁行8.48m。妻面の中央にも柱が立つが、棟木まではのびず梁でとまる。

(3) 高さ

地表から千木の先端までの高さが48m。地表から床面まで30m、床面から千木先端まで18m。基壇の高さ3m。

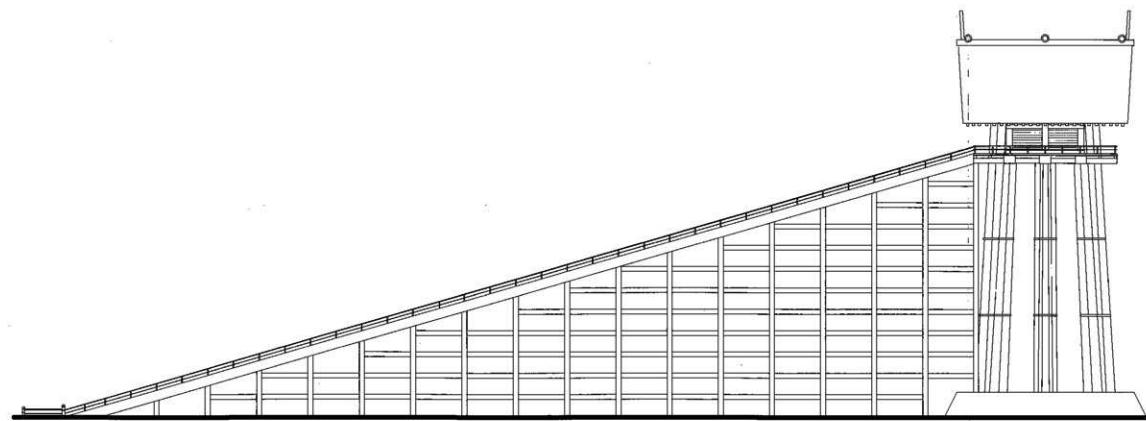
以上を図示すると復元図1から復元図5のようにになる。

註

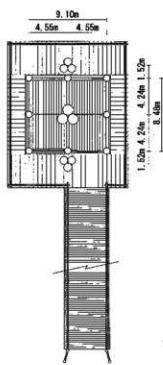
- 1) 『大社町史 史料編』(民俗・考古資料) (大社町 半成14年)他による。
- 2) 黒田龍二は、3本の束ね柱を1本の柱と2本の束柱に分けて考え、復元案を発表している。黒田「出雲大社境内遺跡と出雲大社本殿の復元」(『佛教藝術』270号 平成15年9月)。
- 3) 福山敏男「出雲大社の金輪造営図」「出雲」6(昭和15年10月)、のちに『神社建築の研究』福山敏男著作集4(中央公論美術出版 昭和59年)に収録。他による。
- 4) 山岸常人「杵築大社山上遺構の解釈—杵築大社本殿十六丈説批判—」(『traverse』2号2001年)。
- 5) 註3に同じ。
- 6) 宮本長二郎「出雲大社古代本殿の建築構造」(『東アジアの古代文化』106号 2001年)他。
- 7) 三浦正幸「出雲大社本殿」(『日本建築史基礎資料』

料集成一『社殿I』(中央公論美術出版 平成10年)。福山も「出雲大社の企輪造賞圖」で同様の見解を述べている。

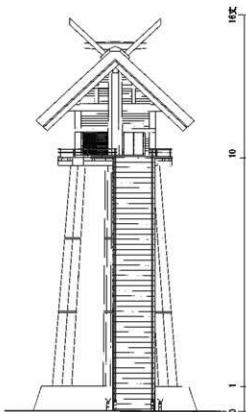
- 8 「櫻窓文集」による。「京都府の地名」(平凡社 1981年)参照。
- 9 「京都御役所向大概覚書」による。
- 10 「上林家前代記録」による。「京都府の地名」(平凡社 1981年)参照。
- 11 「国史大辞典」(吉川弘文館)による。
- 12 伊東忠太「山本信哉君の『出雲大社の建築に就いて』に就いて」(『神社協会雑誌』第8年2号 明治42年2月)。



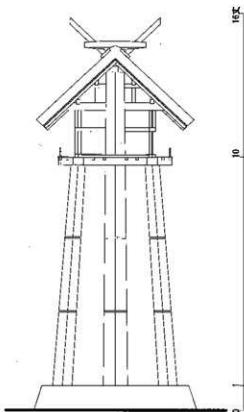
復元図3 立面図（側面）



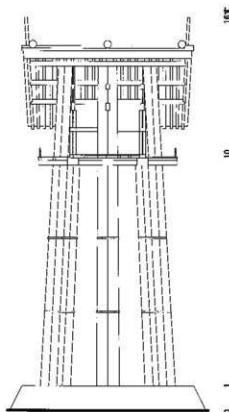
復元図1 平面図



復元図2 立面図（正面）



復元図4 梁行断面図



復元図5 柱行断面図

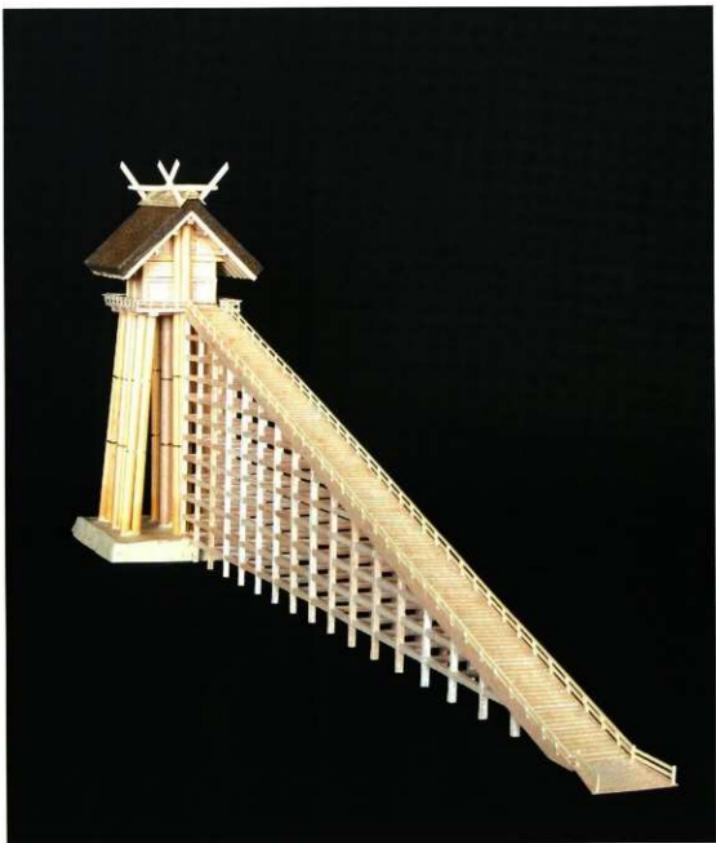


写真262 復元模型写真 1

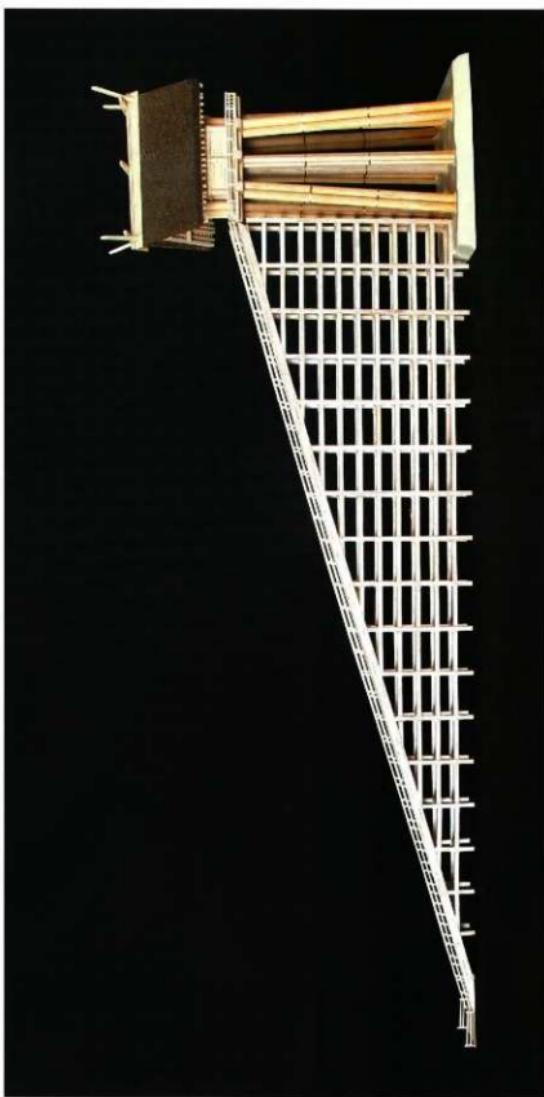


写真263 復元模型写真2

第25章

神道考古学から見た古代の大社

第25章 神道考古学から見た古代の大社

椎山 林繼（國學院大學）

1. 柱根の出土

平成12年4月下旬、出雲大社境内地発掘現場から連日のように電話がかかってきた。既にそれ以前3月、社殿増築の事前調査としての現場は、調査終了を目前にして緊張していた。古代神殿遺構の可能性が出てきたからである。2箇所に大型礎の集中が見られ、立柱の根固めか、あるいは礎石の下の根石か、その間隔約7mは伝承の大型神殿の柱構造を想定させたからである。たった2箇所ではあるが調査関係者には、江戸時代本居宣長が玉輪間に載せた『金輪造営図』が閃いたのである。

島根県は職員を急派し、より詳細な検討が行われ、文化庁も現地視察し、指導を行った。出雲大社でも工事断念と保存を考えていた。そのような雰囲気の中で、柱の一部が発見されたのであった。柱を抜き取った穴ではなく、柱そのものの土に埋められた部分が残っていたのである。初めの知らせには柱穴かと問い合わせ返し、次の日2本目では「凄い」と言葉を無くし、翌日3本目には「おめでとう」とついに『金輪造営図』だと喜びを隠せなかった。記録あっての遺構であり、遺構によって証明された記録となった。「雲太・和二・京三」の「口ずさみ」も現実的になってきた¹¹。

平成12年度の調査は、学術調査に切り替えられ、委員会が作られ、方針を決めたうえ、進行した。最初に発見されたのは南の宇豆柱であったが、他の柱が皆残存しているとは限らない。疑い深い私は、もしかすると正面中央の1本だけ切り残して取ってあったのではないかとも考えていた。根もとが腐ってきて柱をわざと倒したり、風もないのに倒壊したならば、金輪で束ねられた直徑3mを越す柱、あるいは1本の柱でも直徑が1.3m余のものは、深さ2m余では

土を跳ねて倒れるだろうと、考えたことから、これは切り残したに違いないと思った。とするとも、正面中央は、象徴的残存ではと疑ったのであった。約30年に一度立て替えられたと言う古代大社建築は、僅かに位置を移動しながら立て替えられた可能性があり、神殿の位置を後世に残すとするならば、中心となる「岩根御柱」か、南の「宇豆柱」であろう。立柱の時の祭りは、この2本の柱のもとが最も可能性を持つ。しかし、それも紀元に終わった。その後の調査で、中央の「岩根御柱」も東南の「側柱」もおののおの3本づつ発見された。これによって、残りの6本の柱も、おのの3本づつ残されている可能性が充分考えられることになった。それぞれの柱の上では焼け土が発見され、小型の高坏が数個出土した。柱根を切り残した後、火が燃やされ、これに前後して、高坏などを使った祭りが行われていたことを物語っている。11月に南の宇豆柱が抜き取られたが、そのとき、柱穴から「手斧」2点と、以前のものと類似する高坏が出土した。手斧は大工のもっとも大切にする道具の一つであり、近年でも、上棟祭に曲尺と墨差と手斧で「水」の字を作り、棟に打ち付け、火難からの守りとともに行われている。これらの出土品が偶然に混入したではなく、意図的に埋納された可能性は大きい。同年12月10日、国立歴史民俗博物館の今村峯雄のグループによる放射性炭素(¹⁴C)による年代測定の中間発表があり、宇豆柱の柱材伐採年代は西暦1228±13年とされた。この年代の木材を使用して造営されたとすれば、大社の記録にある宝治2年(1248)の正殿式造営遷宮が唯一考えられる¹²。正殿式の最後とされる造営で、その後は行なわれなかったと言う。つまりその後の造営は規模を小さくした仮遷宮で、江戸時代になって多少大きくなされたが往時の規模では

なかった。

考古資料の鉄斧や、高杯形土器などの示す年代は当初11～12世紀とされたが、検討の結果13世紀と考えて齟齬はない。この年代測定が正しいとすれば、この建物は文永7年（1270）に火災にあってる。柱根の上の焼土の解説も微妙なものがある。いずれにしても焼け残った柱の地下に埋められた部分は、何時の日か再び大型建物の建てられる時まで残しておこうとしたものと思われる。宝治2年と言えば、文永11年（1274）の第1回蒙古襲来の27年前である。また承久の乱後鎌倉幕府の北条泰時が貞永の御成敗式目を出してから16年目となる。首条に「神社を修理し、祭祀を専らにすべき事」とあげ、未だ幕府の力の衰えていない時期と言うか、宝治合戦で三浦氏を滅ぼした北条家の力のある時と考えられて、古代神殿の規模を維持した大建築が造られたと言える。

福山敏男の復元考察は早くから知られており³³、これを元にした大林組による復元も、活字化されている³⁴。数年前に行われた「古代出雲文化展」での復元模型も多くの人々の目に触れていた。しかし、現実に柱の一部が残っていたのである。現場で見た時、「太い」とまず驚いた。南宇豆柱では初めて3本の組合せが確認されたと同時に、やや横円の丸柱3本で、その間を埋める補充材はなかった。大林組をはじめとする組合せ柱材の復元では、間をつめ、外見1本の丸柱に仕上げている。途中でのつなぎも考慮しての想定であったと思われるが、今回の残柱の状況からは、取り除いていない限り、なかったとみる方がよいようであった。これだと1本づつ立てて、それから金輪をはめることができる。ともかく、径1丈あまりの柱が9本立つことになる。岩根御柱と側柱が確認されることによって、9本の配置がほぼ確定した。今回の柱間隔は、地面上で奥行より間口が広いもので、これも大方の予想外であった。側柱が多少「転び」があれば、床下では正方形になり、千家国造家に伝える『金輪御造営差図』に合致

すると見るのが大方の見方であった³⁵。しかし、必ずしも正方形のプラン、あるいは奥行の長いプランでなくともよいように思われる。正面間口がわずかながら広いとなると、棟持柱も転びのない柱として立ち、前面右は入口、左はしどみ戸による明かり取りとなる。後面は板壁で東西壁は内から見れば存在するが、外から見ると屋根の葺き下ろして、壁は見えない状態であったと思われる。弥生式土器の絵画などから福山復元より、階下の高い建物を想定している³⁶。

2. 柱と祭り

大型の柱が発見されたことから、古代伝承の高さ16丈（約48m）の構造物も可能性ありとされたことにより、出雲大社（杵築人社）の本殿建築が何故高く、大きなものであったか、その祭祀とはいかなるものであるか、そしてそれは何時から行われ始めたのであるかという議論がその後行われてきた。最大の問題であるが、多くの資料から検討していかねばならず、今回の考古学的発掘資料にても全てを検討しているわけではなく、平成15年には、大社の南方7～800m離れた鹿嶽山遺跡から、当時としては非常に貴重で、数の少ない奈良三彩の多口瓶が出土したり³⁷、大社東方約20km離れた青木遺跡では、S B03とする9本柱建物が神殿であろうと考えられ、柱が残存していた。木簡の文章や土器に書かれた墨書きに、佐位宮、伊努社、美談社など風土記や延喜式に記載の社名も見られるなど、新資料の出現が続いていること、今後検討を加えなければならない³⁸。

また大社の大柱、太柱は日本海沿岸地帯に注目されている縄文時代の大型立柱造営や、長野県諏訪大社の御柱をはじめ、九州弥生墳墓の墓前に立てる大柱など、柱を立てる祭りとも合せて考える必要がある。建物を造る途中での祭りの内でも柱を立てる祭りは、中心的である。伊勢の大神宮の遷宮造営でも、心の御柱を伐り出す山口祭、木本祭、御仙始祭から、土地を鎮める鎮地祭、作り始めの忌斧を打ち入れる木造始

祭を経て、立柱祭、杵築祭と柱を立て、棟を上げる上棟祭になるといよいよ建物としての段階に入り、心御柱奉建、杵築祭、後鎮祭と、多くの祭りによって完成した新御殿に御遷宮が行なわれる。象徴化された祭りは神職が白木の棒で柱の側を突く、杵築祭などに見られるが、今回の大社の柱の下につめられた石は、ひと抱え以上のものもあり、かなり危険を伴なった現場であったと思われる。信州御柱の立てられる時も、熟練の人々により石がつめられ、一般の人々は遠ざけられる。

福岡県の平原遺跡や佐賀県の吉野ヶ里遺跡では弥生時代の墓の正面とみられる位置に大柱が立てられていた痕跡がある。溝状に掘っていって、最後に深く穴へ落し立てる^⑨。『日本書紀』には推古天皇28年、檜隈陵つまり、欽明天皇の御陵を石で葺いたり、周りに土の山を造った。現在言う周庭帯であろうとされるが、そこに臣下たちが柱を立てた。その中で特に高い柱を立てた倭漢坂上直という人を告が「大柱直」と呼んだという^⑩。このように柱をたてることが全て同じ意義を持っていると言うわけにはいかないが、修驗道の柱松なども含め、祭りに立てられる柱があることは確かである。

神宮の心の御柱は、非常に大事にされ、この柱のことは話すこともひかれられているが、御正殿の真下に建物とは独立した柱として立てられ、ここで多量の土器を使った祭りが行なわれていることは記録に残されている^⑪。

今回大社の柱周囲から出土している七器は、どの段階で祭りに使用されたものであろうか。土器の数量としては多くもなければ少くもない、一回の祭りに使用されたとしても神宮の心御柱祭の八十半盆は山に積むようであり、言葉の如く多量に使われていた。中世の祭祀用の土器は小型のものが多いが、今回発見されているものも民間で使用されたものと変りなく、大柱の根元で行なわれた祭りや、柱廻東後に元社殿地で行なわれた祭りに使用されたもので、立柱祭や杵築祭に使われたものではないように思わ

れる。つまり祭壇を設けて行なわれる祭りには漆器や曲物などが使われていたのではなかろうか。現拝殿の西南に設けられたトレンチで8～9世紀頃の須恵器などが出土しているが、これらは当時における祭りの通常の器類であったと思われる。柱周辺の小型高杯などは時代は異なるものの大規模な祭りに使用されたものではないと考えられる。

3. 古墳時代祭祀遺物の発見と出雲大社

平成11年度の境内地調査には、今一つ大きな成果があつた。調査区の東に古墳時代の包含層があり、古墳時代初頭より安定した地層が検出された。わずか20cmほどの包含層であるが、数百年にわたって、この地が大きな水害（土石流）などに会うことなく、ゆっくりと堆積した土（腐植土）によって覆われていたことが判明した。もちろん、ベースとなるのは、谷からの土石流による疊混りの層であり、弥生時代の遺物を含んでいるが、ゆっくりと堆積したことにより、黒色の腐蝕土となっていることは、大社祭祀の確定期としても重要なことである。

検出された遺構としては、焼土、つまり、火を焚いた跡があった。またこれを囲む方形の溝、数本の柱穴と思われるビットがあり、住居址として特定できないものの、何らかの施設の存在を推定することができた。

これらの遺構は腐植土の上部から発見され、切り込んでいるが、遺構面より上部は、中世末か、近世の造成土などとなり、奈良・平安期の地層は失われているようである。また下層の弥生時代層も土石流による乱れが多く、遺構面の把握は困難で、今後条件の良いものが隣接地に発見されればいいと思う。

火を焚いた跡は、当初ここから鉄の小粒が発見されたことから鍛冶炉と報道されたが、製鉄関連の資料はそれほど多くはない。仮に鍛冶に使われた炉であるとすれば、周辺出土の土器や石製祭祀用玉類等からみて、祭祀用の鉄製品、

特に小型の雛形鉄製品（鉄製模造品）製作が考えられる。石製模造品の流行する直前に西日本、東日本とともに小型鉄製の雛形が祭祀遺跡でも、古墳内部の祭祀でも使用される。宗像大社沖ノ島をはじめとする祭祀遺跡では、直刀、刀子、斧、劍、鉢、鎌、さらに原材料となる鉄鏃も出土している。

適当な大きさに整えられた鉄鏃は、祭祀の折にそのまま供えられるとともに、遺跡付近で必要に応じて製品を作る。このための炉があったと見ることができる¹²³。また今回発見された瑪瑙製勾玉は、染めてあると思うが、以前松江市東忌部町中島ではほぼ同時期の玉作り工房址を寺村光晴が発掘しているが、ここでも炉の灰の中から赤瑪瑙の勾玉が発見されている。今回の例も、この炉で焼かれて赤味を増しているとも見られる¹²⁴。

このように祭りの準備のために使われた炉であると考えられると同時に、祭りの場で焚かれた火を見て、この場を祭祀の場と積極的に考えることもできる。但し、この炉は炉として一定の期間使用されたもので、一回限りの焚火跡ではない。つまりここが祭祀の場だとすれば、繰り返し行われたことになる。

出雲大社の本殿建築の成立はいつか、今のところ明らかではないが、私見では弥生時代に遡ってよいと思っている。当然何回か整備が行われ、古代の大神殿になったのであろう。また出雲大社の祭りは、本殿を中心としたものであることは明らかであるが、その他にも多くの祭りがあり、屋外露天で行われる祭りや、附属の小社殿の祭りも当然考えられる。寛文年間に境内地造成にあたり東方の摂社命主神社境内から青銅製戈と翡翠の勾玉が出土している。ここには大岩もあり、弥生時代から祭祀が行われていたことを示している。人社境内からもこれまで弥生式土器をはじめ古墳時代の土器等が発見されてはいるが、今回のように明らかに祭祀の遺物といえる石製模造品の勾玉、円玉が検出されたのは、はじめてである。この古墳時代にこの場

所で祭りが行われていたことだけは明らかである。

出雲大社の木造建築を壮大なものとするとき、この地盤は良いとは言えない。今回の柱根が千年以上経ても残っていたのも、東の谷の吉野川と西の谷の素鷲川の合流地点で、地下水位が高く、常に水が補給されていたからであり、逆に常に土石流の危険性にさらされている場所である。何故この場所に拘泥したか、本来の理由は明らかではないが、大きな理由の一つには長い歴史があったといえる。つまり、弥生時代、少なくとも古墳時代にはこの場所で祭りが行われていたからであろう。

5世紀を中心とした石製模造祭祀遺物を出土する神社境内は、伊勢の神宮、丹後大宮壱神社、越後天津神社、下総香取神宮、常陸鹿島神宮、大和石上神宮、同大神神社、筑前宗像大社等々をはじめ、古社あるいは大社といわれる神社では、すでにこの時期に固定した位置で祭りが行われていたのである。今回の遺物は、西暦4世紀末頃と考えられるが、宗像沖ノ島の祭祀が本格化する時期であり、応神朝の半島交渉史の中で大社の祭祀を考えることは無駄ではないと思われる¹²⁵。

一方、出雲国内での同時期の祭祀遺跡は、それほど多くない。製作場と前記した東忌部中島遺跡や史跡出雲玉造遺跡など数箇所であるし、遺跡での出土量も多くはない。今回の遺物量の少なさは、部分的調査であることを考慮しなくてはならないが、地域的特性とも見られる。しかし、出雲大社の中心的祭祀とは異なるようにも考えている。

4. 大社造りの系譜

出雲地方の現今本殿の構造

大社造りの特徴は、9本柱で、妻入りであろうか、さらに木造としては高層の建築であり、規模も大きい。榎木をささえる3本の柱は太く、特に中央の心の御柱（岩根御柱）は太い。また宇豆柱は壁面より外に出ることがある。屋根に

は千木、堅尾木を置く、多少変化して二棟が並び接続された美保造りなどがある。出雲では、神魂・佐太・須佐あるいは石見の物部など主な神社はほとんどこの造りを基本にしている。建物が小型の地域神社になると、9本柱は崩れ、左右各3本の6本、あるいは4本になってしまう。それでも切妻妻入りの御殿で、大社造りの系譜にある。もっとも美保神社のように大型の社殿に入るものでも、中央の心柱や、前中央の棟持柱は床で切られ、屋根小屋組に通じていない。御神座を中央に設け、正面は中央に両扉が開くためである。床下でみれば9本柱であるが、床上では左右各3本と背後の中央1本の7本柱となる。棟持柱3本のうち2本が棟に至っていないわけで、素人力学では理解できないが、小屋組みで力を分散させているのであろう。構造上不要なものを床下に残すのは9本柱への拘りであろう。

9本柱の中央列3本が太いことは棟持柱ということで理解できるが、それだけの理由で、中央をさらに太くする必要があるであろうか。建築工学上、中央を太くすることでどのような効果があるのか聞いていないが、素人力学では3本同じ太さでも良いように思う。太い理由は他に求める必要がある⁽¹⁵⁾。

房総半島の古い民家で、中央の大黒柱から四方へ大椽を出して、この先に4本柱を立てて家としているものがあった。天井を張っていないから屋根裏が見えるわけで、公園の東屋に傘状の屋根があるが、それを少し大きくしたものだった。これだと大黒柱が腐りでもしたなら全て倒り立たなくなる。しかし大社造りではそうはなるまい。

心の御柱と言うことから伊勢の神宮の例を引くことがある。御正殿中央床下に立てられる地上三尺地下二尺ほどのもので、建物の構造上には関係のないもの、また単に社殿の位置を定めるだけのものでもない。御遷宮造営諸行事の中でも、この心御柱に關係する行事は重要視され、ここに独自の祭りが行われ、八十平盆が盛られ

神の葉で覆われて人に触れないようとする。墨の入れ方などに陰陽五行の思想も影響しているようだが、明らかに祭祀用の柱で、神聖視される。御殿の安泰を願う地鎮の意の強いものと思う。

出雲大社の心の御柱は「金輪造営図」では「岩根御柱」と書かれている。平成13年度には調査されたが、特殊な遺物は発見されなかった。しかし、太さは明らかに太く、図の表現通りといえる。この柱の持つ祭祀性が考古資料からどこまで明らかにできるだろうか。

青木遺跡の9本柱遺構

この遺跡は平成14年度から15年度に調査された道路敷部分の調査であり、現在報告書を準備中というもののだが、大社の9本柱遺構を考える上で非常に重要な調査となっている。9本柱の建物はSB03と呼ばれた遺構で、石垣で囲まれた土壇上にあって、調査者は東向きの施設ではないかとする。その東面の左右には木材による塀も設けられていた。9本の柱は栗などの堅木を使用し、八角に面取りされた部分も見られ、中心の柱は旧地表面より1.2m埋められていたという。南北3m、東西3.5mの柱間で8世紀後半から9世紀前半の時代が考えられている。周囲からは建物、井戸その他の遺構や神像（一本木製男神座像）、絵馬、斎串、木簡、土器等が出士している。弥生時代以降の複合遺跡であるが、斐伊川の北で、現在はすぐ東で、東に折れ流れていたが、古くはすぐ南を西に流れていると思われる地点である。西の伊努郷と東の美談郷の接するあたりで600点を超す墨書き土器の文字にもこれらを表すものが多く、その全体数からも役所的性格を窺うことも可能で、多くの問題を持っている。

SB03遺構に限ってみると、倉庫その他の建物と見るよりは神殿と見る方が妥当性があり、9本柱が残っている姿は大社を小さくした感がある⁽¹⁶⁾。

田和山遺跡と杉沢Ⅲ遺跡

松江市の田和山遺跡で弥生時代の三重に壇に囲まれた丘陵頂部に9本柱の構造物が検出され、やぐら、あるいは物見台かと言っていた。小さな丘陵で馬の背状となり、平坦部分がない。現地を視察して、これでは50人か100人に攻められたなら半日ともたない。防衛の役に立たない。とすれば精神的防衛しかない。これまでにも神社あるいは祭礼の施設空間ではないかといわれてきたものに、壇、柵、あるいは上堤の巡る例が報告されている。また9本柱で物見台を建てるというより、出雲という土地柄から大社造りの神殿と考える方が素直である。無論、弥生時代中期に神殿が存在するかという問題が残る⁽¹⁵⁾。

また、斐川町の御井神社の近くで、丘陵上に9本柱の建物のあることをきき、同町教育委員会に案内して貰い、現場を見た。東に9本柱の倉庫があって、西に側柱の主屋があり、丘陵頂部の一軒家という。周囲の傾斜面からは墨書き上器が発見され、「三井」「井」などの文字が判読され、9世紀頃の「三井神社」の関係遺跡であると見られた。すると9本柱は西向き神殿で、その前の側柱建物は附属する拌殿ではないか、この時期社殿が丘陵上に建てられたのではないか。丁度「延喜式」の「御井神社」の頃であるが。この杉沢Ⅲ遺跡は、出雲大社の9本柱や田和山遺跡を考える上で好資料と言える⁽¹⁶⁾。また弥生の神殿は土器などの絵画や、御靈舎（みたまや）的存在的古墳時代家形埴輪へつながる岡山県女男岩遺跡の家形土製品などからその存在の可能性を指摘できるのであり、田和山遺跡を後の野代神社（延喜式内社で出和山の南に旧社地があり、出和山周辺はのしろ・ぬしろ・のき・のぎ等と呼ばれる）に結び付けるか否かは別としても、神社遺構と見ることは可能であろう。

祭祀の伝統性は長い間に各種の変化を見せるのであるが、意外と変わらないものも育てる。出雲における9本柱は弥生時代からかもしれない。

5. 社殿の成立

最近になっても神社の社殿建築は奈良・平安時代にならなければ成立しないと主張する人もいる。屋外祭祀が古く、それから社殿建築に変化するという一元的な発想である。神社の祭りが稻作を通して初めて出現するという単純な考え方とも通じているようだが、日本民族の複雑な構成は祭りにも現われてくるのであり、縄文時代以来のものも存在する可能性もあり、弥生時代以降のものでも断続したものがある。一般的傾向としては、屋外臨時祭場から社殿常置に変化したとしても、社殿建築を持つ祭りと屋外祭祀が共存することは現代のまつりを見れば明らかなことである。物尖、祭神ゆかりの神宝などを当初から持っていたとされる神社では、むしろ神庫、ほくら→ほこらなどがあったと見る方が自然であり、これが本殿建築であっても不都合はない。布都御魂を祀る石上神宮や、宮殿から戻れ多いと別に祭るようになったという後の伊勢や大和も、磯城神籬を立てて祭るだけではなく、社殿が造営され、登るに苦労するような高殿が造られたのであろう。

神話に見られる例でも、天照大神が素戔鳴尊を待ち受ける時、左右のミズラ、カズラ、両手に巻いていた玉は、「かの置きし玉」であり、「御倉棚の神」と名を持つ玉である。「倉の棚に祀られていた玉」と考えることができる。現在の常設本殿を持つ神社の祭りに、神迎え、神送りの儀礼が伴うことは、社殿を常設しなかった時の名残りとしてのみ行なっているのではなく、祭りに際して新しく神を迎えることが必要なのであって、遷宮の意義と共に更新されることに重要性を持っている。杵築大社も特別な例の一つであろうが、早く社殿が成立したと見て少しもおかしくはない。

社殿と儀礼殿

今日の一般的な神社本殿建築が祭祀用の建物であって、基本的に中に入って儀礼をする空間

ではなく、時には本殿建築そのものが依代的に考えられていることは事実である。拝殿のない神社でみれば、これは本殿建築を有する庭上祭祀とも言える。このような神社建築が造営される可能性はいつまで遡れるであろうか。

弥生時代に遡る可能性として、土器などに描かれた絵画と、少数ではあるが上器・土製家形品がある。奈良県麻古・鍵遺跡出土の弥生式土器には数例の屋根だけの建物が描かれているが、その一つには、はしごを登る2人の人物を描いたものがあり、また鳥取県稻吉田遺跡の土器には柱の長い建物に、長い梯子をかけたものがあって、いずれの絵からも高い建物が想像される。

また唐古・鍵遺跡をはじめとする家屋の絵画には、軒先や屋根頂部に蕨手状の装飾の付くものがあり、後世の神輿の下り棟先の蕨手とよく似た形状で、一般的の家屋とは異なる雰囲気を出している⁽³²⁾。一方土器の例は、神奈川県厚木市の子ノ神遺跡の例が、望月幹夫によって紹介された⁽³³⁾。その後、増田精一は種類の保存用土器とし、稻茎信仰の萌芽としての性格を述べ、さらに井上洋一によって類例との検討が行なわれた。この土器は弥生時代後期後半の竪穴式住居であり、台が付く。家屋部分が容器となり棟の中央に口が開く、屋根には複数の並行波状文が、また妻には連続蕨文が施されている。

これに似た例が鳥取県東郷町藤津で出土しており、入母屋風の造りで棟中央に壺の口縁が付けられ口となっている。これも弥生時代後期から古墳時代初頭のものと考えられている。このような家形壺と見られる例の他に、埴輪に伴うもので、後の家形埴輪の源流かと思われる器台上の家形品がある。岡山県倉敷市女男岩の弥生時代末の埴丘墓出土品に台高35cmの上に入母屋風の家、高14.5cmがのるものがある。家の床部分はなく円筒器台に付けられたものである。外面には赤色顔料が塗られている。他のものとのセットではなく、単品のようすで、埴丘上での死者のまつりの御靈舎の存在であったと思われる⁽³⁴⁾。

これは、後の家形埴輪にも連なる。出雲では西谷3号墳の埴頂部に柱穴があって、構造物が考えられているが、この中に人が入るか否かは別として、墓上の御靈舎など建物が早くから存在した可能性は充分ある。大陸の墓制のように整っていなくても御靈舎・廟となっていくものもあったと見られる。

神あるいは靈魂用としての建造物は少なくとも弥生時代には存在していたと考えられる。

また神様専用でない建物、つまり人が集い、政事を定め、宴を催す時には中心となる人物の着任式、事の判断に神の声を聞くために集まつた人々、古代の生活の中で、信仰を抜きにしては全て考えられない、そのような世界で「ムラ」の中央に建つ大型建物は単位家族の住家ではなく、集会場であり、まつりの建物である。繩文集落の大型建物はこれに当たる。稲作を行っていないなくても祭りは存在している。弥生時代の建造物で、九州地方に顕著な埴丘墓前のものは、埴丘墓に対する祭り用と言うだけではなく、墓の前に立つ建物での会議などに意味があつたのであろう⁽³⁵⁾。

大阪府の四ツ池曾根遺跡は、環濠集落の中心にさらに堀をめぐらした中にあり、南面する大型の建物で、その中央南に大型の井戸を設ける。また東側に細長い建物か柵状のものが直角に設けられておりいるようである。このような構造は、明らかに一般の家屋ではない。倉庫としても特異なものであり、むしろ儀礼用の建物を見る方が素直である⁽³⁶⁾。このような建物では、中にも外にも人々が居て、何かの儀礼を行なつていたと考えられる。そこには神の座もあってもよい。屋内における臨時舎設の神座、神籠などが用意されたと見てもよい。

万葉集巻20の「庭中の阿須波の神に木柴刺し吾は斎はむ帰り来までに」(4351)という歌も、屋内における上間に祀られた「あすはの神」であり、古墳時代中期になると石製模造祭祀遺物と言う特異な祭祀具の存在から、一般家屋内における祭りも明らかにされている⁽³⁷⁾。

大型建物に戻って考えてみると、古墳時代には各地に豪族居館が発見されている。この豪族居館に伴って別区画が設けられ、堀をめぐらし、柵をたてた内に建物の存在する例もある⁽⁴⁾。これも通常とは異なる建造物であるが、豪族居館の主屋そのものが住居と言うより、儀礼殿としての性格を持つている。これは宮であり、厅屋である。つまりこの豪族居館に続く建物は首長・族長層の宮であり、後には役所の正殿になっていく。大陸の影響を受けて、大極殿となり、国衙・郡家の正庁となっていく。人が集団をなし、定住するようになると自然に発生してきた儀礼殿が、後に、意義付けられ、整えられていったと考えられる。つまり神殿的建築は豪仕なものではなく、一般的にはなく、臨時あるいは常に建て替える規模のもので、御靈舎か神社本殿建築として発展していくものであり、特に神社本殿建築にあっては、その位置に強い拘りを持つことから、古墳時代以降同じ地点を動かない例もあって、遺構として調査されている例也非常に少ない⁽⁵⁾。

これに対し、儀礼殿（儀式殿）は祭殿であり、時に応じて位置が替り規模も大きいことから発掘されることがある。高い建物を持つ出雲大社の信仰が弥生時代に遡ると言っても無理ではないと思う。

6. 出雲郡と荒神谷銅劍

山陰郡の郡域が斐伊川が西に流れ、日本海に出ていたとしても、杵築入社のある地区と荒神谷のある地点では、かなり離れている。それにもかかわらず出雲郡とされていることは古くからの関係と思われる。荒神谷からは358口の銅劍、16口の銅矛、6口の銅鐸が出土し、命主神社境内からは銅戈が1口発見されている。合せてみると、劍、矛、戈と鐸で、ない青銅器は鏡である。西晉紀元前後のこの頃の鏡といえば、中国黄河流域鏡である。この頃は前漢の力も衰えて大型の良い鏡が少なく、昭明鏡、日光鏡などと呼ばれている小型鏡で、北九州での輸入が

減少したためか做製鏡が作られている。前の時期を見ると、薬文鏡や星雲文鏡あるいは重圓鏡、帶の精白鏡などの鏡は、出雲には当然のようにない。王莽新の六博鏡や後漢光武帝の内行花文鏡などはどうかというと、これも今のところ見られないようである。すると、古墳時代以前の出雲は鏡の少ないところであろうか。鏡の少ない地域の典型的な地方は大和である。出雲と大和の共通性が銅鐸を持つことと、鏡を持たないことに見られるとしたら興味深い。北九州でも古く西晉紀元前200年頃に多紐鏡を受け入れた地域では、黄河流域鏡は入らず、前漢鏡を持つ伊都（糸）とか奴（那珂）などとは別なメンバーであると私は考えている。畿内でも大阪府の大県と奈良県御所市名柄の多紐鏡があり、時間が多少ずれるといいながらも黄河・揚子江鏡の入手ルートを持っていなかった集団と考えれば出雲もこのグループに入るのかもしれない。

後漢鏡を持ったメンバーが、大和盆地に入った時に古墳時代がはじまるすれば、銅鐸の終焉と重ねてみても良いのかもしれない。古墳時代の初めの鏡、特に三角縁神獸鏡が政治的に配布されたものとする説があるが、もっと可能性のあるのは銅鐸の配布ではなかろうか。荒神谷遺跡とは3kmあまりしか離れていない加茂岩倉遺跡から39口の銅鐸が出土し、銅鐸の集中地點となつた⁽⁶⁾。銅鐸の管理者が何処にいたか。

命主神社境内から出土したという翡翠の勾玉は、神話が語るように越との深いつながりを有しているが、銅鐸の出現が、後の四隅突出幕の現われた地域で発生したとすれば、その後大和盆地で熟成されたとしても、地中に埋められ、忘れ去られた文化として考えるといかにも出雲的ではなかろうか。

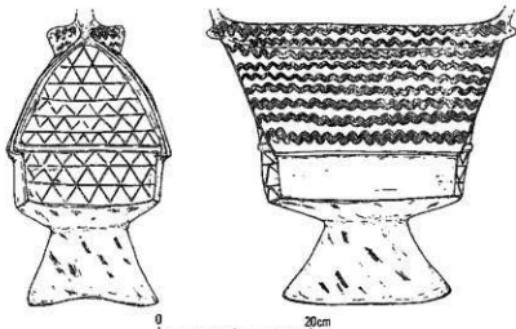
大社境内の発掘調査と周辺出雲の考古調査によって出雲が神話の世界から現代学問の世界に蘇って来た。

註

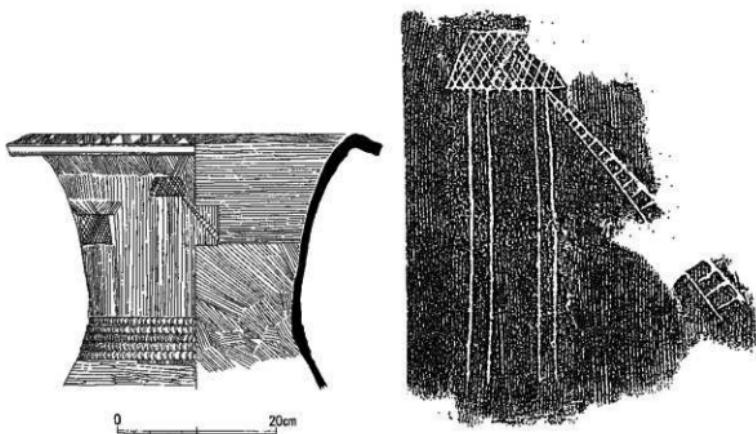
(1) この文章は、平成13年2月発行の人和書房『東ア

- ジアの古代文化』106号2001冬号と、同年6月23日、鳥取県神道青竹協議会創立30周年記念公開学術討論会として出雲大社で行なわれた折の資料集『おおやしろー神道の立場から見た古代出雲大社の祭儀と建築ー』に載せた文章の書き出しの文章である。まだ当時、調査も進行中であり、当初の強い印象の残る文であったので、そのまま書き出しとさせてもらった。以下の分も前2本を修正しながら文とした。
- (2) 出雲(杵築)大社の造営遷宮は本來古来の規模の大きさを保つものを正殿式造営遷宮とし、その規模でないものは仮殿式造営遷宮とされたようだ。宝治2年(1248)は既に金輪造営図に見られるものより小さく神御絵図に見られる中川の建造物とされてはいたが、平成7年5月出雲大社社務所刊の『出雲大社社殿の変遷』の年表でも宝治2年は正殿式造営遷宮とされ、この後、弘安5年以降仮殿式造営遷宮とされる。またそれ以前では、建久元年(1190)、久安元年(1145)、承久3年(1115)、治暦3年(1067)、長元9年(1036)、永延元年(987)に正殿式造営が見られる。
- (3) 福山敏男の「出雲大社の金輪造営図に就いて」『出雲』6号、昭和15年他、数本の論文があるが、昭和37年5月刊、美術出版社『日本のやしろー出雲』に福山敏男「山雲大社」がある。
- (4) 大林組の機関誌「人林」にも載せられたが、一般向けに、大林組プロジェクトチーム『古代出雲大社の復元』学生社 平成元年11月
- (5) 金輪造営図(巻頭図版4)
- (6) 弥生式土器に描かれているものとして2点を挙げた。押図222参照。筋角田の資料については、佐々木謙「鳥取県淀江町出土弥生式土器の原始絵画」『考古学雑誌』67-1 昭和56年6月。
- (7) 大社町教育委員会「鹿島山遺跡 発掘調査成果の概要」現地説明会資料 平成15年9月
- (8) 松尾充晶「出雲・青木遺跡の発掘成果」平成16年1月10日 祭祀考古学会発表要旨
- (9) 吉野ヶ里遺跡では現在公園として墳丘墓南中央に柱が建てられている。なお、遺跡の報告書は『吉野ヶ里』佐賀県文化財調査報告書第113集 平成4年3月。
- また福岡県平原遺跡は古くは溝とされていたが後円調査により立柱の穴とされた。柳田康雄・角浩行編『平原遺跡』前原市文化財調査報告書第70集 前原市教育委員会 平成12年3月
- (10) 推古天皇28年「冬十月。以砂礫葺檜隈陵上。則城外積土成山。每氏科之建大柱於山上。時倭淡坂上直樹柱勝之大高。故時人呼之曰大柱直也。」(冬10月、さざれ石をもって檜隈陵の上に葺く。則ち城外(めぐり)に土を積て山を成す。よりて氏ごとに科(おほ)せて大柱を上の山の上に建てしむ。時に倭淡(やまと)のあやの)坂上貳がたてたる柱、勝てはなはだ高し。かれ時の人のなづけて大柱の直という。)
- (11) 大神宮の内宮外宮の御正殿中央下に御殿新造とともに立て替えられる神聖な柱で、忌柱、天御柱、天御量柱などとも言われる。大きさ4寸ほど長さ5尺ほどの柱で、2尺ばかり埋められる。度会行忠『心御柱社記』などがある。またこの柱は樹葉で覆われ、周間にには天平鏡約800個が囲んでいた。御平鏡面『神宮神事考證』など。
- (12) 愛媛県松前町出作遺跡など各地の祭社遺跡で小型鉄鍊が出土している。村上恭通『出作遺跡における鍛冶と祭祀』『出作遺跡とそのマツリ』特別展図録 平成6年11月 松前町教育委員会
- (13) 寺村光晴『古代糸作の研究』國學院大學考古学研究室報告第3冊 吉川弘文館 昭和41年9月。なお、発掘調査には小生も参加していたので実見した。
- (14) 古社境内からの祭祀遺物の山上については、大場哲雄他『神道考古学講座 第2巻 原始神道期』雄山閣出版 昭和47年6月 を参照されたい。
- (15) 出雲大社の千家和比古(瓊々杵)は中央1本が最も重視され、これと周囲の8本柱より構成されているだと主張している。
- (16) 松尾充晶「出雲・青木遺跡の発掘成果」平成16年1月10日 祭祀考古学会発表要旨
- (17) 松江市教育委員会『田和山遺跡』平成13年3月
- (18) 施川町教育委員会『杉沢Ⅲ遺跡』施川町埋蔵文化財調査報告第26集 平成13年3月。SB01とされ

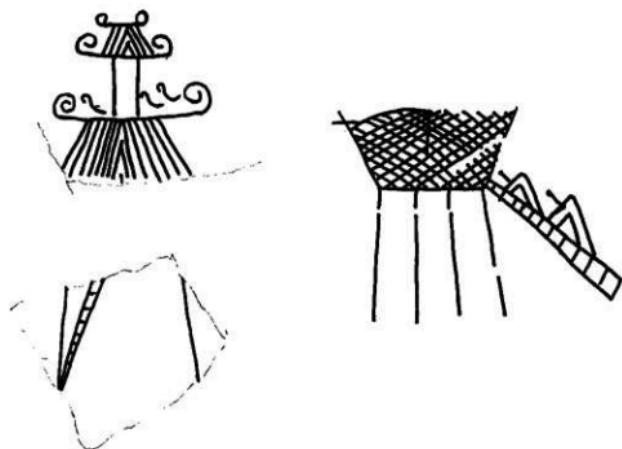
- た9本柱（2間4面）の建物は3.32m×3.0mで、北と東側に柱穴列（壠）があった。またその西には2間3間の側柱建物があった。
- ⑨ 廃古・縄遺跡の上器片その他蓋埴輪などにも見られる。第226図参照。
- ⑩ 「神奈川県厚木市子ノ神遺跡川土の家形土器について」『考古学雑誌』67-2・1981、「弥生時代の種類の保存—稻靈信仰の萌芽』『歴史公論』1982。報告書は、子ノ神遺跡発掘調査団（望月幹夫）編『子ノ神Ⅲ』厚木市教育委員会 1990。
- ⑪ 間壁忠彦・間壁鹿子「女男岩遺跡」「女男岩・辻山田遺跡の問題点」『倉敷考古館研究集報』10 昭和19年
- ⑫ 繩文時代の大型住居については多くの論考がある。例えば、小川望「繩文時代の「大形住居」について（その1）—その定義と機能をめぐる若干の考察ー」『東京大学文学部考古学研究室研究紀要』第4号 昭和60年10月、あるいは住居説をとる武藤康弘「繩文時代の大型住居—長方形大型住居の共時的通時的分析ー」『繩文式生活構造—土俗考古学からのアプローチー』安西正人編 同成社 平成10年2月などがある。
- 弥生時代の墓前の大型建物は佐賀県の植比本村遺跡や古野ヶ里遺跡で発見され、吉野ヶ里遺跡では床下の高い高層建築が復元されている。
- ⑬ 池上曾根遺跡史跡指定20周年記念事業実行委員会編刊『池上曾根遺跡史跡指定20周年記念 弥生の
- 瑞源都市と巨大神殿』平成8年12月。巨大神殿とされているが、述べたように儀式・儀礼を行なう建物と見られる。
- ⑭ 桜山林編「住居址発見祭礼遺物の研究—時期別検討を中心にー」『國學院大學日本文化研究所紀要』第35輯 昭和50年3月
- ⑮ 典型例として福島県建鉢山遺跡が挙げられる。戸田有二編『古代祭祀建鉢山遺跡』吉川弘文館 平成10年9月 なお、この遺跡について筆者も「建鉢山祭祀遺跡と儀鏡」『月刊考古学ジャーナル』446号 平成11年6月 に触れている。
- ⑯ ダム建設に関連して発掘調査された奈良県川上村旧官幣人社丹生川上神社上社は、明治以降の社殿がコンクリート基壇の上に建てられていたが、このコンクリートをとると、右積みの基壇となり、江戸時代、中世と徐々に基壇が小さくなり、ついには低い石積み上に平安期に遡る見られる建物の柱の痕跡が残されていた。つまり、本殿の位置を変えることなく、その上部に次々と重ねて基壇を造り、徐々に規模も大きくなっていたことが判明した。奈良県立橿原考古学研究所編『宮の平遺跡』I 奈良県立橿原考古学研究所調査報告第84回 奈良県教育委員会 平成15年3月
- ⑰ 鳥取県古代文化センター「出雲神庭荒神谷遺跡」平成4年。鳥取県教育委員会『加茂岩倉遺跡』平成10年。鳥取県教育委員会・朝日新聞社『古代出雲文化展—神々の国ー』平成9年4月



第224図 子ノ神遺跡出土家形土器復元図（井上洋一「家形土器考」『西相模考古』5）



第225図 稲吉角田出土土器に描かれた高殿（『考古学雑誌』67-1）



第226図 唐古・鍵遺跡出土土器の絵画 2例

第26章

文献史料から見た
宝治2年の杵築大社造営

第26章 文献史料から見た宝治2年の杵築大社造営

井上 寛司（大阪工業大学）

1. はじめに

2000年4月に大社境内で発掘された、3本柱を束ねる巨大神殿の宇豆柱は世紀の大発見として各方面に大きな衝撃を与えた。そしてその後の調査で、この造構は出土土器の編年や放射線炭素同位体による宇豆柱の伐採年代の測定などから考えて、12世紀後半～13世紀前半ころのもの、具体的には宝治2年（1248）造営の神殿跡である可能性の極めて高いことが明らかとなつた。

周知のように、宝治2年の大社造営は中世における正殿^①造営の最後に当たり、近世初頭の寛文6年（1666）に再び正殿式の造営が行われるまで、その後約400年の長きにわたって正殿が造営されることはない。また、この宝治2年の造営・遷宮に関しては、重要文化財に指定された建長元年（1249）6月の杵築大社造宮所注進^②を始めとする古文書が残されていて、遺跡と文献史料とがセットをなす形で確認されるという点でも大いに注目されるところである。これほど貴重で重要な造構が文献史料によって直接的に確認できる事例はまことに稀有のことといわなければならないからである。

そこで、本稿では宝治2年の杵築大社造営とはどのようなものであったかについて、文献史料から何が分かるのかを整理・検討してみることとした。もっとも、文献史料が残されているとはいっても、全体としては著しく制約されており、そこから得られる情報も極めて限られていて、基本的な事柄はすでに『大社町史』上巻^③において述べたところであるが、その後の研究を通していくつか修正を加えるべきところも明らかとなってきたので、それらの点を含めいま一度整理し直すこととした。

2. 中世における杵築大社の造営と遷宮

本論に入るに先立ち、予め平安末・鎌倉初期の杵築大社の造営・遷宮が、他の時代と異なるどのような特徴を持っていたかについて、極く簡単にその概要をながめておくこととする。

この問題は杵築大社そのものの歴史的なあり方と表裏一体の関係にあり、その両者を合わせた理解が求められるが、これについては差し当たり次の3点に注目しておく必要があろう。

まず第1は、この時期の杵築大社が出雲国の中宮鎮守（一宮）であったこと。これは、かつて古代には国造就任時の神賀詞奏上儀礼などに示されるように、国家的な地位を認められていた杵築大社が、律令制の衰退とともに古来的な神社制度の変質と解体の中で、新たな再生と復活を目指して自己変革を遂げたことを意味するものであり、京都とその周辺部に位置する22の有力神社（王城鎮守二十二社）と各國の鎮守神（諸國一宮）とが相互に連携し合って日本国全体の安泰を実現するという、中世的な神社制度としての二十二社一宮制の有機的な一環をなすものであった。

この中世的な神社制度の根幹をなす諸國一宮制は、全国的には11世紀末～12世紀初頭頃の成立とされるが、出雲国では全国に先駆けて11世紀中ごろに成立した。その後における杵築大社造営（正殿）の先例として、絶えず注目されることとなった治暦3年（1067）の造営をめぐる動きの中で推進されたものであった。そしてこの中世出雲国一宮制の成立は、大社祭神のオオナムチからスナヲへの転換と、それにともなう祭神スナヲを基軸に据えた中世出雲神話の成立、大社国造の意宇から杵築への移住、あるいは本寺鷲淵寺との一体的な相互補完関係（一寺・一宮体制）の成立などと一体のものであり、

こうした古代とは異なる杵築大社のあり方が中世諸国一宮制、二十二社一宮制という中世的な神社制度・体制と緊密に結び合いながら確立されたことを意味していた。

第2に注目されるのは、こうした神社制度や体制の変化・転換にともなって、杵築大社の造営のあり方もまたそれ以前とは大きく様変わりしたことである。その最も重要な特徴は、それまで中央政府が直接責任を負う、いわゆる国家事業として大社造営が行われていた（具体的には中央政府の命に基づいて出雲国司が正税を用いて行った）のが、出雲国司や國衙の直接的な責任と権限に基づいて、出雲国獨占のいわば地域的な事業として行われるようになったことである。もちろん、出雲の国鎮守である杵築大社は地域的国家神としての公的・国家的位置を占めていたから、中央政府がその造営事業に協力するのは当然のことであって、天皇の命（宣旨）に基づいて莊園・公領から一律に造営費用を徴収する一国平均役賦課の措置が取られたほか、造営・遷宮事業の推進に当たっては、その節目ごとに宣旨が発せられ、仮殿の造営・遷宮や正殿の材木切り出し・棟上げから遷宮に至る期日・時間が事細かに定められたりもした。しかし、その場合にあっても、あくまで造営・遷宮の主体は山雲国司や國衙にあり、社家と協力してこれを遂行することが求められた。「國衙・社家相共に」というのが中世杵築大社の造営・遷宮事業の全体を貫く基本原則とされたのである。

ところで、かつての正税に代えて宣旨に基づく一国平均役が賦課された背景には、中世的な莊園・公領制の成立とそれにともなう中世的な徵稅体系の成立があった。文永7年（1270）11月に作成された杵築入社三月会相撲・舞頭役結番帳¹⁰は、そうした一国平均役を徴収するための最も完成された基本帳簿というべきもので、各莊園・公領（國衙領）の公田数を書き上げた大田文としての特徴を持っていた。中央政府（太政官・民部省）の承認を得て成立した莊園

に対しても、國衙領と同様、その大田文に記載された公田の田数に基づいて出雲國衙が応分の大社造営役を徴収する、これが一国平均役の具体的な内容に他ならなかった。

さて、第3に注目されるのは、このように中世への移行にともなって杵築大社のあり方やその造営形態が大きく変化したにも関わらず、高社な巨大神殿の造営という点では聊かの変化もなく、これまでと同様巨大な神殿が造営され続けたことである。鎌倉初期ごろに杵築大社を訪れた寂蓮法師が、「天雲たな引山のなかはまてかたそきのみえけるなん此世の事とも覚えさりける」として、「やはらくる光や空にみちむらん雲にわけ入りきのかたそき」と歌った¹¹のは、これを最も端的に示すものであり、平安末から鎌倉初期に至るこの前後の時期に、大社転倒の記録が集中的に現れてくるのも、のことと密接に関わっている。

大社転倒が史料上に現れる最初は康平4年（1061）のこと¹²、天仁元年（1108）¹³、保延7年（1141）、承安2年（1172）、嘉禄元年（1225）¹⁴と合わせて、計5回の転倒が確認される、ともに高社なるが故のことであったと推測される。このうち、康平4年の社殿転倒にともなう治暦3年の正殿造営と遷宮の過程を通じて中世山雲国一宮制が成立していったことは先述の通りであり、これら大社転倒の事例がいずれも中世一宮制の、それも正殿が造営され続けた宝治2年に至る極く一時期に集中していたということになる。いったいこれは何を意味しているのか。残念ながら、この問題に直接答える史料を見出すことはできないが、先述した一国平均役による造営という、この時期特有の造営形態と深く関わっていたことは疑いないところであろう。巨大神殿の造営という国家的事業の遂行が、一国平均役などによるとはいえ、所詮出雲一国だけの力では手に負えなかつたということであり、宝治2年を最後に中世の正殿造営が姿を消すのも、その点からして当然のことであったと推察されるのである。

ここで視点を変えて、中世諸国一宮制の時期の作業大社の造営・遷宮が具体的にどのような形で進められたかについて考えてみよう。比較的史料のよく残っている平安末期の康平4年・天仁元年・保延7年の転倒の場合を中心に、社殿の転倒から正殿の造営・遷宮に至る過程を時間的な順序に従って整理すると、およそ次のようにまとめることができる。

- ① 宣旨に基づく中央からの転倒実検使の下向。これには國衙在庁官人も立ち会う。
- ② 実検使の報告に基づく社殿建立の宣旨と、その具体的な作業日時を記した「日時勘文」の下付。この日時勘文には、仮殿立柱上棟・仮殿遷宮や正殿材木の伐り始め・木作り始め・立柱上棟及び遷宮の日時などがそれぞれ記されており、実際の造営・遷宮はすべてこれに従って進められた。
- ③ 仮殿遷宮。この儀式は、京より下された神宝物以下と、山雲国内（宝治2年の例からすると、出雲府中の「（国衙）細工所」がこれに当たったと考えられる）で整えられた諸物の兩者を用いて行われることとなっており、またその神事は國造以下の神官と日代・國衙在庁官人両者の共同によって、2日間にわたって行われた。このうち、2日目には十烈走馬・東遊歌舞・競馬・笠懸・曲舞・相撲・勝負舞などが行われたが、宝治2年の例からすると、これらの神事に要する費用や諸役はいずれも國衙領に賦課されたようで、以下の諸神事についても同様であった。
- ④ 正殿の木作り始め。この日には、京から下ってきた番匠（大工）の参加のもとに、作事始めの神事があり、曲舞・相撲・勝負舞なども行われた。なお、久安度の康治2年には「三前山（御崎山）」で木材を探すため、これに先だって在庁官人が國造と共に「神願」を勤めた。
- ⑤ 正殿の立柱・上棟。このうち、上棟の際には「祈請神事」があり、東遊歌舞・十烈

走馬・曲舞・相撲などが行われた。また、工事の最終段階に、京より遷宮神宝物が下され、出雲国内の諸物も整えられた。

- ⑥ 造営事業の終了を確認するための宣旨に基づく中央からの覆勘使の下向、及び正殿遷宮の日時勘文の下付。
- ⑦ 正殿遷宮。日代・在庁官人らが参加し、國造以下の神官とともに2日間にわたる神事を行った。その内容は仮殿遷宮の場合とほぼ同じ。但し、宝治2年のそれを久安元年の場合と較べると、かつての十烈走馬・笠懸に代わって流籠馬が加わり、また新しく花女・村細男・田楽が追加されている。
- ⑧ 在庁官人による中央への遷宮完了の報告書（解状）提出。

以上のような形で進められた中世作業大社の造営・遷宮のあり方を、改めて全体としてながめてみると、そこからはおよそ次のような特徴を抽出することができる。まず第1に、社殿の転倒から始まったその再建事業では、仮殿の造営・遷宮と正殿の造営・遷宮が1つのセットをなす形で進められていて、仮殿は文字通り正殿が完成するまでの仮の社殿、一時的にご神体を移す場所に他なかったことが知られる。

仮殿・正殿の区分に関しては、「仮殿式」・「正殿式」という表記とも関わって、正殿を高さ8丈・6間四方の正規の社殿、仮殿をそれに満たないものとする理解が一般的となっているが、松岡高弘・土田充義両氏¹⁰⁾が指摘したように、こうした理解は近世以後に新しく生まれてきたものであって、それ以前には合致しない。中世における本来の仮殿・正殿の意味は、文字通り「正規の社殿」とその間をつなぐ「仮の社殿」のことであり、だからこそ上に見たように仮殿と正殿は一連の造営事業として進められたのであった。また仮殿のこうしたあり方から、緊急避難的に既存の建物が仮殿に充てられる場合もしばしば見られた。保延7年の社殿転倒の場合がそれで、毫殿を修造してご神体を一旦ここに移したのち、翌康治元年（1124）11月から

改めて仮殿の造営が進められ、久安元年（1145）11月に正殿の造営・遷宮が行われた¹⁰⁰。

第2の特徴として指摘できるのは、この造営・遷宮事業の全体が1つの神聖、かつ厳肅な儀式として位置づけられていたと考えられることがある。仮殿の立柱上棟・遷宮や正殿の材木の伐り始め・木作り始め・立柱上棟から遷宮に至るすべての作業が、中央から下された日時勘文に従って進められ、またその日々の神事をともないながら作業が進められたところから、これをうかがうことができる。仮殿の造営・遷宮というのも、正殿の遷宮を以て完了するこうした儀式の有機的な一部を構成するものに他ならなかつたのである。

第3に、以上のような儀式が中央（天皇・中央政府）と地方（出雲国衙・社家）との緊密な連携のもとで行われ、その意味では国家的な事業として出雲国一宮の造営・遷宮が進められたが、これに要する費用の調達や神事の実際が基本的にはすべて出雲国衙及び社家が務め、担うこととなっていて（京から下される神宝物や、同じく京都から下ってくる番匠を除く）、そこに中世一宮制に特有な造営・遷宮形態の本質が如実に示されていると考えられることである。

さて問題は、こうした一般的な原則を踏まえながら、宝治2年の造営・遷宮が具体的にどのような形で行われたのかということにある。節を改めて考えてみることとしよう。

3. 宝治2年の社殿大社の造営と遷宮

この問題について考えるためには、まず最初にその起点となった社殿の転倒時期を明確にしておかなければならない。というのは、宝治2年ごろと推定される年月日未詳の大社遷宮・顛倒次第旧記¹⁰¹や、同じく年月日未詳の社殿大社遷宮注進目録¹⁰²・出雲国造世系譜¹⁰³などでは、いずれも嘉祐元年（1235）11月2日の夜に社殿が転倒したとしながら、仮殿の遷宮はともに嘉祐3年（1227）6月のこととしていて、社殿の転倒より前に仮殿の造営・遷宮が行われたとい

うまことに奇妙なこととなってしまっているからである。いったい、この相矛盾する年代の記載はどのように考えればよいのか。

社殿転倒の時期を明記した確かな史料は残されていないが、文永12年（1275）4月の社殿大社仮殿造営日録¹⁰⁴によると嘉祐3年7月に仮殿の遷宮が行われていて、この年代に間違はないから、問題は嘉祐元年の社殿転倒がどうかということになる。そうした目で同じく文永12年4月頃と推定される年月日未詳の社殿大社正殿日記目録¹⁰⁵を見ると、寛喜元年（1229）11月2日に正殿造営のための材木伐採が始められていて、嘉祐元年の社殿転倒は事実でなかったことが判明する。「嘉祐元年」という記載は、恐らく嘉祐元年（1225）の「祿」を「植」と誤って伝えたところから生じたものなのであろう。以上の検討結果から、社殿の転倒は嘉祐元年11月で、同3年7月に仮殿遷宮、そして21年後の宝治2年10月に正殿遷宮が行われたという経過を推定することができる。

そこで、次に問題となるのは、この社殿の転倒から仮殿の造営・遷宮、そして正殿の造営・遷宮へという過程が具体的にどのような形で進められたのかということである。この点については、平安末期の場合のような史料が残されていないため、不明なところもあるが（基本的な枠組みは、鎌倉初期のこの時期にあってもさきに指摘した①～⑧と本質的に異なるところなかつたと考えられる）、仮殿と正殿の造営日記目録がそれぞれ残されていて、これとは別の形でその過程の概要を知ることができる。

この造営日記目録2通は、文永7年（1270）正月に焼失した社殿を再建するための基礎資料の1つとして、直前の正殿造営である宝治2年の場合、仮殿・正殿の造営がそれぞれどのような形で進められたのかを、各節日ごとに作成された文書や日記（諸費用の支出などを記した算用状=決算書の類の文書¹⁰⁶）の目録などをそのまま順に書き上げることによって示したもので、本来は文書や日記の本体もこれに添えられて

たのである。残念ながら、文書や日記自体は今日に伝わらないため、その詳細を知ることはできないが、その目録のみからでも多くの情報を得ることは可能である。以下、この目録に掲りながら検討を進めることとする。

1. 仮殿の造営・遷宮

まず、仮殿としてどのような建物が建立されたかであるが、それは次の通りである。

神殿1宇、内内殿1宇、小社3宇（筑紫社・御向社・雨崎社の3社であろう）、左右門客人社2宇、対之屋6宇、内外鳥居2基

一般に、仮殿といえば正殿が完成するまでの仮の社殿ということから、ご神体を安置するための簡単な仮設社殿のみを想定しがちであるが、実際はそれと大きく異なり、神殿を中心に、内殿や小社・門客人社・対之屋、さらには鳥居2基までを含む、正殿のいわばミニチュア版ともいうべき本格的なものであったことが知られる。後に「仮殿式」と呼ばれた由縁も、こうしたところにあったと考えることができよう。但し、それが具体的にどのようなものであったかについて、現状ではなお不明といわざるを得ない。そしてこの仮殿は、およそ以下の順序で造営作業が進められていった¹⁷⁷。

嘉禄2年（1226）

10月2日 材木伐り出しのための人夫の徵發

10月(18)19日 木作り始めの神事

11月7日 遷宮儀式次第とその際に用いる神宝物の率法を定める

同3年（1227）

5月2日 神宝物の内容を定める

6月7日 遷宮式に供奉する在庁官人等の名簿整う

6月24日 遷宮の日時・儀式内容を定める

7月7日 遷宮式行われる

これによって見ると、嘉禄元年11月の社殿転倒からおよそ1年半後に仮殿遷宮が行われたわけで、保延7年（仮殿遷宮は約1年半後）や承安2年（同じく約3年後）などと較べても、そ

の作業は比較的順調に進んだといえよう。

2. 正殿の造営・遷宮

仮殿と異なり、正殿として造営された建物はおよそ以下の通りである。

神殿1宇、内内殿1宇、筑紫社、御向社、雨崎社、左右門客人、中門1宇、中門廊1宇、供祭所1宇、塲垣、3面築垣、舞殿1宇、庁屋1宇、左右方屋2宇、左右御厨2宇、御殿¹⁸⁸1宇、内外鳥居2基

ここに記された建物の配置は、年月日未詳の絹本着色出雲大社并神郷図に描かれた境内の様相とほぼ合致しており、この絵図そのものが宝治2年当時の境内の様子を描こうとしたものであることがうかがわれる。

さて、その正殿造営がどのように行われたかであるが、仮殿の場合と同様の形式で示せば、およそ次の通りである。

寛喜元年（1229）

11月2日 材木の伐り出し始まる

12月7日 京下の官使と大工に渡す作料米を徵収

天福2年（1233）

10月7日 伐り出した材木を境内まで引いてくる人夫を割り当てる

嘉祐2年（1236）

7月2日 柱穴を掘る人夫を徵發

同3年（1237）

4月2日 木作り始めのための大工・番匠に祿物（給与）を支給

4月7日 棟上げのための大工・番匠に祿物（給与）を支給

4月9日 棟上げのための柱を立てる

同4年（1238）

5月22日 柱の覆板を徵収

6月10日 京下の番匠に支給する食料と作料錢を書き上げる

9月7日 種々の繩料と麻を徵収

曆仁2年（1239）

2月7日 2度の関東御教書に従って莊園・

公領の地頭に拠出を命じた材木・桧皮を書き上げる	4月27日 神宝所から牛皮（の加工品）を進上
延応元年（1239）	同 2年（1247）
9月？日 （上の）桧皮を徵収	6月？日 造営事業の完了を確認するため下向してくる覆勘官使に支給する費用を割り当て、徵収
同 2年（1240）	10月27・28日（遷宮式行われる）
2月？日 不足費用調査のため下向した官使の活動に要する米の納入・未進状況を確認	このうち、最後に記した遷宮式の期日のみは、建長元年6月の作業人材造営所注進によって補った。宝治度の造営・遷宮に関するこうした類の史料はこれだけに限られていて、制約は極めて大きいが、しかしこうした史料が残されたこと自体、まことに貴重というべきで、ここからは実に多くの情報を得ることができる。
2月28日 安貞2年（1228）～延応元年の間の造営米の収支を確認	まず最も注目されるのは、正殿造営のための材木伐り出しの始まったのが寛喜元年11月、そして巨大柱を立てる穴掘り工夫の微発されたのが嘉祐2年7月初旬、棟上げの柱立てが翌3年4月、さらにそうしたすべての作業が終わり、正殿の造営事業の終了したのが宝治2年6月頃であるなど、大まかではあるが工事の節目となる期日がかなり正確に確認できることである。
仁治2年（1241）	そして、こうした具体的な作業日程やその間の種々の動きが分かることから、この造営・遷宮事業全体の歴史的性格や特徴が具体的にうかがえるという点で、たいへん興味深い。そのいくつかを挙げればおよそ以下の通りである。
6月13日 作料米の収支を確認	まず第1は、材木の伐り出しが始まった寛喜元年11月から数えて、巨大柱の穴を掘る工夫を微発するまで5年8ヶ月、そして実際に棟上げの柱立てまで、実に7年5ヶ月もの時間を要していることである。これは、材木引き出しの人手割り当てまで約4年が経過したことからもうかがわれるよう、主要には必要とする材木が整わなかったことによると推察され、巨木を集めることができ困難な状況にあったことが知られる。その理由は明示されていないが、治暦3年の正殿造営の際の同じ期間が2年8ヶ月、承久2年が2年5ヶ月、そして久安元年の場合が1年10ヶ月であった（建久元年の場合は不明）
7月27日 千本を上げるのに必要な繩・麻を徵収	
10月？日 鎌倉幕府の命により地頭の門田・給田から造宮米を徵収	
同 3年（1242）	
5月？日 尾繩を徵収	
11月10日 公田・門田から徵収した造宮米の収支を確認	
寛元元年（1243）	
閏7月22日 桧皮・繩を徵収	
11月14日 造宮内の内から各方面に支出した費用を計算	
同 2年（1244）	
3月11日 桧皮の納入・未進状況を確認	
4月1日 各花園の地頭役である材木・桧皮の納入状況を確認	
同 3年（1245）	
3月23日 公田と門田・公文給田及び大原郡大東莊から納めるべき造宮米の納入・未進状況を確認	
同 4年（1246）	
4月18日 遷宮式に用いる神宝の染台・函を割り当て、徵収	
5月？日 遷宮用の鹿皮・牛皮を国衙領の郷々から徵収	
8月？日 遷宮用の藍・茜を国衙領の郷々から徵収	
宝治元年（1247）	

ことからすると、一層に困難の度の深まつたことが推察される。いったいそれは何故なのか。改めて慎重に考えてみなければならないが、差し当たり次のような事情を推定することは可能であろう。それは、12世紀になって全国的な規模で諸國一宮制が整うなか、材木の調達など造営に必要な諸物資をすべて各國の中で整えなければならない、出雲国内における巨木の調達が困難の度を深めていったと考えられることである。

このことは、次のような2つの事例から推定することができる。その1つは永久2年の正殿造営の場合で、年月日未詳杵築大社造営遷宮印記注進⁽²⁰⁾に記された「国日記」によると、この時の巨木は因幡国（同国一宮宇部神社）が協力して調達されていて、一宮制の成立期に当たるこの頃までは、出雲国内に止まらず、周辺諸国も協力する体制の存在していたことが知られる⁽²¹⁾。これに対し、その次の久安元年の正殿造営の場合には、前節でも述べたように御崎山で、在庁官人が国造とともに「神龜」を行うなどして材木の伐り出しを行っていて、出雲国内での材木調達方式に移行していることが分かる。そしてとくに注目されるのは、永久2年の場合の材木が、大木18本（長さ10・9・8・7丈、口7・6・5・4尺）、中木9本（長さ5丈以上）、小木10本（長さ4丈以上）、小木60本（長さ3丈以下）という内訳だったのに対し、久安元年の場合は5尺木3本、4尺木18本、3尺7本、2尺5寸7本という形で、桁違いに縮小してしまっていることである。

この時期の正殿が実際どの程度の高さであったのか、現状ではなお明確でないが、依然として高壯な建造物であったことに変わりはなかったから、この転換が重大な影響を与えたに違いないことは明らかであろう。今回発掘された、宝治2年と推定される巨大神殿の宇豆柱が3本の柱を束ねたものだというのも、あるいはこうした材木調達方式の変化にともなう巨木集めの困難さが招いた結果であったとも考えられ

る。現在のところ、一般的には3本の柱を束ねる宇豆柱は古代以来ものと考えられているが、中世諸国一宮制の確立による巨木の調達が困難となった12世紀以後になって新しく登場した方式だという可能性も残されており、改めて慎重に検討を加えてみる必要があるといえよう。

宝治2年の場合についていえば、この3本束ねの宇豆柱さえ、出雲国内では材木の調達が容易でなかったということであり、宇豆柱に杉材が使用されたというのも、あるいはこのことに関係しているのかも知れない。この点も改めて考えてみる必要があろう。

さて、第2に注目されるのは、棟上げが行われた嘉祥3年4月から造営事業が完了する宝治2年6月まで、実に10年余り（社殿の転倒から数えれば23年）もの歳月を要していることである。これを同じく他の場合と比較すると、治暦3年の場合が2年（同5年3ヶ月）、永久2年が3年7ヶ月（同6年8ヶ月）、そして久安元年が1年（同4年5ヶ月）で、これまた一層に拡大したことが分かる。そして重要なことは、この点に関してはそれなりの事情や状況がある程度具体的な形でうかがえることである。

まず、作業が遅延した理由であるが、その最大の要因は造営に要する費用の徴収が芳しくなかったところにあるよう、延応2年の春にはわざわざ中央からその不足分の調査のために官使が遣わされている。前節でも述べたように、出雲の国領守杵築大社の造営費用は一国平均役として各社團と同額の公田数に応じて賦課され、各所領の領主（地頭）がこれを納めることとなっていたが、とくに承久3年（1221）の承久の乱以後東国から多数の御家人が地頭として出雲に移住してきたこともあって、杵築大社に対して特別な崇敬心を持たない彼らから多額の造営費用を徴収するのは容易でなかったと推察される。暦仁2年2月7日の項に見える2度にわたる関東御教書というのも、そうした拠出を渋る地頭らに対する督促であったことは改めて指摘するまでもないところであろう。

そしてこのことから、造営・遷宮のあり方の変化という、いま1つの問題が浮かび上がってくる。これまた前節で述べたように、一宮の造営・遷宮は本来国衙と社家とが共同で進めるべきものとされ、そこでの国衙の最も重要な任務はそれらに要する費用を調達することにあった。ところが、上に述べたような状況の中で、国衙の徵税機能は十分に作動せず、それが造営作業の遅延をもたらすことにもなったのであった。幕府御家人（地頭）に対する直接的な指揮・命令権を持つ幕府が関与し、国衙機能を補強することがなければ、造営事業は一步も進まないところまで立ち至っていたのである。

しかし、強制執行機関としての幕府が関与したからといって直ちに問題が解決したわけでもないことは、寛元2年4月に至っても、なお地頭役の納入状況をチェックしなければならなかつた（未納があるからに他ならない）ことからもうかがわれるところである。そこで幕府は、さらにその不足分を補うべく、仁治2年10月には個々の地頭の門田や給田からも造宮米を徴収し、あるいは同年3月23日の項に示されるように、下級社官である公文の給田に対しても賦課を行つたのであった。

国衙・社家に加え、こうした幕府権力の強力な支援を得てようやく実現された造営と遷宮。それが宝治2年の正殿であり、治暦3年や久安元年を始めとする平安期のそれとはかなり趣を異にしていたことが知られる。そしてこのことは、遷宮式における次のような変化となつて現れることとなつた。

宝治2年10月27・28の両日にわせて行われた遷宮式は、大社国造・神官と目代・在庁官人の両者の共同、すなわち「国衙・社家相共に」の原則に基づいて行われ、これに国衙領の郷々が協力するという、平安期以来の形式に則つて催されたが、守護佐々木泰清が参加するという点で平安期とは大きく異なつていた⁽³⁷⁾。

守護のこの儀式への参加は次の3つの形で示された。1つは、儀式が始まるのに先立つて、

27日の朝ご神体の收められている仮殿の前に守護が神馬3匹を引き進めたこと、2つは、遷宮の際、左方屋において守護が御輿の行列を押ししたこと、そして3つは、流鏑馬15番において在岡司朝山氏に次ぐ2番を守護佐々木氏が務めたことである⁽³⁸⁾。このうち、1と2はいわば外側からこの儀式のスムーズな進行を見守る意味を、また3は国衙権力を代表する在岡司朝山氏に協力する形で幕府・守護権力の代表者としてこの儀式をいわば内側から支え、盛り上げる意味をそれぞれ担っていたと考えられ、守護が国衙・社家に対する脇役ではあるが、しかし極めて重要、かつ不可欠な役割を果たしていたと評価することができる。それは、造営事業の全体を通じてみられた幕府権力の役割を、遷宮式の場において、極めて凝縮した形ではあれ示すものであったことができるであろう。

4. その後の造営と遷宮

以上のような、必死の努力によってようやく実現された宝治2年の正殿造営ではあったが、23年後の文永7年正月の火災で焼失。そしてこれを最後として、中世には再び正殿が造営されることはなかった。

もちろん、それは結果的にそうなつたということであつて、決して正殿造営そのものが放棄されたわけではなく、それを実現しようとする試みは少なくとも鎌倉末・南北朝期ころまでは維持され、またそのことが強く意識され続けた。永徳元年（1381）6月27日に国造北島資孝が元亨時の仮殿遷宮の次第を記し、これに準じて遷宮式を行うと述べた注進状⁽³⁹⁾の中に「正殿遷宮式」の文言が見え、これが中世における「正殿」の実質的な史料終見であったことからもそれをうかがうことができよう。

「正殿」の呼称そのものは、戦国期の尼子経久による永正16年（1519）の造営の際にも、「御正殿御柱之次第」、「御正殿より先御長をたてられ候」などと見えるが⁽⁴⁰⁾、その内容がすでに本來のものと大きく変わつてゐることは改め

て指摘するまでもない。そのことは、応安元年(1368)9月9日に室町幕府が段別20文の一国平均役に基づき1000貫を料足として大社の「仮殿造営」を行うよう出雲国守護京極高秀に命じた⁽²⁴⁾ことからもうかがわれるところで、その造営が応安3年に完了した⁽²⁵⁾にも関わらず、両国造家の対立から遷宮式が延引しているとして守護山名義孝が永徳元年4月2日付で千家・北島両国造に遷宮の執行を命じた⁽²⁶⁾。それに対する国造家からの回答が、さきに述べた永徳元年の北島資孝の注進状だったのである。すなわち、室町幕府の命に基づく一国平均役による造営ではあっても、宝治2年以後の造営はもやは「正殿造営」とはされなかつたのであって、尼子氏による造営が応安3年の場合と本質的に異なるところなかつたのは改めて指摘するまでもないところである。

では、宝治2年以後の造営は何故に「正殿」の造営とはされなかつたのか、逆からいうとどのような造営が「正殿造営」とされたのか。この点について考える上で参考となるのは、弘安元年(1278)と推定される年末詳5月8日の沙弥佐々木書状⁽²⁷⁾である。山雲に在国していた守護佐々木泰清が、文永7年の大社焼失後8年経っても仮殿造営さえできていない状況に対する善後策を述べたもので、「公家の御計として、國方の造営大方ちかく不_可...事行」として、「於-仮殿-者、彼-仰-付義孝、正殿者任-先例-御沙汰候者、定可、為-公平-歟」と指摘している。「公家の御計」、すなわち天皇・中央政府の指揮のもとに「國方」=出雲国衙の責任において行う造営が「先例」であり、「正殿」なのに對し、「社司・御家人兼帶」である国造山雲義孝が幕府・守護の直接的な支援を得て行う造営が「仮殿」だというのである。正殿・仮殿の概念がかつてのそれと大きく異なり、それが造営事業の主体のあり方の違いと密接に関わっていることは明白であろう。

こうした変化が生じた背景には、次のような事情が存在した。1つは、先述したように国衙

の徵税機能が著しく低下し、もはや「先例」に基づく造営ができなくなつたこと、2つには同じく国衙機能の低下の中で、かつては山雲国衙が所持・保管していた造営関係資料が失われ、国造の所持する資料に基づいて造営を行わなければならなくなつたことである。こうした状況の中で、国造の所持する資料に基づき、幕府・守護の直接的な支援のもとに、いわば簡略化された形で造営・遷宮が行われるようになった。これが宝治2年以後における中世の造営・遷宮であり、それが「仮殿」と呼ばれたのであった。

そして、こうした変化にともなって、国造の所持する造営関係資料も新たな重要性を担うこととなつたが、そこに登場してきたのが「造営旧記」と「差図」とであった。その史料初見は康永2年(1343)3月16日の杵築大社紛失文書目録⁽²⁸⁾で、訴訟のため京都に文書を持参した際に紛失してしまつたというものである。そして、南北朝期に千家・北島両家が分かれた後は、等しくこれらの文書を所持していることが国造であることの証として、代々の国造に相伝されていくこととなつた。貞治4年(1365)10月日の国造北島資孝代時国支状案⁽²⁹⁾が、「H記・差図」を相伝したことを以て北島資孝こそ正当な国造であると主張し、同じく応安4年(1371)12月29日に国造千家孝宗が「造営旧記・差図」を添えて国造職を嫡子直園に譲渡し⁽³⁰⁾、以後それが慣習となつた⁽³¹⁾のは、それを示している。

ここでとくに問題となるのは差図で、H記などの造営旧記はともかく、差図に関してはさきの紛失状以前にはまったく史料上にその存在を確認することができない。例えば、文永12年(1275)正月に、大社領家藤原兼嗣が文書の違乱(出雲国衙における人社造営関係文書の喪失)によって造営が5年も遅れているとして、改めて国造山雲義孝を大社總檢校に補任した際も、「義孝所持之日記文書」は問題とされるが差図にはまったく触れるところがない⁽³²⁾。文永年間から南北朝期に至る、国造所持の造営関係文書が改めて重要性を帯びる状況の中で、新たに整

備・作成されるに至ったと考えるのが妥当といえるであろう。従って、本居宣長の『玉勝間』に引用されて有名となった「金輪御造営差図」が3本束ねの宇豆柱を描いているというのも、直接的には宝治2年当時の状況を伝えたと考えるべきものであって、それが直ちに古代にまで遡るか否かについては別途慎重な検討が必要だということになろう。

5. むすび

以上、本稿では今回発掘された巨大神殿の遺構が宝治2年造営のそれである可能性が極めて高いとの調査結果を踏まえ、文献史料の側から何が分かるのかについて、若干の検討を試みた。その内容を改めてまとめることはしないが、本稿の考察全体を通じて何がいえるかについて、とくに重要なと思われる2・3の点を指摘し、むすびとしたい。

まず第1に、宝治2年の造営が中世最後の正殿造営であったという、その「正殿」の意味は決して神殿の高さのみをいうのではなく、主要には造営形態、すなわち天皇と中央政府の指揮のもと、山雲国衙の責任において「国衙・社家相共に」の原則に基づいて、厳重な儀式をともなう形で行われた造営だという点にあり、実際にはすでに中世的に大きく変容しているとはいえ、古代以来の伝統をそれなりに受け継いだ、その最後の造営であったと考えなければならないことである。

第2に、今回発掘された3本束ねの宇豆柱が「金輪御造営差図」に合致するところから、これを古代神殿跡とする見解が各方面から提示されたが、こうした理解には次の2つの点で再検討の必要があると考えられることである。1つには、3本束ねの宇豆柱そのものが12世紀になって新しく登場した可能性があり、これを直ちに古代にまで遡らせることには十分慎重でなければならないと考えられること、2つには、この「差図」そのものが宝治2年の正殿を念頭に置いて、その後に作成された可能性が極めて高く、

これまた直ちに古代には遡り得ないと考えられること、である。

従って第3に、「口遊」などにいう古代の高社神殿については、今後における新たな発掘の成果に待たなければならず、それへの期待がますます大きくなっていることである。3本束ねの宇豆柱そのものが12世紀になって新しく登場したものなのか、それとも古代以来の伝統であるのかについての回答も、偏にそれに懸かっていることができよう。今後の発掘と研究の成果に期待することとした。

註

- (1) 「正殿」の意味については、後ほど改めて検討を加える（第3・4節参照）。
- (2) 『大社町史史料編・古代中世』（大社町、1997年）238号。以下、本書収載の史料は号数のみを略記する。
 - (3) 大社町、1991年。
 - (4) 284号。
 - (5) 177号。
 - (6) 『百鍊抄』康平5年2月12日条に「諸卿定中出雲大社傾倒」（102号）と見える。
 - (7) 年月日未詳の大社遷宮・顛倒次第旧記（237号）を初めとする諸記録に、天仁2年（1109）3月に転倒したと記されており、『大社町史』上巻などもこれに従って記述を進めながら、確かな記録に基づいて作成された年月日本詳の作成人社造営遷宮旧記注進（235号）によると、すでにその前年の天仁元年10月に仮殿を建立、翌11月には正殿の造営が開始されているから、転倒はそれ以前の天仁元年、すなわち天仁2年の記述は天仁元年を誤って伝えたと考えるのが妥当ということになろう。この場を借りて訂正しておきたい。
 - (8) この年号に関しては、後ほど改めて論じる（第4節参照）。
 - (9) 松岡尚弘・上田充義「出雲大社における中世の仮殿造について」（『日本建築学会計画系論文報告集』385、1988年）。
 - (10) 235号。

- ⑩ 237号。
- ⑪ 508号。
- ⑫ 村田正志編『山雲国造家文書』(清文堂出版、1968年)付録。
- ⑬ 298号
- ⑭ 299号
- ⑮ 榎原雅治「莊園文書と惣村文書の接点—日記と呼ばれた文書―」(同氏『日本中世地域社会の構造』所収、校倉書房、2000年)参照。
- ⑯ 以下に述べる11件は、必ずしも正確とはいえない。史料上は、例えば「御仮殿材木引進大徴下事嘉祥二年十月二日」とあって、正しくは仮殿の材木を伐り出すための人大の徴発を命じたのが嘉祥2年10月2日ということで、実際この日に徴発されたかどうかは明確でないが、ここではこれを「徴発が行われた日」として扱っているからである。人まかなる作業の流れを整理するための手段としてご理解いただきたい。
- ⑰ 史料上は「3月」となっているが、前後の関係から「10月」の誤りと考えられる。
- ⑱ 史料上は「御櫻殿」とあって明確でないが、山雲大社井神郷図に見える「櫻殿」に当たると考えて誤りないであろう。
- ⑲ 235号。
- ⑳ 長元4年(1031)10月、出雲國司橋俊孝が人社転倒の虚偽の報告を行って、天皇・中央政府を含め大変な混乱を招いたことがあった(75~98号参照)。最終的には俊孝の報告の虚偽性が明確となり、翌年9月に俊孝が佐渡に流されて決着を見たが、この間の俊孝と中央政府とのやりとりの中で、俊孝は当然のこととして大社造営のためと称して但馬・伯耆・越後等の工夫の徴発を要請しており(88号)、大社造営事業は山陰道全体の協力を得て行われるというのがこの当時(10~11世紀ごろ)の慣習であったことがうかがわれる。
- ㉑ 「大社町史」では、作成大社の造営・遷宮への鈞瀬寺僧の関与が鎌倉期以後のことだとした(557ページ)。史料的に確認できるのはその通りであるが、しかしそれは鈞瀬寺僧の関与そのものが鎌倉期以後だということを直ちに意味するわけではない。中世山雲国一宮制のあり方からすれば、むしろ平安末期まで遡ると考えるのが妥当ともいえる。その実態解明は今後の課題であるが、少なくとも鎌倉期以後と断定した点には再検討の必要があり、訂正し、結論を留保することとしたい。
- ㉒ この点の評価をめぐって、「大社町史」では守護の役割が副次的であったことを強調するあまり、それが「守護としてではなく、国衙領(塙治郷など)の有力『地頭』としての参加」に過ぎないとしたが(557ページ)、この解釈には問題が含まれており、やはり「守護としての参加」と考えるのが妥当であろう。1番「在国司町山右衛門尉勝部昌綱」と2番「守護所隱岐二郎左衛門尉源泰清」とが対応関係にあり、かつ3番以下の庄郷(地頭)とは異なる表記となっていることなどに留意すべきだと考えるからである。この点、修正しておきたい。
- ㉓ 564号。
- ㉔ 1030号。
- ㉕ 538号。
- ㉖ 541号。
- ㉗ 561・562号。
- ㉘ 304号。
- ㉙ 448号。
- ㉚ 532号。
- ㉛ 552号。
- ㉜ 応永35年(1428)2月1日の千家直國から高國(677号)、同じく文安6年(1449)3月28日の高國から持國(728号)、寛正2年(1461)5月12日の持國から直信への譲状(768号)などにおいて、それぞれ差図と旧記とがセットで相伝されている。
- ㉝ 297号。
- ㉞ 67号。

第27章

発掘調査の総括

第27章 発掘調査の総括

渡邊 貞幸（出雲大社境内遺跡発掘調査指導委員会委員長・島根大学教授）

平成11年秋に「地下祭礼準備室」建設予定地の事前調査として始まった出雲大社境内の発掘は、予想を超える大がかりな遺構の検出を承けて、翌年度には体制を立て直し、三ヵ年計画の学術調査へと切り替えられた。そして、その結果明らかになったのは、この地域が縄文時代以来綿々と続く人々の営みの跡をよく留めており、未だ謎に包まれている出雲大社の起源の問題に迫り得るような発見も期待できること、そして、大社成立後今日に至るまでの社地景観のダイナミックな変遷がしっかりと大地に刻されているという事実であった。更に、この際に特に強調しておきたいのは、今回の調査成果が、精緻な考古学的発掘調査に加えて、文献や絵画資料等からの歴史学的研究や厚い研究蓄積を持つ建築史学、そして出土品に対する自然科学的検討など、関連する諸科学の最先端の知識と技術を総結集した共同作業によって得られたという点である。

改めて、調査によって確認できた主要な成果とその意義について素描しておこう。

その第一は、宝治度と慶長度の本殿の原位置及び規模、立柱の仕様等が明らかになったことである。特に宝治度のそれについては、古伝承通り3本一組の巨大な柱根とそのための大規模な柱掘形が検出され、前後の棟持柱（宇豆柱）が突き出た亀型を呈する壮大な柱列プランが復元されることになった。調査初期には古代神殿だという憶測もあったが、慎重な科学的調査を積み上げて、これが中世鎌倉時代、宝治度の本殿であるとほぼ断定できた意義は大きい。この時期の本殿に関する従来の通説が覆されるとともに、考古学、文献史学、建築史学等における新しい研究にひとつの定点をえた重要な成果であった。この調査結果を踏まえた本殿建築の復元的考察に関しては、藤澤彰氏と浅川滋男氏が本報告書のためにそれぞれ力編を寄せられ

た。なお、慶長期の関連施設として、拝殿南調査区で御供所跡と考えられる遺構も確認することが出来た。

第二には、宝治度神殿以前の、文字通り古代に属する遺構の存在が推定されることである。宝治度心御柱の脇では、より古い掘り込みが存在することを確認しており、これが古代に遡る時期の本殿に伴う遺構である可能性も否定できない。また、拝殿南調査区では7世紀代の祭祀と関係する土器類が出土しており、拝殿北東方の調査区では古墳時代前期から中期にかけての各種祭祀遺物が発見されている。更に古い弥生時代の遺物もいくつか検出されているが、草創期の出雲大社もしくはその前身としての祭祀関連の遺跡が、僅かにではあるが顔を覗かせつつあるように思われる。

そして第三に、信仰の対象であると同時に世界的な文化遺産でもある出雲大社について、真摯で学術的な検討が開始されたことの意義を指摘しておきたい。年間200万人もの参拝者が訪れる出雲大社は、これまで以上に国民的关心的になっていると言って良からう。考古学や歴史学、建築史学のみならず、古環境など自然史的観点からの検討を含めた総合的な調査研究が、今後も長期的展望をもって継続的に実施されることが期待される。

最後に、多くの参拝者で賑わう境内での発掘調査には多くの労苦があったものと思われるが、そうした中で重層する複雑な造構と格闘された調査関係者の御努力と、それを援助すべくさまざまな配慮をされた出雲大社当局の御厚意に感謝したい。併せて、御指導いただいた出雲大社境内遺跡調査指導委員会の諸先生はじめ調査を支えて下さったすべての方々に対し、深甚の謝意を捧げるものである。

報告書抄録

フリガナ イズモオヤシロケイダイイセキ								
書名	出雲大社境内遺跡							
副書名								
卷次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	景山真二・石原聰・松尾光品・露梨靖子・加村健悟・渡邊貞幸・井上寛司・梶山林繼・浅川滋男・藤澤彰・光谷拓実・今村峯雄・坂本稔・中村俊夫・丹生越子・小口千明・朽津信明・北野信彦・高安克己・渡辺正巳・小椋純一・古野毅・落合俊夫・櫻井剛・藤井宏和・本田卓・山口新吾・吉川英樹・上野健一・油井三和・塙本敏夫・佐藤宏介・金谷一郎							
編集機関	大社町教育委員会							
所在地	〒699-0711 島根県簸川郡大社町人字杵築南1338番地9 Tel: 0853 (53) 4441 Fax: 0853 (53) 2677 E-mail: kyouikuka@town.taisha.shimane.jp							
発行年月日	西暦2004年(平成16年) 3月31日							
フリガナ 所収遺跡名	所在地	コード		日本測地系による		調査期間	調査面積	調査原因
		市町村	遺跡番号	北緯	東経			
出雲大社境内	島根県簸川郡大社町杵築南195	32405	Z 3	35° 23'	132° 41'	平成11年9月1日 ～平成12年3月31日	450m ²	地下祭礼準備 室建設
				52°	17°	平成12年4月3日 ～平成12年11月16日		
						平成13年7月18日 ～平成13年11月9日	50m ²	保存目的の内 容確認
						平成13年12月3日 ～平成14年2月22日		
						平成14年6月3日 ～平成14年12月24日	95m ²	70m ²
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
出雲大社境内	社寺跡	縄文	溝跡	縄文土器				
		弥生	旧本殿遺構	弥生土器				
		古墳	柵列(玉垣)	土師器、須恵器				
		奈良	旧拝殿遺構	土師質上器				
		平安		鋲、釘、帶状鐵器				
		中世		錢貨、煙管				
		近世		鉄滓、羽口				
		現代		木器				
				瓦、陶磁器				
		巨大柱根、ほか						

平成16年（2004）3月31日発行

出雲大社境内遺跡

発行 大社町教育委員会

〒699-0711 島根県雲川郡大社町大字杵築南1338-9

TEL (0853) 53-4441

印刷 柏村印刷株式会社

〒697-0034 島根県浜田市相生町3889
